

総合振興計画後期基本計画の策定に係る
パブリックコメントの実施について

1. 目的

令和5年度を初年度とする新たな「本庄市総合振興計画後期基本計画」の策定にあたり、広く市民の意見等を聞くため、パブリックコメントを実施するものです。

2. 意見募集期間

令和4年9月5日(月)から10月4日(火)まで

3. 対象

- ・市内在住・在勤・在学者
- ・市内に事務所又は事業所を有する方
- ・市税の納税義務を有する方
- ・この事案に利害関係を有する方

4. 閲覧場所

- ・企画課
- ・支所総務課
- ・市民活動推進課(はにぼんプラザ)
- ・図書館(本館・児玉分館)
- ・市ホームページ

5. 意見の取扱

意見に対する考え方及び修正案は、内容をまとめたうえで公表します。

本庄市総合振興計画(案)

序 論

基 本 構 想

(平成30年度～令和9年度)

後 期 基 本 計 画

(令和5年度～令和9年度)

令和 年 月

本 庄 市

第1部 序論	1
第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の視点	1
第2章 計画の構成と役割	2
1 基本構想の役割と期間	2
2 基本計画の役割と期間	2
3 実施計画の役割と期間	2
4 総合振興計画と個別計画の関係	3
第3章 本庄市を取り巻く社会経済情勢	4
1 少子高齢化・人口減少社会の進展	4
2 安全・安心意識の高まり	4
3 デジタル化とグローバル化の進展	5
4 経済状況の変化	5
5 環境・エネルギー分野への意識の高まり	5
6 働き方の変化	6
7 まち・ひと・しごと創生の推進	6
8 地方分権・広域行政の推進	6
9 持続可能な都市の実現	6
10 市民協働の推進	7
第4章 本庄市の概況と課題	8
1 本庄市の概況	8
2 市民の意識	15
3 まちづくりの主要課題	17
第2部 基本構想	20
第1章 基本理念と将来像	20
1 まちづくりの基本理念	20
2 本庄市の将来像	21
第2章 将来フレーム	22
1 将来人口	22
2 土地利用構想	22
第3章 政策大綱	25
第3部 後期基本計画	27
序章	27
1 基本計画の目的	27
2 基本計画の期間	27
3 基本計画の進行管理	27
4 本庄市のまちづくりとSDGs	28

5 施策体系図	32
6 分野別施策の見方	33
第 1 章 健康福祉分野	34
施策大項目 1 子ども・子育て支援	34
施策大項目 2 健康づくりの推進	37
施策大項目 3 医療体制の充実	39
施策大項目 4 地域福祉の推進	41
施策大項目 5 高齢者福祉の充実	43
施策大項目 6 障害者福祉の推進	45
施策大項目 7 生活困窮者等の支援	47
第 2 章 教育文化分野	49
施策大項目 1 確かな学力と自立する力の育成	49
施策大項目 2 豊かな心と健やかな体の育成	51
施策大項目 3 教育環境の整備	53
施策大項目 4 生涯学習の活発化	55
施策大項目 5 文化財の保護と活用の推進	57
施策大項目 6 生涯スポーツ・レクリエーションの促進	59
第 3 章 経済環境分野	61
施策大項目 1 農林業の振興	61
施策大項目 2 商業の振興	64
施策大項目 3 工業の振興	66
施策大項目 4 観光の振興	68
施策大項目 5 いきいき働ける環境づくりと消費者の安全と利益の確保	70
施策大項目 6 環境対策の充実	72
施策大項目 7 廃棄物の処理とリサイクル	74
第 4 章 都市基盤分野	76
施策大項目 1 計画的なまちづくり	76
施策大項目 2 居住環境の整備	78
施策大項目 3 道路・河川の整備と維持管理	80
施策大項目 4 交通サービスの充実	82
施策大項目 5 水道水の安定供給	84
施策大項目 6 下水道施設等の充実	86
施策大項目 7 都市公園の整備と緑の保全	88
第 5 章 市民生活分野	90
施策大項目 1 市民との協働によるまちづくりの推進	90
施策大項目 2 人権を尊重する社会の実現	92
施策大項目 3 危機管理体制の強化	94
施策大項目 4 防犯対策の推進	96

施策大項目 5	交通安全対策の推進	98
施策大項目 6	市民サービスの向上	100
第 6 章	行財政経営分野	102
施策大項目 1	市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進	102
施策大項目 2	効率的・効果的な行政経営の推進	104
施策大項目 3	早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進	106
施策大項目 4	行政のデジタル化の推進	108
施策大項目 5	自主性・自立性の高い財政運営の確立	110
第 7 章	政策連携プラン	112
1	埴保己一プラン	113
2	本庄版ネウボラプラン	114
3	まちなか再生にぎわいプラン	115
4	本庄ブランド発信プラン	115
5	誰もが輝く、チャレンジ応援プラン	116

第1部 序論

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

本市は、平成30年に本庄市総合振興計画を策定し、将来像として「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」を掲げるとともに、同計画を構成する前期基本計画（平成30年度～令和4年度）に基づき、この将来像の実現に向けた行政経営に取り組んできました。一方、この間、少子高齢化の一層の進行、自然災害の増大等に対する安全・安心意識の高まり、ICT※の普及・高度化など社会経済情勢は急速に変化してきました。

このような中、前期基本計画が令和4年度で終了したことから、様々な課題に対応し、時代に即した施策の展開を図るため、今後5年間の取組方針として新たに後期基本計画（以下、本計画という。）を策定しました。この計画に基づく行政経営を通し、基本構想に掲げるまちづくりの将来像「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」の実現を目指します。

2 計画策定の視点

（1）市民が参加する計画

市民の期待や意向を把握し、計画内容に積極的に反映させるため、市民アンケートや市民ワークショップの実施、公募市民参加による審議会の開催、パブリックコメント※などを実施したほか、若い世代の意見を活かすため市内各高等学校に通学する高校生を対象としたアンケート、市外から見た本市の姿を把握するため市外在住者を対象としたアンケートを実施するなど、様々な角度からの意見の集約を図りながら本計画を策定しました。

（2）進行管理と実効性の確保

まちづくりの将来像を確実に実現するため、施策や事業によって生み出される成果やコストを意識し、「計画（PLAN）」「実行（DO）」「評価（CHECK）」「改善（ACTION）」（PDCAサイクル）の進行管理を行います。また、本計画の施策に対して、成果指標を設定し、市民満足度を計る尺度や具体的に達成すべき事項を分かりやすく示して実効性を高めた計画としています。

第 2 章 計画の構成と役割

本庄市総合振興計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層により構成します。このうち、基本構想は10年間の構想として平成30年に策定しており、本計画においてもその将来像や基本理念は継承します。それぞれの役割と期間については、次のように定めています。

1 基本構想の役割と期間

基本構想は、本市が目指すまちづくりの姿「将来像」と、まちづくりの基本的な考え方「基本理念」を示すとともに、将来像の実現に向けた政策の柱である「政策大綱」を定め、基本計画の指針としての役割を果たします。基本構想の計画期間は、平成30年度（2018年度）を初年度とし、令和9年度（2027年度）を最終年度とする10年間としています。

2 基本計画の役割と期間

基本計画は、基本構想に掲げる将来像の実現に向けたまちづくりの取組方針としての役割を果たします。基本構想の政策大綱に基づき、分野ごとの主要な施策を体系的に表すとともに、成果指標を具体的に明示し、市民の視点に立った成果重視の基本計画とします。

基本計画の計画期間は、将来の社会経済情勢の変化に対応した計画とするため、前期・後期それぞれ5年間とし、後期基本計画（本計画）は令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までとします。

3 実施計画の役割と期間

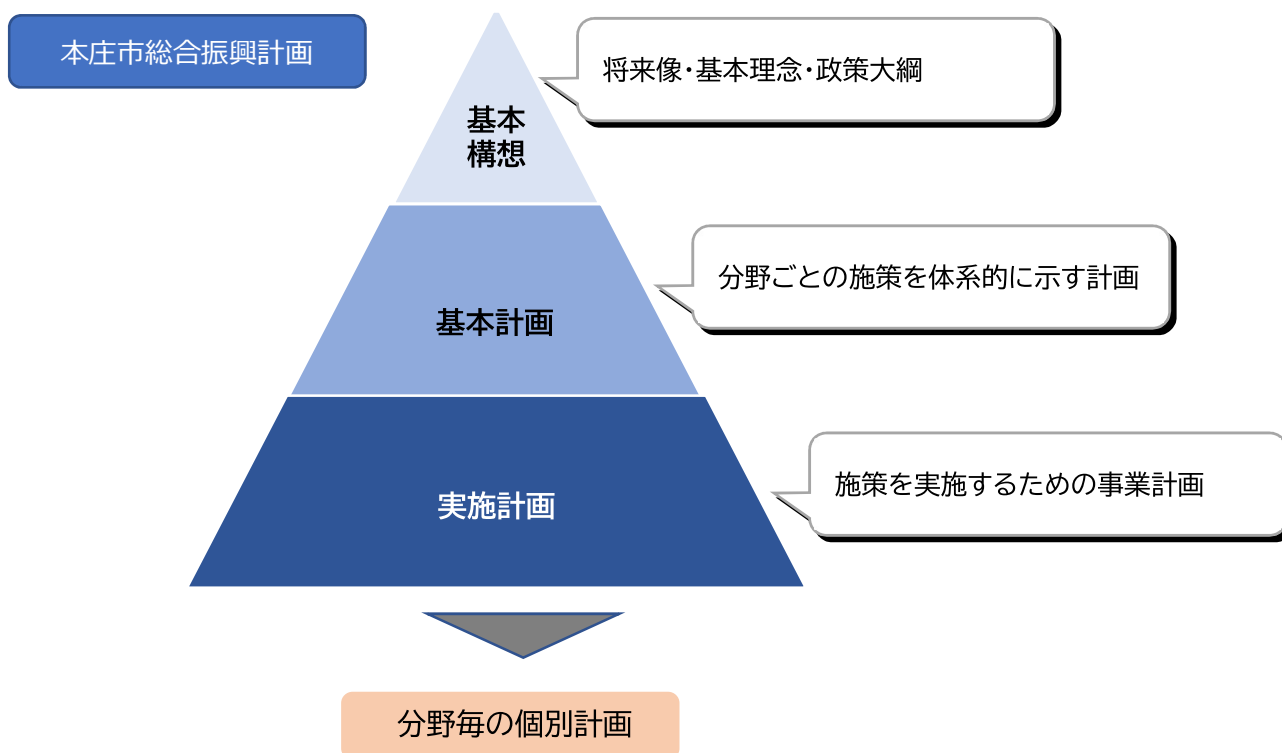
実施計画は、基本計画の施策を具体的な事業として実施するための事業計画です。この計画は、行政評価※を用いた事業の優先順位に基づくものとし、毎年度の予算編成及び事業実施の指針となる役割を果たします。法改正や財政状況、社会経済情勢の変化、緊急性等を判断しながら、2年間の計画をローリング方式により毎年度見直すことによって、実効性の高い計画とします。

	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
基本構想 10年間	→									
基本計画 前期・後期の5年ごと	前期基本計画					後期基本計画（本計画）				
実施計画 2年間の計画 毎年度見直し						→		→		→

4 総合振興計画と個別計画の関係

総合振興計画は、本市の将来を長期的な視点に立って見通し、行政経営を総合的かつ計画的に行うために策定するものです。また、本市の各分野におけるまちづくりの計画の中で最上位に位置付けられる計画であり、まちづくりの総合的な指針を示すものです。

法令等に基づきそれぞれの分野で策定される大綱・構想・計画・方針などの個別計画は、分野ごとの施策の展開等を明らかにするものであり、最上位計画である総合振興計画の方向性に即して策定します。



第3章 本庄市を取り巻く社会経済情勢

1 少子高齢化・人口減少社会の進展

我が国の人口は、平成20年の1億2,808万人をピークとして、人口減少が始まっており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、令和11年（2029年）には、1億2,000万人を下回り令和35年（2053年）には1億人を下回ると推計されています。

年少（0～14歳）人口の割合は、平成27年の12.5%から減少を続け、令和11年（2029年）には11.1%、令和35年（2053年）には10.5%、令和47年（2065年）には、10.2%まで減少すると推計されています。

また、生産年齢（15～64歳）人口の割合も、平成27年の60.8%から減少を続け、令和11年（2029年）には58.0%、令和35年（2053年）には51.6%、令和47年（2065年）には51.4%になると推計されています。

一方、高齢者（65歳以上）人口の割合は、平成27年の26.6%から上昇を続け、令和11年（2029年）には30.9%、令和35年（2053年）には38.0%、令和47年（2065年）には38.4%へと拡大していくと推計されています。

こうした少子高齢化や人口減少により、消費の減少や社会保障経費の増加、公共サービス・地域コミュニティ機能の低下など、経済活動や社会活動の縮小が懸念されています。

このような状況を打開するため、若い世代が安心して子どもを産み育てることができる就労・結婚・子育て・教育環境づくりに取り組むとともに、東京圏から地方への移住による新しい人の流れを創出する必要があります。また、高齢者が、住み慣れた地域において健康でいきいきと暮らせる社会の構築が求められています。

図を挿入

出典：日本の地域別将来推計人口（平成29年）

国立社会保障・人口問題研究所

2 安全・安心意識の高まり

近年、台風などによる豪雨、洪水、大規模地震などの自然災害が多発し、国民生活や経済に甚大な影響をもたらす事態が発生しており、国民の防災意識が高まっています。災害に対する備えとして、自分の安全を自ら守る自助や、自分たちのまちを自分たちで守る共助、国や地方自治体が行きとる公助との連携が重要となっていることから、ハード面・ソフト面双方の取組を通じて自然災害に強い国づくり・地域づくりを目指す「国土強靱化」の推進が求められています。

国際的には周辺諸国の緊張状態や国際テロ、国内では凶悪犯罪や高齢者詐欺などの生活を脅かす要因

が増加し、安全・安心に対する意識が高まっています。

地域においても、ライフスタイルや価値観の多様化を背景とした人間関係の希薄化や核家族・単身世帯の増加などが進む中、孤立・孤独、虐待やひきこもり、自殺などの社会問題が発生していることから、行政と関係団体との連携を強化し、見守り活動の充実など社会全体で安全・安心の確保に取り組むことの大切さが再認識されています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、安全・安心に対する意識はさらに高まっている状況です。

3 デジタル化とグローバル化の進展

スマートフォンやタブレット端末※などを利用したモバイル通信※の拡大やクラウドサービス※の発達など、デジタル化は飛躍的に進展しており、市民の身近な生活の中にも深くかつ急速に浸透してきています。さらに今後は、あらゆるモノがインターネットにつながるIoT※が普及するとともに、医療・介護、サービス、エネルギーなど様々な分野でビッグデータ※や人工知能、ロボットが活用されるなど、DXの進展によりこれまでの概念にとらわれないサービス・ビジネスのあり方が生まれることが期待され、時代が進む速度もさらに加速することが見込まれます。

また、国境を越えた人・物・情報の移動はさらに活発化し、経済、技術、文化を含めたあらゆる分野で相互作用を及ぼすグローバル化が進展しています。我が国においても、外国人人口は増加傾向にあり、平成27年から令和2年にかけての増加率は43.6%と高くなっています。

デジタル化とグローバル化が進展する中で、インターネット等の情報通信技術を利用できる方と利用できない方の間に生じる格差である「デジタル・ディバイド」※の解消やサイバー攻撃等の脅威に備えた情報セキュリティの確保、幅広い知識や国際的視野を持ち、個人や社会の多様性を尊重しつつ協働して課題解決を行う人材を育成することが求められています。

4 経済状況の変化

我が国の経済は、グローバル化の進展により、世界経済の動向の影響を受けやすくなっており、新興国・資源国経済の脆弱性や地政学的リスク、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などを背景に、世界経済の先行きに関する不透明感が高まっています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う供給網の混乱や、半導体不足に伴う供給制約などの影響で、個人消費には冷え込みが見られます。近年では回復の兆しも見られる一方、物価の高騰による回復の遅れが懸念され、円安の進行や、原材料価格・燃料コストの高騰は企業活動における不安材料にもなっています。

5 環境・エネルギー分野への意識の高まり

地球温暖化や生物多様性の損失などは、持続可能な社会の実現のため解決すべき人類共通の課題です。平成27年9月の国連サミットでは「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、多くの取組が国際的に進められている中、我が国でも多様なステークホルダーが協働して取り組んでいく気運が高まっています。

また、東日本大震災における原子力発電所事故などを背景として、原子力や化石燃料のみに依存しな

い自然エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー供給体制への転換を求める気運が高まりました。加えて、脱炭素社会※の構築に向けた動きが世界的に進む中で、再生可能エネルギーを中心とした創エネと家庭や事業所などにおける省エネの一層の推進、自然環境や生態系の保全、ごみ排出量の削減など、各種の取組が必要とされています。

6 働き方の変化

新型コロナウイルス感染症の拡大は、働き方にも大きな影響を与えました。職場に出勤せずに勤務を行うテレワーク、サテライトオフィスでの勤務、時差出勤等に加え、オンラインでの会議など、勤務中や出勤時の感染リスクを減らすための取組が定着しました。

また、人口減少や健康寿命の延伸といった労働環境が変化する中においても、経済の持続的な成長を実現するため、誰もが活躍しやすい環境の整備が必要とされているほか、兼業・副業、フリーランスなどの雇用関係によらない働き方など、多様で柔軟な働き方への対応が求められています。

7 まち・ひと・しごと創生の推進

我が国における人口減少・少子高齢化は顕著なものとなっており、労働力の不足や消費市場の縮小により、地方における経済の縮小や社会の減退が懸念されています。そこで国では、これまでの東京圏への人口集中を是正し、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくために「まち・ひと・しごと創生法」を平成26年11月に制定し、同年12月には、人口の現状と将来の姿、今後の目指すべき将来の方向性を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、各施策の基本的方向、具体的な施策や目標をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を示しました。

特に、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」の推進が図られており、地方への新たなひとの流れを創出して地方と都市の差を縮めていくことが求められています。

8 地方分権・広域行政の推進

高齢化の進展により社会保障経費が増加し、国・地方自治体ともに財政的に厳しい状況が続く中、持続可能で安定的な行政経営を行っていく必要があります。地方自治体が独自の発想で地域の特性を活かしたまちづくりを進め、住民サービスの向上や行政経営の効率を高めるために、国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けを見直す地方分権改革が推進されています。平成23年には「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、基本構想策定に関する法的義務付けが廃止されたほか、平成25年以降は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、事務・権限の移譲等がさらに進み、「地方が選ぶことができる地方分権改革」の流れが定着してきています。

このように、地方自治体の役割が大きくなる中で、市民の多様なニーズに応えていけるよう、行政機能を高めることに加え、市域を越えた広域連携が必要です。

9 持続可能な都市の実現

我が国の人口は、戦後一貫して増加してきましたが、平成20年をピークに減少に転じており、「成熟

社会における「少子高齢化や人口減少」という時代背景の中で、効率的な都市経営を行っていく必要があります。今後、さらなる人口減少が続いていくと、人口密度の低下に伴う非効率な都市活動による行政コスト増加、まちの活力低下による税収の低下など、財政面及び経済面においても様々な問題が懸念されます。これらの問題に対応していくには、集約型都市構造※を構築し、持続可能な都市を実現していくことが必要となります。

10 市民協働の推進

少子高齢化、核家族化の進行や、人間関係の希薄化などにより、地域のコミュニティ機能の低下が懸念されています。防犯や福祉分野では、自治会、コミュニティ団体等を中心に見守り活動などが継続して行われていますが、地域の活力向上や多様化・複雑化する社会的課題に対応するためには、地域コミュニティ団体や市民活動団体の育成やNPO法人との連携を進めるとともに市民一人一人がまちづくりの主役として力を発揮し、行政とのパートナーシップをより深め、地域の担い手となって主体的に課題を解決できるような仕組みづくりが必要とされています。

第4章 本庄市の概況と課題

1 本庄市の概況

(1) 自然環境

①位置・地勢

本市は、東京から80km圏、埼玉県の西北に位置し、面積は89.69km²、人口は78,569人（令和2年国勢調査）です。東は深谷市、西は上里町・神川町、南は美里町・長瀬町・皆野町、北は利根川を挟んで群馬県伊勢崎市に接しています。気候は夏に雨量が多く、冬に少ない東日本型気候であり、水と緑豊かな自然環境に恵まれた地域です。

本市は、JR高崎線、八高線、上越・北陸新幹線、関越自動車道本庄児玉インターチェンジや国道17号・254号・462号などの主要道が縦横に走り、東京と上信越・北陸方面を結ぶ交通の要衝となっています。新幹線により、本市と東京駅は約50分で結ばれています。

②自然地形

本市の地形は、北部から中央部の平地部分と南西部の山地部分に大別されます。北部から中央部の地形は概ね平坦で安定した地盤を有しており、北部の利根川沿いには肥沃な沖積平野が広がっています。また、長瀬町などとの境界に近い南西部は、陣見山などの500m級の山々が連なる山林地です。

(2) 歴史環境

本市は、赤城山や榛名山をはじめ五州の山並みが遠望できる風光明媚な土地です。この土地に最初に訪れた人々は、今から約2万年前の旧石器時代の狩人たちでした。その後の縄文、弥生、古墳の各時代においても定住する人々が増加し、先人が残した痕跡である埋蔵文化財包蔵地は県下有数で、500か所余りを数えます。小島の「前の山古墳」から出土した、全国的にも珍しい笑う表情を持つ「盾持人物埴輪」は、本市マスコット「はにぼん」のモデルとなっています。

奈良時代には、現在の本庄市域の大半が武蔵国児玉郡に編入され、平安時代の終わり頃には武蔵七党のひとつである児玉党が勃興しました。鎌倉時代になると史料に「本庄」の地名が現れるようになります。市内の各地に残る「鎌倉街道」は、この地域が交通の要衝であったことを物語っています。室町時代の末期には、児玉町八幡山に関東管領・山内上杉氏によって雉岡城が築城され、東五十子には五十子陣も設営されました。戦国時代には、児玉党の末裔といわれる本庄実忠が現在の市役所付近に本庄城を築きます。また、雉岡城も後北条氏の城となりました。これらの城は、戦国時代末期から江戸時代のはじめにかけて落城や転封のため、城主の交替などがあり、その後廃城となりました。

江戸時代の初め、本庄城の南に新たに中山道が整備され、また、雉岡城の東には鎌倉街道をもとに中山道脇往還川越道が整備されました。中山道本庄宿はにぎわいを見せ、天保年間には、中山道最大の宿場町に発展しました。児玉町保木野出身の盲目の国学者・塙保己一は江戸に出て大いに活躍し、古代から江戸時代初期に至るまでの古書を集成した叢書「群書類従」の刊行や国学の研究の場として「和学講談所」を創設するなどの偉大な事業を成し遂げました。

明治の近代化とともに、江戸時代から盛んだった養蚕業を基礎に、本庄町に生繭の市場が開設されました。この養蚕業の発展に尽力した木村九蔵は、養蚕伝習所（競進社模範蚕室）を児玉町に設立しました。

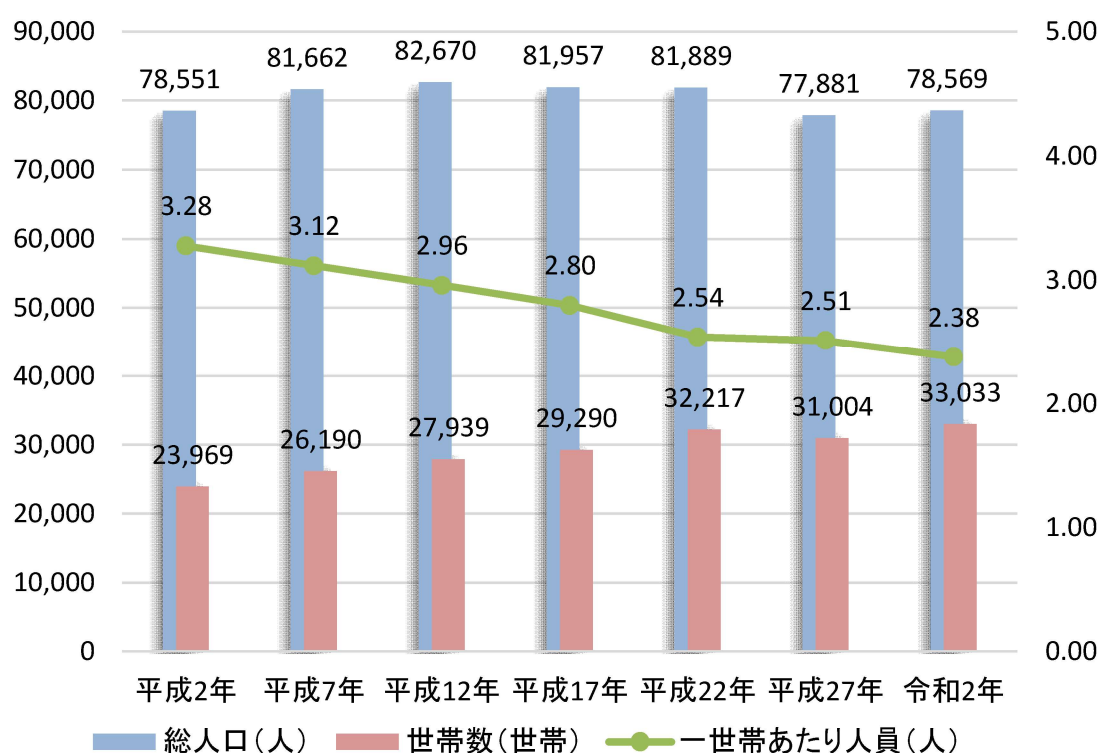
また、近代産業の振興に貢献した実業家の諸井恒平や、社会思想家である石川三四郎も輩出しています。

明治22年、町村制施行により児玉郡本庄町と児玉郡児玉町が誕生し、周辺でも村制が施行されました。戦後になると、本庄町とその周辺の村々は合併して本庄市となり、また、児玉町と周辺の村々も合併により児玉郡児玉町となりました。平成18年1月10日に両市町は合併し、現在の本庄市が誕生しました。

(3) 社会環境

①総人口・世帯数の推移

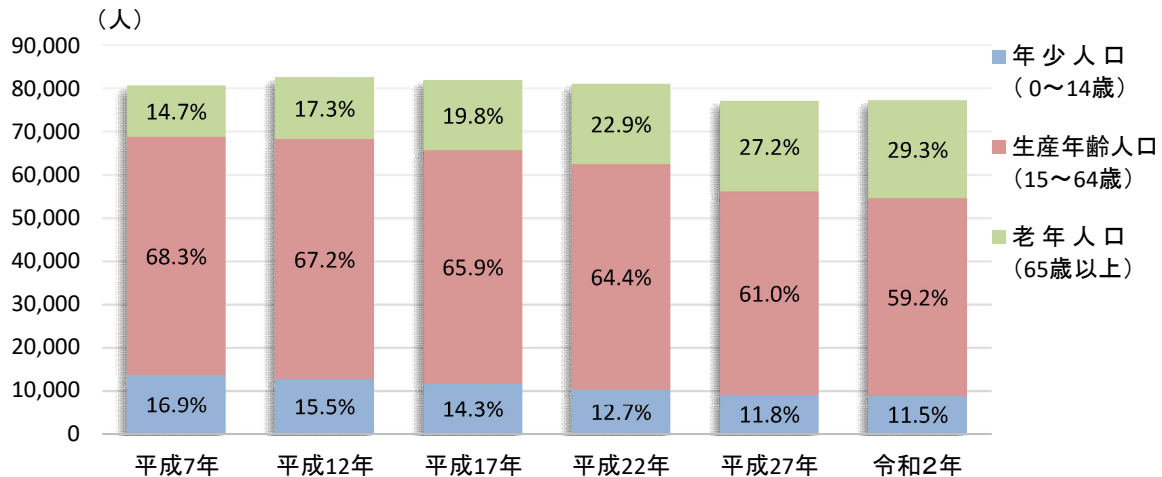
総人口は、平成12年の82,670人をピークに減少へ転じ、平成27年には77,881人と15年間で約6%減少したものの、令和2年には再び増加し、78,569人となっています。一方で、1世帯あたりの人員は継続的に減少しており、世帯の少人数化がうかがえます。



(平成17年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算) 出典：国勢調査

②年齢別人口の推移

年齢3区分別人口を見ると、年少人口・生産年齢人口は減少傾向が続いている一方、高齢者人口は一貫して増加傾向にあり、令和2年時点では全人口の29.3%を占め、高齢化率※21%超の超高齢社会に突入しています。



(平成17年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算) 出典：国勢調査

③児童・生徒数の推移

小学校児童数・中学校生徒数の総数は減少傾向が続いていますが、令和3年度に中学校生徒数は微増となり、小学校は、児童数3,696人、学級数168学級、中学校は、生徒数2,276人、学級数79学級となっています。

グラフを挿入

(平成17年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算)

出典：学校基本調査

④6つの高等学校と生徒の居住地

市内には、本庄高等学校、児玉高等学校※、本庄第一高等学校、本庄東高等学校、早稲田大学本庄高等学院、本庄特別支援学校高等部の6つの高等学校があります。市調査によると、市内在住の生徒の割合は全体の2割程度となっています。

⑤平均寿命※・健康寿命※

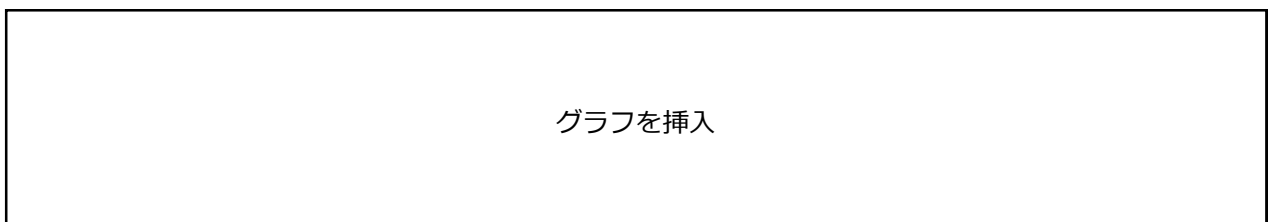
本市の平均寿命※は、令和2年時点で男性が80.40年、女性が86.57年と女性の方が約6年長くなっています。埼玉県の平均と比較すると、男性は約0.9年、女性は約0.6年短くなっています。また、65歳健康寿命※は、男性が17.47年、女性が20.53年となっており、女性は男性よりも約3年長くなっています。

令和2年 (単位：年)	総数		男		女	
	埼玉県	本庄市	埼玉県	本庄市	埼玉県	本庄市
平均寿命（0歳平均余命）	-	-	81.34	80.40	87.18	86.57
65歳平均余命	-	-	19.64	18.87	24.36	23.76
65歳健康寿命	-	-	17.87	17.47	20.66	20.53
要介護等認定率（65歳以上）	15.7%	15.9%	11.9%	11.3%	18.9%	19.7%

出典：2021年度版 地域別健康情報 埼玉県・本庄市

⑥産業別就業者人口の推移

就業者総数は、平成7年以降一貫して減少傾向にあります。就業者総数に占める産業別人口の割合を見ると、第3次産業の占める割合が最も大きく、50%を超えています。



(平成17年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算) 出典：国勢調査

⑦農家数・経営耕地面積の推移

総農家数は、平成17年以降顕著な減少傾向にあり、平成12年から令和2年にかけての20年で42.3%減少しています。そのうち自給的農家は、平成12年から平成22年まで増加傾向にありましたが、以降は減少に転じています。一方、減少傾向にあった経営耕地面積は、農地の集積・集約化の進展等により、平成17年以降増加傾向にあります。

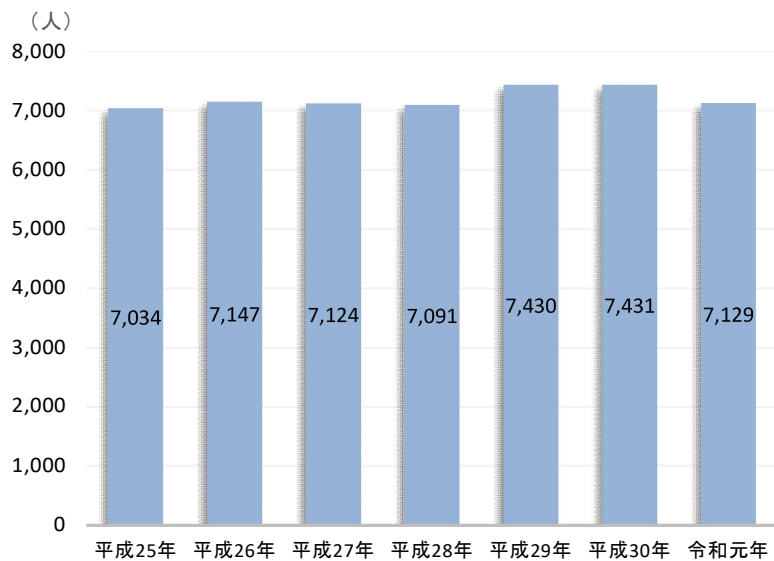
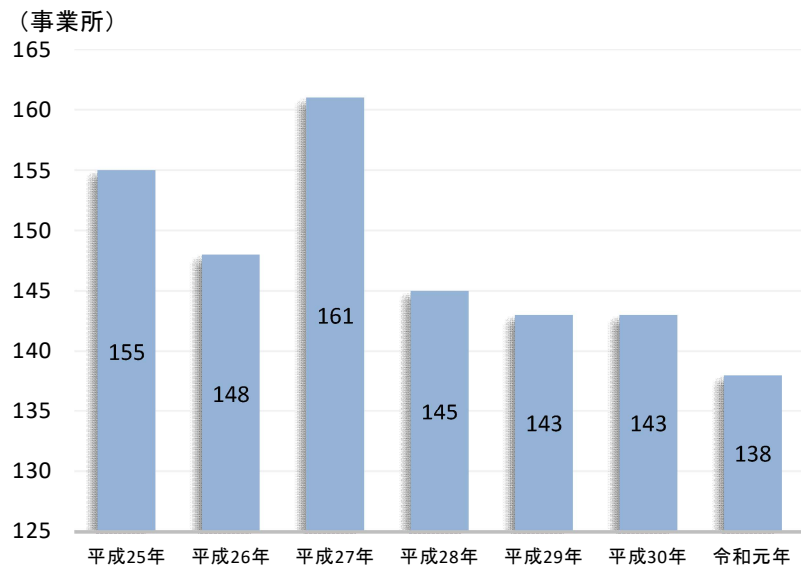
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年※
販売農家 (戸)	主業農家	653	527	374	302	262
	準主業農家	281	136	134	80	53
	副業的農家	765	635	470	388	321
自給的農家(戸)		466	888	1,043	735	617
総農家数(戸)		2,165	2,186	2,021	1,505	1,249
経営耕地面積(ha)		1,818	1,487	1,580	1,626	1,874

(平成17年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算) 出典:農林業センサス

※令和2年の数値については上から「①主業経営体」「②準主業経営体」「③副業的経営体」「④自給的農家」の数を表しており、①から③の合計の値は「販売農家」の数に一致しない(販売農家数は632)。

⑧工業事業所数・従業者数の推移

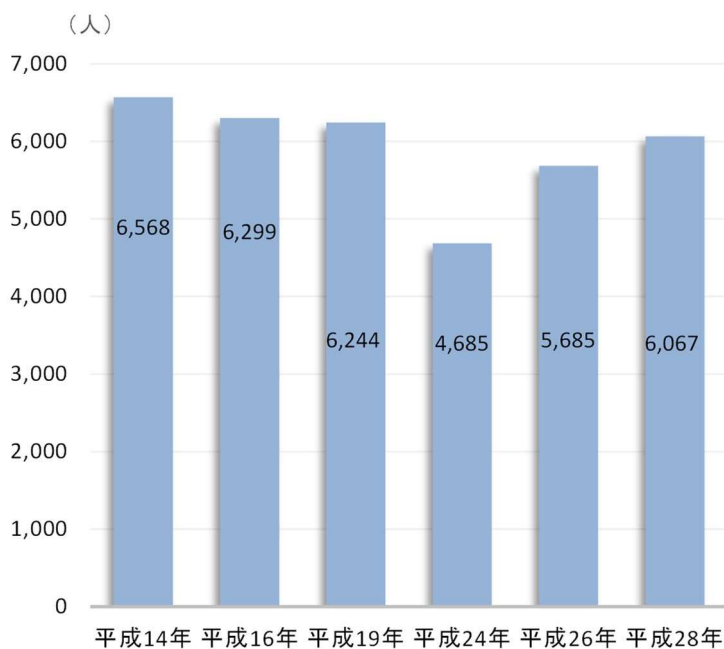
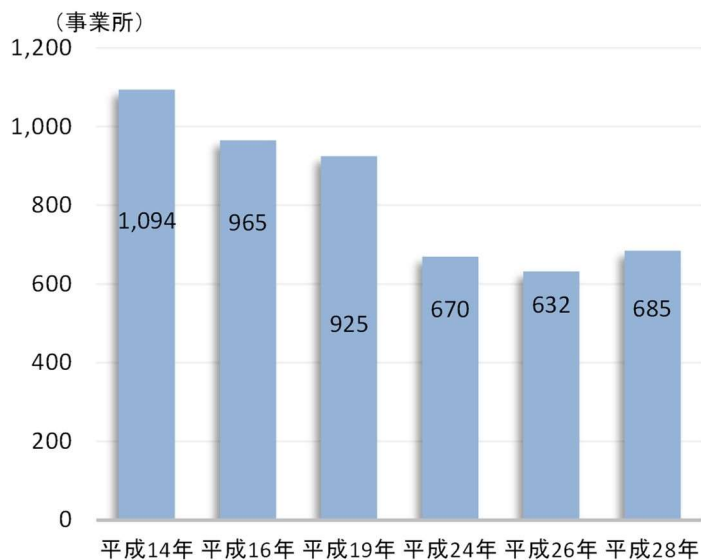
事業所数は、平成27年に一旦増加に転じたものの、概ね減少傾向が続いています。従業者数は、平成29年・30年にやや多くなっていますが、概ね横ばいで推移しています。



出典：工業統計調査

⑨商業事業所数・従業者数の推移

事業所数は、平成14年以降減少が続いていましたが、平成28年には増加に転じています。
従業者数は、平成24年まで減少傾向にありましたが、以降は増加が続いています。



※平成16年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算
出典：商業統計調査（平成24年・28年は経済センサス活動調査）

⑩人口動態

年により変動はあるものの、人口減の状態が続いており、特に自然増減（出生数・死亡数）はマイナスの状態が続いています。内訳を見ると、出生が概ね減少傾向にあり、特に令和2年は低い水準となっています。

一方、社会増減（転入数・転出数）はプラスの状態が続いています。特に、令和元年及び令和3年は大幅な転入超過となっています。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
年間増減	-184	-387	-327	-81	-413	468
出生	517	495	528	474	411	未発表
死亡	888	940	931	954	915	
自然増減	-371	-445	-403	-480	-504	0
転入	2591	2581	2931	3232	2815	3079
転出	2404	2523	2855	2833	2724	2611
社会増減	187	58	76	399	91	468

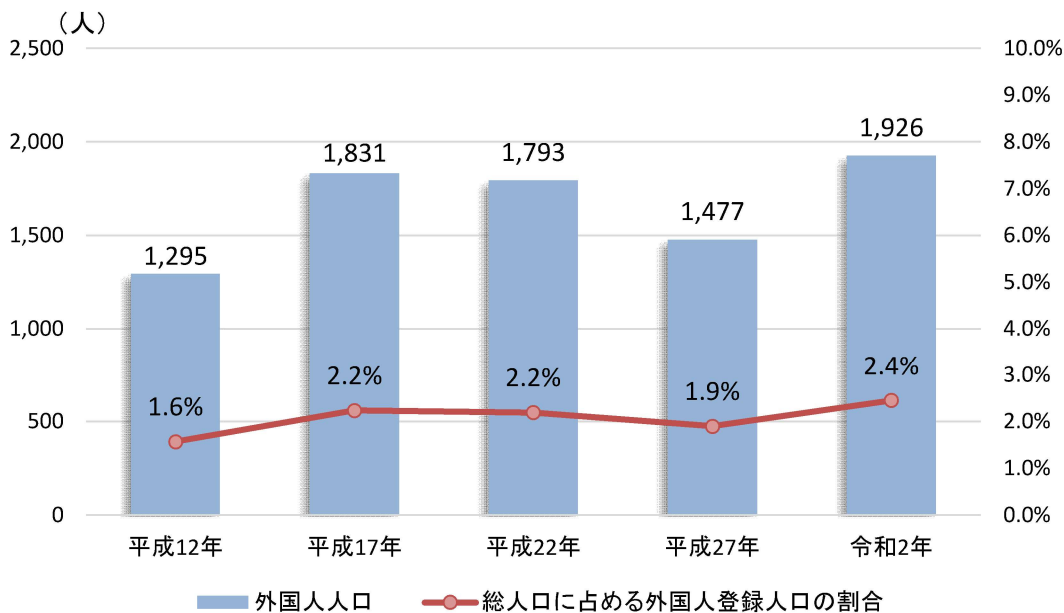
出典：住民基本台帳人口移動報告/人口動態統計

※上記出典におけるデータの把握方法は国勢調査と同一ではないため、本計画の他ページの数値とは整合しない。

※平成30年以降の社会動態（転入・転出）のデータは、外国人を含めた数値が公表されており、本ページにおいてもその数値を用いている。

⑪外国人人口の推移

外国人人口は、平成17年以降減少傾向にありましたが、令和2年には再び増加に転じ、1,926人となっています。



出典：国勢調査

2 市民の意識

(1) まちづくり市民アンケート

令和3年10月に、18歳以上の市内在住者の中から無作為に抽出した3,000人を対象にアンケートを実施し（有効回収数1,520人、有効回収率50.7%）、本庄市総合振興計画に基づいて進めてきた施策（38施策）に沿った各項目について「満足しているか（満足度）」「重要だと思うか（重要度）」などの分析を行いました。

■ 満足度・重要度

満足度の高い上位5項目

項目	満足度	変化
水道の整備が進んでいる	0.77	0.22
ごみの収集や資源回収体制が整備されている	0.75	0.20
住民健診や健康指導が充実している	0.56	0.34
文化財の保護と活用が推進され、歴史や伝統が大事にされている	0.47	-0.01
下水道(浄化槽を含む)の整備が進んでいる	0.41	0.26

重要度の高い上位5項目

項目	重要度	変化
病院や診療所など医療機関が充実している	1.68	0.01
ごみの収集や資源回収体制が整備されている	1.65	0.22
水害や地震などへの防災対策や消防・救急体制が整っている	1.63	0.02
街路灯など防犯の面で安心である	1.61	0.06
水道の整備が進んでいる	1.57	0.28

満足度：各項目の回答について、「満足している」を2点、「多少満足している」を1点、「多少不満である」を-1点、「不満である」を-2点、「わからない」を0点として合計し、その項目の回答者数（無回答を除く）で除した値。

重要度：各項目の回答について、「重要である」を2点、「やや重要である」を1点、「あまり重要でない」を-1点、「重要でない」を-2点、「わからない」を0点として合計し、その項目の回答者数（無回答を除く）で除した値。

※「変化」の値は、前回（平成28年市民アンケート）の結果から何ポイント変化したかを表す。ただし、調査票における各項目の表現や順序については一部変更を行っているため、あくまで参考値として示している。

■ 定住意向

「今の地域にずっと住み続けたい」が69.8%と最も多く、次いで「わからない」が11.4%、「県外に移り住みたい」が5.5%となっています。前回と比較すると、「今の地域にずっと住み続けたい」がわずかに上昇しています。

(2) 市民ワークショップ

令和3年11月から12月にかけてワークショップを実施し、市の「よいところ」「好きなところ」や、将来どんなまちになるとよいか、その実現に向けてすべきこと等について話し合いました。主な内容は次のとおりです（表記については、原則として参加者による原文のとおりとしています）。

■市の「よいところ」「好きなところ」

<健康福祉分野>

- 子育て支援
- 人とのつながりがあり、あたたかい

<教育文化分野>

- 歴史のあるまちである（煉瓦倉庫、本庄早稲田の杜ミュージアム、古民家、祭りなど）
- 塙保己一
- 高校が多い

<都市基盤分野>

- 高崎線、新幹線、高速 I C
- 昭和レトロなお店や建物があちこちにある
- 公園が多い

<経済環境分野>

- 児玉町の稲沢、ほたるの里
- 花
- 食品（和菓子、豆腐、ナピラなどのご当地グルメ）
- 野菜・果物がおいしい・さざえ堂、金鑽神社、宿場町
- 景色がよい（上毛三山、サクラ・花見など）
- 水がおいしい
- ステキな個店

<市民生活分野>

- ステキな市民がいる

■どんなまちになるとよいか、その実現に向けてすべきこと

どんなまちになるとよいか

実現に向けてすべきこと

<健康福祉分野>

- | | |
|---------------------|------------------------------------|
| ▪ STOP Single | ▪ 婚活支援、出会いの場創出 |
| ▪ 弱者にやさしいまち（バリアフリー） | ▪ 街の中のバリアフリーチェック（車いす利用者と一緒に）・マップ作成 |
| | ▪ ダイバーシティへの（多様性）理解促進 |

<教育文化分野>

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| ▪ 最高の教育が受けられる | ▪ 高校生向け・社会人向けビジネススクール |
| ▪ 文化豊かな楽しみのあるまち | ▪ 市民劇団をつくる、フェスティバル開催 |
| | ▪ アートフェスティバル（例：仙台ジャズ、中之条ビエンナーレ） |

<経済環境分野>

- | | |
|--------------------|---|
| ▪ 行ってみたい！と思う人が増える | ▪ 市民が本庄の良さを知る、本庄の魅力を発信（マリーゴールドの丘、城山稲荷神社、レンガ倉庫等） |
| ▪ わくわくするまち | ▪ おまつりの保存 |
| ▪ 自信がもてる・自慢できるまち | |
| ▪ 市内及び近郊で働ける場所が増える | ▪ 起業の支援、企業の誘致 |
| ▪ 働く人に優しいまち | ▪ 働く場所（コワーキングスペースなど）の整備 |
| ▪ 稼げる環境（リモートなど）がある | ▪ 東京・大阪の企業との連携 |
| | ▪ 地産地消（市内で経済を循環） |
| ▪ 地産地消 | ▪ 直売所に行く |

<都市基盤分野>

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| ▪ 中心市街地に住める場所が増える | ▪ 空き家や空き地の活用 |
| | ▪ 交通の整備（本庄駅周辺） |
| ▪ 車ではなく歩きや自転車で買い物ができる、生活ができる | ▪ 個人商店の活性化、誘致 |
| ▪ 交通の便がよいまち | ▪ 交通の単純化を図る（時差出勤など、時間帯での交通の分散） |

<市民生活分野>

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ▪ 元気活気のある町（市民の一致協力） | ▪ 高校各学校の交流の場づくり |
| | ▪ 市民サークルの活性化 |
| | ▪ 市民活動の支援、市民団体をつなぐ |
| ▪ 市民一人一人が、災害に対して高い意識を持つ市 | ▪ 地区ごとの防災講座の実施 |
| | ▪ 市民参加型防災訓練、避難所に宿泊体験 |

- 外国人と共存できるまち
- 回覧板・自治会の外国語化
- ダイバーシティへの（多様性）理解促進
- 小・中・高・大学生が主体的に活動できる市
- 高校生がマネジメントを学べる
- 各学校（私立含む）との、市民活動の面での連携強化。

<行財政経営分野>

- 若い世代に、情報をわかりやすく伝える
- これからのことについての情報をもっと発信する
- 若い世代に、地元についての理解を深めてもらう。
- 広報紙のステークホルダーを増やす
- デジタル化を図って、広い範囲で発信（「本庄市アプリ」的な、市内で得できるものなどがあつた方がいい）

3 まちづくりの主要課題

本市を取り巻く社会経済情勢やまちづくり市民アンケート、市民ワークショップなど市民の声を踏まえ、本市のまちづくりの課題をまとめました。

（1）少子高齢化への対応

急速な少子化と人口減少は、本市の将来を脅かすものであり、最重要課題として位置付けられるものです。直近では転入が転出を上回る転入超過の状態が続いているものの、将来にわたって本市が持続的に発展するためにも、これら人口問題の解消に向けた、出会いの場の創出から、安定した雇用と経済的基盤の確保、そして、妊娠や出産、子育て支援に至るまで、総合的な対策に引き続き取り組んでいくことが必要です。

子育て支援においては、子育て世代が精神的にも経済的にも安心して子どもを生み育てられ、子どもたちも笑顔で暮らせる、魅力ある環境の整備が重要です。また、核家族化や、地域社会の希薄化といった社会的な状況の中、子育てを家庭だけでなく社会全体で支え合う体制づくりが必要とされています。子育てを社会で支えることは、子育て中の親の社会参加や生活と調和した多様な働き方にも寄与します。

さらに、高齢化が一層進展する中、健康寿命※の延伸、社会参画の確保を図るため、現役世代から健康の増進に取り組み、高齢者になっても生きがいをもって、生涯にわたり活躍できる仕組みづくりを進めることが重要です。

（2）次代を担う人材の育成

これからの変化の激しい社会においては、自らの力で人生を切り拓き、たくましく生き抜いていく自立した子どもを育成することが重要です。そのためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより問題を解決する「確かな学力」、自らを律しつつ、他者とも協調し、他者を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」、たくましく生きていくための「健康・体力」といった「知・徳・体」をバランスよく育む教育を進める必要があります。

また、学校は次代を担う人材を育てる中核的な場所です。各学校が特色ある教育方針を掲げるとともに、学校・家庭・地域が連携して、協働により「明日また行きたい」と思える学校づくりを進める必要があります。

(3) 市民の健康と安心な生活の確保

いつでも必要な医療にかかれる体制は、健康な生活を支え、市民の安心の根幹となるものです。市民ニーズの高い高度な医療や救急医療の充実を図り、近隣自治体との広域的な連携も含めて医療体制を整備する必要があります。また、市民が安心して生活できるようにするためには、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の不測の事態に対する対策も重要です。

また、健康寿命※の延伸に向けては、医療・福祉・介護などにおける社会環境を整備するとともに、子どもから高齢者まで、全てのライフステージにおける心や体の健康づくりを進めることが必要です。適度な身体活動や運動は、生活習慣病の予防やストレスの解消に効果があることから、年齢や障害の有無にかかわらずあらゆる市民が、スポーツ・レクリエーションへの参加など、自分に合った方法で体を動かす習慣を身につけられるような取組が必要となります。

(4) 賑わいを呼び込む持続可能なまちづくり

本市が活力ある地域として持続可能なまちであるためには、各産業が成長し、賑わいを呼び込むことが重要です。本市の主要産業のひとつである農業においては、新規就農者や意欲ある担い手を確保し、生産及び経営基盤の安定に向けて支援していくことが重要です。工業においても産業の集積や育成を進めるとともに、産業を誘導するための新たな基盤整備など、持続可能な地域の経済発展と雇用を確保する取組を進める必要があります。また、人々のニーズや購買方法が多様化する現在、地域の特性を活かした魅力ある商業の振興を支援することも、まちの活力にとって不可欠な要素です。

また、まちなかは地域の歴史の中心として栄えてきた言わば地域の「顔」でもあることから、快適な環境や良好な景観を形成し、新たな定住者や人が往来する賑わいを創出する必要があります。そのためには、生活に必要な都市機能をまちなかに集積し、交通サービスの充実したコンパクトなまちづくりを進めると同時に、空き家活用等の官民連携による「まちなか再生」の取組を支援するなど、人々にとって魅力的で活力ある空間とすることが重要です。また、まちの基盤となる道路・水路等と水道・下水道施設等が支障なく利用できるように、社会インフラの老朽化をはじめとした課題や、人口減少を見据えた必要な整備に万全の対応を図っていく必要があります。

(5) シティプロモーションの強化

本市には、中山道最大の宿場町「本庄宿」としての繁栄や、江戸時代から盛んだった養蚕業を基盤とする明治以降の蚕糸業の興隆など、市民の誇れる歴史があります。また、本市の北部には渡り鳥が飛来する利根川が、中央部には小山川が流れ、南部には陣見山などの500m級の山々に抱かれた水と緑豊かな自然環境に恵まれた地域でもあります。これらの優れた歴史や景観、自然を活かし、関係人口の拡大による地域の活性化を図ることが重要です。特に、人口減少対策に向けた移住・定住促進のためには、市内の人々に、本市の魅力を効果的に発信することが重要です。

(6) 環境に配慮した取組

自然環境やエネルギー分野への意識が高まる中で、本市が持続可能な社会の実現を目指すには、環境保全の取組が重要です。本市は、南部の山間地域など総面積の約3分の1が豊かな森林で占められています。森林には土砂災害の防止や水源の涵かん養などの国土保全機能、温室効果ガスの吸収源として地球温暖

化防止などに寄与する地球環境保全機能、さらに生物多様性保全機能など様々な機能があり、これらの機能を維持し、豊かな自然資源と良好な景観を守り続けることが求められます。

さらに、再生可能エネルギー※の効果的な利活用等による創エネと家庭や事業所などにおいて省エネを図ることにより温室効果ガスの排出量を削減し、ゼロカーボンシティ実現に向けた取組を推進するほか、廃棄物の減量化や3R活動※等の再資源化を一層進めることによる効率的な資源利用への取組が重要です。

(7) 多様性を保障し、自ら取り組むまちづくり

女性、子ども、高齢者、障害者、LGBTQ（性的マイノリティ）※など、それぞれのライフスタイルや価値観など多様性を認め、理解し合いながら、市民一人一人の尊厳が守られた社会を実現していくことが重要です。

また、少子高齢化や核家族化、単身世帯化が進む中、地域をはじめとする人と人とのつながりを育むことが重要です。そして、市と協働して自らまちづくりに取り組む、市民、自治会、ボランティア団体、NPO法人や企業等が、その特性を活かした役割を担って活躍できるように支援をしていくことが求められています。

(8) より安全に暮らせるまちづくり

近年、本市においても大雪や浸水等の自然災害による被害が発生しており、これらに対する備えが必要です。

また、本市では交通事故死傷者数や刑法犯認知件数は大幅に減少してきているものの、人口あたりの交通事故発生割合は県内で上位となっているほか、自転車盗や高齢者を狙った特殊詐欺も引き続き発生しており、安全で安心なまちの実現には多くの課題があります。

市民がより安全・安心に暮らせる環境をつくるため、地域ごとの災害リスクを踏まえた防災・減災のまちづくりを推進するとともに、災害などへの危機管理体制を強化するとともに、市民の防災に対する意識を高めるなど、自助、共助、公助を着実に前進させることが求められています。また、交通安全の啓発や安全に配慮した交通環境の整備、多様化する犯罪を未然に防ぐ取組を進めていくことも重要です。

(9) 時代の要請に即した行政経営

本市では、社会保障経費等の経常的経費の増加に加え、老朽化の進む公共施設等の維持・更新への対応に伴う臨時的経費の増加が見込まれる中、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めることが重要な課題となっています。

このような厳しい財政状況においても多様化・高度化する市民のニーズに的確に対応するため、積極的なICT※の活用・デジタル化等による市民サービスの向上、効率的な行政経営が必要です。インターネットでの各種申請の受付など、行政手続のオンライン化の推進をはじめとして、より一層の効率的で効果的な行政サービスの質の維持・向上に努めていかななくてはなりません。その際には、情報セキュリティ等に十分配慮して情報管理の徹底を行うほか、デジタル・ディバイドに配慮し、人に優しいデジタル化を図ることが求められます。

第2部 基本構想

第1章 基本理念と将来像

1 まちづくりの基本理念

まちづくりの主要課題を踏まえ、本市のまちづくりに関する基本的な考え方を、まちづくりの基本理念として定めます。まちづくりの基本理念は、「本庄市の将来像」を実現するための柱となる「政策大綱」を相互に調整し、まちづくりの共通の考え方となるものです。

●みんなで育む安心・共生のまちづくり

出合いの場の創出から雇用の確保、出産・子育て支援まで、総合的な少子化対策の取組を進め、家庭と社会でともに支え合い、安心して子どもを生み、市民ニーズに応えた楽しく子育てができる魅力的な環境を提供します。

次代を担う子どもたちが自立し、社会の様々な課題に対応できるように、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育む教育を進めます。地域の歴史と自然を活かし、地域とともにある学校づくりを進め、教育の質を向上させるとともに、学校・家庭・地域の連携を強化し、協働して子どもたちの豊かな成長を支えます。

次代を担う子どもたちのみならず、現役世代から高齢者まで、誰もが健康で、安心して過ごすことができるまちづくりを進めます。高齢社会を踏まえ、誰もが生きがいをもって、社会で活躍できる環境を実現します。そして、障害の有無にかかわらず、すべての人が社会参加でき、悩んでいる人を理解し温かく支えられる、安心に満たされた社会福祉の実現を目指します。

●訪れたいくなる住み続けたいくなるまちづくり

多くの人々が訪れたいくなり、また、多くの若者が集い、住まうまちづくりを進めます。そのために、地域経済と雇用を支える産業の誘致・強化と、農業の生産性の向上及び意欲ある農業者の確保を進めていきます。また、人々のニーズに応えた、魅力とにぎわいあふれる商業の発展を支援するとともに、対外的な発信力を強化して地域の歴史と自然を活かした観光を振興します。

本市に住む市民が住み続けたいくなるまちを維持するために、日々の生活を支える快適・安全で美しい都市の整備と、地域社会の核となるまちなか再生を推進します。そして、良好な環境を次の世代に引き継いでいくために、資源やエネルギーの利活用を促進し、環境にやさしいまちづくりを進めます。

●市民と行政がともに創る安全のまちづくり

若者から高齢者まで多世代、様々な文化の人々が盛んに交流し、互いに尊重するまちづくりを進めます。市民一人一人がつながり、地域コミュニティが推進され、お互いを支え、そして市民が自ら活躍できるように支援を行っていきます。

行政が市民と協働の体制を構築しながら、災害に強く、犯罪や交通事故のない、誰にも優しい安全安心なまちをつくりまします。

また、多様化する市民のニーズを的確に捉え、対応するために、情報セキュリティを確保したICT※等を活用し、効率的で効果的な行政経営を進めます。行政経営に関して市民への十分な説明を果たすことができるようわかりやすさと透明性を確保します。

2 本庄市の将来像

本市のまちづくりの将来像を、次のとおり定めました。この将来像は、本庄市の10年後を見据えて、本市の特長を活かし、市民みんなで目指すまちづくりの目標です。

あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄

～世のため、後のため～

本市は、古くから培われた歴史と、優れた教育環境を特長とするまちです。これらを将来にわたって伝えていくのみならず、新たな歴史を築き、次代を担う人を育む、「歴史と教育のまち」を目指していきます。また、市民のまちづくりへの参画を進める「あなたと活かす」まちづくり、市民がつながり支えあう「みんなで育む」まちづくりを進めます。

さらに、本市の偉人、塙保己一が遺したことばである、「世のため、後のため」のまちづくりを進めます。

このような思いを込めて、本市の将来像を「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」と表現しました。

第 2 章 将来フレーム

1 将来人口

「本庄市人口ビジョン」で掲げたとおり、市民の結婚・出産・子育ての希望を叶え、若い世代の転出抑制・転入促進を図ることで、人口減少に歯止めをかける取組を加味し、本計画の目標年次である令和9年度（2027年度）の将来人口を概ね74,000人と想定します。

グラフを挿入

2 土地利用構想

（1）土地利用方針

●地域価値を高める土地利用

本市では、本庄駅周辺や児玉駅周辺を中心に市街地が形成され、市民生活の中心的地域となっています。また、本庄早稲田駅周辺地域においては、若い世代を中心に人口が増加し、良好な市街地が形成されています。

少子高齢化の進展に伴う人口減少社会を見据え、安全・安心で快適な暮らしができるよう、まちなか再生などにより賑わいや利便性を高めるとともに、防災機能など生活環境の向上につながる土地利用の誘導に努めます。また、地域の歴史や文化の継承、景観の維持を図りながら観光資源として活用を図ることにより、地域価値の向上に努めます。

●持続可能な都市を支える土地利用

児玉工業団地や本庄いまい台産業団地などの産業基盤は、本市における活発な産業活動を支えています。本市が持続可能な都市であり続けられるよう、交通の要衝としての利便性を活かした生産・加工・流通等の産業機能や観光機能の集積等、地域経済と雇用を支える土地利用の誘導に努めます。

●田園環境と調和した土地利用

本市では、北部や中央部をはじめとして豊かな農地が広がっています。農業はこれまで本市の地域産業としての役割を果たすとともに、郷土を特徴づける景観や文化を生み出してきました。緑豊かな生活環境と郷土の個性が継承されるよう、農地の保全を図るとともに、農地と生活環境とが調和した土地利用の誘導に努めます。

●恵まれた自然環境と共生した土地利用

本市は、南西部に豊かな森林や里山を抱えるとともに、北部には利根川が流れるなど、多様性に富んだ自然環境を備えています。本市の生態系を支えているこうした自然環境に対しては、保全と適正な管理に努めるとともに、自然環境を活用する場合には生態系を損なうことがないよう、自然環境と共生した土地利用の誘導に努めます。

(2) 土地利用構想のゾーン区分

●快適市街地形成ゾーン

市民が安心して快適に暮らせる市街地の実現を目指すゾーンです。必要な都市基盤の整備や、防災施設及び生活関連施設の充実を図るとともに、歴史的・文化的な環境への配慮に努めます。また、本庄駅周辺、児玉駅周辺及び本庄早稲田駅周辺を拠点とした魅力と活力ある商業・業務地や良好な住宅地の形成を創出します。

●産業集積ゾーン

産業の集積を図り、本市の地域経済と雇用を支えるゾーンです。既設の工業団地では、周辺環境との調和に配慮しながら生産環境の維持に努め、本市の経済を牽引する工業地の維持及び形成を図ります。

●発展創出ゾーン

本市が持続可能な都市であり続けるため、地域活力の新たな創出を図るゾーンです。関越自動車道本庄児玉インターチェンジ周辺や国道17号本庄道路周辺など、交通の利便性が良く産業立地のニーズが高い土地においては、農業施策との調整等を図りながら、本市の将来を持続的に支える多様な機能の誘導を目指します。

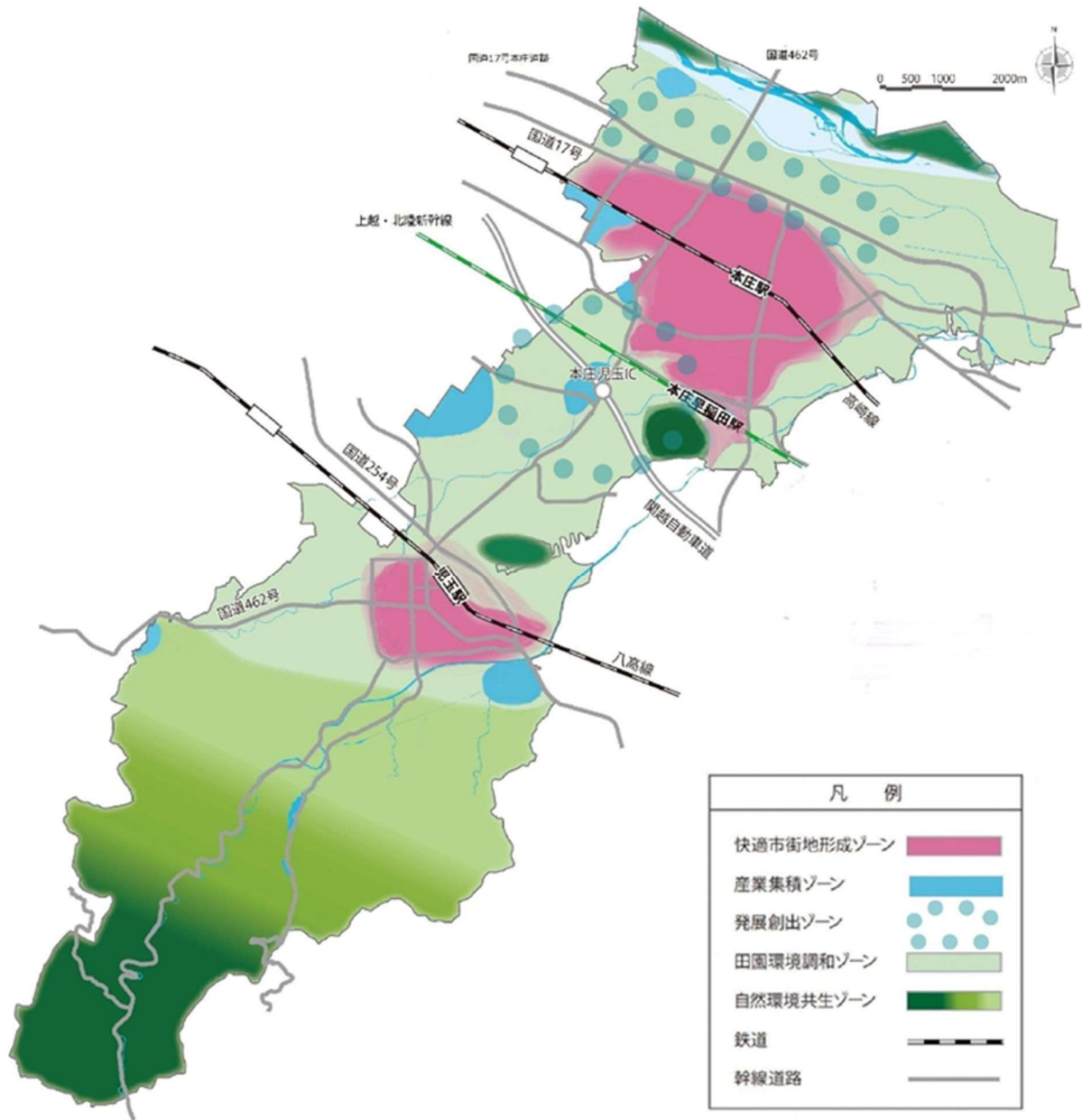
●田園環境調和ゾーン

優良農地を保全するとともに、快適な生活環境と農地の調和を図るゾーンです。新たな土地利用のニーズに対しては、農地との調和を原則としながら地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図り、良好な田園環境の維持に努めます。

●自然環境共生ゾーン

自然環境の保全と共生を目指すゾーンです。森林・里山・河川などの自然環境の保全に努めることを原則とします。多面的機能を備える自然環境について、教育や余暇等の目的で活用する場合には、生態系に対する十分な配慮に努めます。

土地利用構想図



第3章 政策大綱

将来像	基本理念	政策大綱
<p>あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄</p> <p>「世のため、後のため」</p>	<p>みんな で育む 安心・共生の まちづくり</p>	<p>1 健康福祉分野 みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち</p>
	<p>訪れ たくなる 住み続け たくなる まちづくり</p>	<p>2 教育文化分野 未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち</p>
	<p>市民と 行政が ともに 創る 安全の まちづくり</p>	<p>3 経済環境分野 持続可能で活力に満ちた、にぎわいと魅力のあるまち</p>
		<p>4 都市基盤分野 人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち</p>
		<p>5 市民生活分野 市民だれもが活躍し、安全に生活できるまち</p>
		<p>6 行財政経営分野 市民の信頼に応える行財政経営を進めるまち</p>

●家庭と地域で支え合い、誰もが安心して子どもを生み育てることができるよう切れ目のない支援を行います。

●誰もが健やかで安心して暮らせるように、健康づくりの支援体制や医療・福祉・介護の充実を図るとともに、年齢や障害の有無にかかわらず地域で支えながらいきいきと暮らせるまちを目指します。

●子どもたちが自らの人生を切り拓き自立ができるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を進めるとともに、学校教育環境の整備や学校・家庭・地域との連携・協働で子どもの成長を支えます。

●市民の健康増進や生きがいづくりのため、スポーツ・レクリエーション活動を促進するとともに、各種教育機関との連携や地域の歴史などの教育資源を積極的に活用し、幅広い世代に対応した学習機会の充実を図ります。

●地域経済と雇用を支える産業の育成・強化を図り、誰もがいきいきと働き続けられる環境づくりを推進するとともに、地域資源を活用し、人が訪れたいくなるにぎわいと魅力のあるまちを目指します。

●環境の保全活動や資源・エネルギーの利活用を促進し、負荷をかけない持続可能な社会の実現を目指します。

●利便性の高いまちなかや豊かな自然環境に囲まれた田園など、それぞれの地域の持つ特性や多様なライフスタイルに応じた計画的なまちづくりを推進します。

●環境と調和した美しい景観形成を推進し、日々の生活を支える道路や下水道などの生活基盤の整備と、人にやさしい地域公共交通などの生活環境の充実を図り、快適で住みやすいまちを目指します。

●豊かな地域コミュニティを築き、自らまちづくりに取り組む市民の活動を支えるとともに、誰もが尊重され活躍できる協働のまちづくりを推進します。

●地域の防災体制、防犯体制、交通安全対策の充実を図り、安全で安心して生活できるまちを目指します。

●わかりやすい情報発信を行い、公正の確保と透明性の向上を図り、市民参加による開かれた市政を推進します。

●持続可能なまちづくりのため、自主財源を確保し効率的で効果的な行財政経営を進め、市民の「信頼に応えるまち」を目指します。

第3部 後期基本計画

序章

1 基本計画の目的

基本計画は、まちづくりの将来像「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」を実現するため、基本構想の政策大綱に基づき施策を体系的に定め、これを計画的に推進していくことを目的としています。

2 基本計画の期間

基本計画の計画期間は、将来の社会経済情勢の変化に対応した計画とするため、5年間とします。前期基本計画は平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までとなっており、後期基本計画は令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までとします。

3 基本計画の進行管理

まちづくりの将来像を確実に実現するため、施策や事業によって生み出される成果やコストを意識し、「計画（PLAN）」「実行（DO）」「評価（CHECK）」「改善（ACTION）」（PDCAサイクル）の進行管理を行います。

また、本計画の施策に対して、成果指標を設定し、市民が求める尺度や具体的に達成すべきことを分かりやすく示して実効性を高めた計画としています。

4 本庄市のまちづくりとSDGs

2015年9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、2030年を年限とする17の国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)(以下、「SDGs」といいます。)が採択されました。わが国においても、政府に推進本部が設置され、実施指針やアクションプラン等が示されています。

地方自治体においても、このSDGs達成に向けた取組を推進することは、中長期を見通した「持続可能なまちづくり」に取り組むうえで大変重要なものであると言えます。また、このSDGsの考え方と、本庄市総合振興計画における将来像「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄～世のため、後のため」は、同様の方向性であることから、誰一人取り残さない持続可能な「後のため」のまちづくりに向け、本市においてもSDGs達成に向けた取組を推進していきます。

● 5つの観点で知る「SDGsとは」

○英語のSustainable Development Goalsの略で、「SDGs」となっています。読み方は「エスディイージーーズ」。日本語では、「持続可能な開発目標」という表現が使用されています。

○2015年9月の国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が加盟国の全会一致で採択されました。SDGsは、このアジェンダに記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標です。

○SDGsは、貧困、教育、福祉、人権、経済、資源、エネルギーなど、様々な分野の17のゴールと169のターゲットから構成されます。17のゴールは、大きく分けると社会、経済、環境の3側面から捉えることができ、これらを統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

○SDGsは、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを理念として誓っており、「多様性と包摂性のある社会の実現」に向けて取り組むものとされています。また、開発途上国だけでなく、先進国も含め、全ての国が取り組むべき普遍的な目標となっていることも特徴です。

○SDGsは2030年までの目標です。その達成は、各国政府による取組だけでは困難であり、企業や地方自治体、学術の世界や市民社会、そして社会に暮らす私たち一人一人に至るまで、すべてのひとの行動が求められている点がSDGsの大きな特徴です。

● 本庄市にとってのSDGs

「貧困」や「飢餓」といった言葉が並ぶSDGsのゴールは、「途上国のためのもの」と考えられてしまうこともあります。しかし、ゴールの下には169のターゲットという具体的な目標が示されています。

それぞれ見ていくと、これらのゴールが本庄市のまちづくりを考える上でも欠かすことのできない視点であることが分かります。以下の表は、SDGsのそれぞれのゴールについて、市のまちづくりとどのような関係があるかを考え、捉え方の一例を整理したものです。

ゴール	内容の詳細	ゴール	内容の詳細
 1 貧困をなくそう	各国定義での貧困を減らす取組が求められるほか、日本でも相対的貧困が問題視されている。	 10 人や国の不平等をなくそう	年齢、性別などの状況に基づく不平等の是正に加え、税制、賃金、社会保障政策等を通じた平等の確保・拡大も含まれる。
 2 飢餓をゼロに	子どもや貧困状態にある人の栄養不良の解消のほか、農業の持続可能性も重要視されている。	 11 住み続けられるまちづくりを	便利な公共交通、災害に強いまちづくり、緑地整備や環境保全など、「住みやすいまち」に関係することが広く含まれる。
 3 すべての人に健康と福祉を	母子保健、感染症対策などのほか、道路交通事故による死傷者の半減、という内容も目標に含まれる。	 12 つくる責任 つかう責任	廃棄物の適正管理や削減、再利用等のほか、自然環境との調和に意識を向けることも含まれる。
 4 質の高い教育をみんなに	すべての子どもが平等に質の高い教育を受けられるようにすることや、社会に出た後も学び続ける「生涯学習」などを含む。	 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動への具体的な対策として、変動を緩和させる取組や、その変動に適応できるようにする取組も含まれる。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	日本では、男女格差、特に仕事面での待遇の差が大きいと指摘されている。また、DV被害の防止等も含まれる。	 14 海の豊かさを守ろう	生活排水や産業排水、ごみ流出等の海洋汚染につながりうるあらゆる陸上活動の防止を目指す。
 6 安全な水とトイレを世界中に	飲料水の確保、水源の持続可能性といった点のほか、山地・森林など水に関連する生態系の保護・回復も含まれる。	 15 陸の豊かさも守ろう	生物多様性や、森林・山地をはじめとした生態系についての保全、持続的な利用などが含まれる。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	使用エネルギーにおける再生可能エネルギー割合の拡大や、エネルギー効率の向上も含まれる。	 16 平和と公正をすべての人に	あらゆる暴力の減少のほか、公の説明責任、参加型意思決定の確保など、平和と公正の確保に係るものが広く含まれる。
 8 働きがいも経済成長も	雇用創出・起業支援のほか、観光業の促進、働きがいのある仕事の確保なども含まれる。	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	目標達成に向けての連携・協働として、行政、民間事業者、市民、NPO・NGO などによる連携・協働も含まれる。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	産業や技術開発、研究支援などに加え、災害に強いなど、持続可能かつ強靱なインフラ整備も含まれる。		

日本国内の各自治体でも、SDGsを意識したまちづくりが進められている中、本庄市は、民間の調査※において、「同規模自治体の中で“SDGs先進度”が1位」とされたこともあります。今後も、SDGsの観点を踏まえた「持続可能なまちづくり」を推進していきます。

● 計画の策定過程

本計画の策定にあたっては、前ページのような考え方に基づいてSDGsと本市のまちづくりの関係を捉えたほか、各ステップでSDGsの視点の反映や、SDGsの考え方の普及を図りました。

▶市民ワークショップ

ワークショップでは、市民がまちづくりのアイデアを話し合ったあと、そのアイデアとSDGsのゴールとの関係性を考え、SDGsの視点を踏まえながら「これから市で行っていきべきこと」や「自分にできること」について検討しました。



▶市民アンケート・高校生アンケート

18歳以上の市民と、市内在学の高校生に対するアンケート調査の中で、SDGsの認知度や、「SDGsの実現に向けて、自分個人にもできることがあると思うか」などの考えをうかがい、年代別などで傾向を把握しました。

▶施策の検討

総合振興計画が幅広い分野をカバーする中、各分野の施策が、SDGsのどのゴールとつながりがあるかについて、各部署の視点から考え、SDGsのゴールが目指すものが何なのかも踏まえて施策を検討しました。

● アンケートの結果について

アンケート結果から見た、SDGsの受け止められ方の現状について、一部をご紹介します。

▶SDGsの認知度

一般市民では、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が40.3%と最も多く、内容を「よく知っている」「多少は知っている」は合わせて4割にとどまっています。特に、より高齢の層で「聞いたことがない」「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」の割合が高い傾向にありました。一方、高校生では「内容を含め、多少は知っている」が47.8%と最も多く、「内容を含め、よく知っている」も29.9%と、市民アンケートに比べて大きな差がみられました。

▶SDGsの実現に向けて自分にできること

一般市民では、SDGsの実現に向けて自身にできることがあるかについて、「まあそう思う」が35.5%と最も多く、「そう思う」と合わせて約7割となっています。一方、高校生では「そう思う」が47.5%と最も多く、次いで「まあそう思う」が30.7%となっています。

▶結果から考えられること

SDGsの達成に向けては、社会に暮らす一人一人の行動が求められることから、SDGsに関する普及啓発などを通し、認知度を高めるとともに内容の理解も深めていくことが求められます。SDGsについての教育機会が比較的多いと考えられる高校生については、認知度や理解がより先進的であったことを踏まえ、今後は、すべての市民がSDGsについて理解を深めていけるよう図っていくことが重要です。

● 取組方針

アンケートから把握される現状なども踏まえて、本市におけるSDGsの推進にあたっては、次に掲げる事項を基本的な方針とします。

(1) 市政への組込

世界共通の「ものさし」であるSDGsを、本計画をはじめとした各種の計画に組み込み、市の施策とSDGsの考え方との整合を図るとともに、市の政策とSDGsの関連性を明示し、読み手における理解の促進にもつながるように努め、SDGsの推進を図ります。

(2) 普及・啓発

SDGsが遠い世界の話ではないことを、市民や企業・団体等が実感し、日々の生活や企業活動において、SDGsを「自分に関連すること」として捉え、行動することができるよう、あらゆる機会を通じてSDGsの普及・啓発に努めます。

(3) 情報発信・PR

SDGsに関連する市の取組等を広く情報発信し、本市が全庁的にSDGsに取り組んでいる姿勢をアピールしていくことで、SDGs達成に向けた機運を高めていきます。

● 本計画の施策とSDGs

本計画は、6つの分野ごとに施策を示しています。それぞれの分野に関するSDGsのゴールは以下の表の通りです。より細かい施策項目との関係は、後述の各分野のページで示します。

分野	関係するSDGsのゴール
健康福祉 分野	
教育文化 分野	
経済環境 分野	
都市基盤 分野	該当するSDGsアイコンを挿入
市民生活 分野	
行財政経営 分野	

5 施策体系図

将来像	基本理念	政策大綱	分野別施策（施策大項目）
<p>あなたと活かす</p> <p>みんなで育む</p> <p>歴史と教育のまち</p> <p>本庄</p> <p>く世のため、後のためく</p>	<p>安全・共生のまちづくり</p> <p>みんなで育む</p>	<p>1 健康福祉分野</p> <p>みんなで支え合い、 健やかにいきいきと 暮らせるまち</p>	<p>1 子ども・子育て支援</p> <p>2 健康づくりの推進</p> <p>3 医療体制の充実</p> <p>4 地域福祉の推進</p> <p>5 高齢者福祉の充実</p> <p>6 障害者福祉の推進</p> <p>7 生活困窮者等の支援</p>
		<p>2 教育文化分野</p> <p>未来を拓く人を育み、 歴史と文化の薫るまち</p>	<p>1 確かな学力と自立する力の育成</p> <p>2 豊かな心と健やかな体の育成</p> <p>3 教育環境の整備</p> <p>4 生涯学習の活発化</p> <p>5 文化財の保護と活用の推進</p> <p>6 生涯スポーツ・レクリエーションの促進</p>
		<p>3 経済環境分野</p> <p>持続可能で活気に満ちた、 にぎわいと魅力のあるまち</p>	<p>1 農林業の振興</p> <p>2 商業の振興</p> <p>3 工業の振興</p> <p>4 観光の振興</p> <p>5 いきいき働ける環境づくりと 消費者の安全と利益の確保</p> <p>6 環境対策の充実</p> <p>7 廃棄物の処理とリサイクル</p>
		<p>4 都市基盤分野</p> <p>人にやさしい、 快適で美しく住みやすいま ち</p>	<p>1 計画的なまちづくり</p> <p>2 居住環境の整備</p> <p>3 道路・河川の整備と維持管理</p> <p>4 交通サービスの充実</p> <p>5 水道水の安定供給</p> <p>6 下水道施設等の充実</p> <p>7 都市公園の整備と緑の保全</p>
		<p>5 市民生活分野</p> <p>市民だれもが活躍し、 安全に生活できるまち</p>	<p>1 市民との協働によるまちづくりの推進</p> <p>2 人権を尊重する社会の実現</p> <p>3 危機管理体制の強化</p> <p>4 防犯対策の推進</p> <p>5 交通安全対策の推進</p> <p>6 市民サービスの向上</p>
		<p>6 行財政経営分野</p> <p>市民の信頼に応える 行財政経営を進めるまち</p>	<p>1 市政情報の提供の充実と市政に対する 市民参加の推進</p> <p>2 効率的・効果的な行政経営の推進</p> <p>3 早稲田大学との基本協定に基づく施策の 推進</p> <p>4 行政のデジタル化の推進</p> <p>5 自主性・自立性の高い財政運営の確立</p>
	<p>訪れたいくなる</p> <p>住み続けたいくなるまちづくり</p>		
	<p>市民と行政が ともに創る安全のまちづくり</p>		

6 分野別施策の見方

※紙面レイアウト確定後に、説明文を付す予定です。

第 1 章 健康福祉分野

施策大項目 1 子ども・子育て支援

めざす姿

- ・子育てと仕事を両立できる支援体制が整っています。
- ・支援者の情報提供がスムーズに行われ、子どもの成長に合わせた子育ての悩みを相談できる体制が整っています。
- ・地域全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいます。

成果指標	現状値	目標値
子育て支援センター延べ利用組数（年間）	12,272 組	18,000 組
保育所等における待機児童数[保育所・認定こども園(保育認定部分)・地域型保育施設における 4 月 1 日時点の待機児童数]	0 人	0 人

現況と課題

- 急速に進行する少子化や、共働き家庭の増加、核家族化や地域コミュニティの希薄化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくなく、多様化する子育てのニーズへの対応が求められています。
- 国を挙げてスタートした「子ども・子育て支援新制度」に基づき、本市でも、質の高い幼児期の教育・保育の総合的提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実に計画的に取り組んでいます。また、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行っています。一方で、コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、子育てイベント等の開催が難しい状況もありますが、保護者が孤立しストレスを抱え込むことがないよう地域で見守り支え合う支援が望まれます。
- 誰もが安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりのためには、児童虐待防止対策、経済的負担の軽減等を含め、総合的に子育て支援施策を推進していくことが必要です。本市では、子ども家庭総合支援拠点を中心に、児童相談所や警察署及び関係機関と連携しながら、子どもや保護者に寄り添った支援に努めており、今後も子どもの適切な保護、児童虐待の防止を図ることが重要です。加えて、各種手当の支給や助成を通じ、引き続き経済的負担の軽減を図ることが求められます。

取組内容（施策中項目）

1. 子育て支援サービスの充実

- 放課後児童健全育成事業、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、子育て支援拠点事業等を実施します。
- 子育て世代包括支援センターを中心に母子保健と子育て支援が連携し、切れ目のない支援体制を整え

ます。

- 出産や子育てに関するアドバイスをメールで配信するほか、予防接種スケジュール作成機能を利用いただくことにより、出産・子育てをする上での負担の軽減を図ります。
- 子どもの将来が家庭の経済状況によって左右されることがないように支援を行うための調査及び子育て支援全般にかかる子ども・子育て支援事業計画策定のための調査を行います。

2. 子育てに係る経済的負担の軽減

- 各種手当の支給や、医療費や保育料等に対する支援を通じて、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るなど、子育てや教育に対する経済的な支援を進めます。

3. ひとり親家庭等の支援体制の充実

- 児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の支給及び母子家庭等自立支援給付金等の支給を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援します。また、ひとり親家庭等の自立に必要な情報の提供、相談指導等の支援を行い、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を充実します。

4. 子育てと仕事の両立支援

- 保育所、認定こども園及び地域型保育施設における保育の実施を推進し、児童の健全育成と保護者の子育てと仕事の両立を支援します。
- 放課後児童クラブの待機児童を作らない取組を推進し、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

5. 子育て支援のネットワークの充実

- 子育て支援団体等と情報交換しながら、支援体制を継続していきます。また、支援団体の主催事業等に積極的に協働することにより、活動内容を把握し、より良い支援を行います。
- 地域で行われる子どもの居場所作りの活動に協力します。

6. 児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待は生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある人権問題という認識の下、要支援児童の適切な保護を図るため、関係機関と情報の交換・共有を行い、児童虐待の早期発見・対応を行います。
- メールでの情報発信をはじめ、保護者の接点の機会を設けることを通じて児童虐待の一因となる出産・子育て期の孤立感や負担感を緩和し、虐待防止を図ります。
- 児童虐待防止のため、訪問支援の充実を図ります。
- 子どもの気持ちや成長を第一に考えた施策の研究・検討に努めます。

7. 保育環境の整備

- 保育所等の適正な整備と、安全で安心な保育環境の実現に向けた施設整備を行います
- 放課後児童クラブの運営体制整備や施設改修、備品整備、障害児受け入れのための整備等に対して助成を行います。

協働による取組

- 子育て支援グループ、NPO法人、ボランティア団体等と協働し、子育て親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て教室、講演会等を引き続き実施し、地域に密着した子育て支援体制を整えていきます。
- 各種の関係機関や住民等、地域の主体と連携・協力しながら、子どもの適切な保護、児童虐待の防止を図ります。

施策大項目2 健康づくりの推進

めざす姿

- ・市民の健康管理に関する関心が高く、自ら健康づくりのための行動を実践している市民が増えています。
- ・各ライフサイクルにおける心身の健康づくりや相談窓口等の支援体制が充実し、健康的な生活ができる環境が整っています。
- ・発達障害※等の子どもたちへの支援体制が充実し、地域社会の中で自立した生活を営める環境が整っています。

成果指標	現状値	目標値
特定健診の受診率	29.7%	41.3%
母子の健康状態把握率〔妊娠から生後4か月まで〕	100.0%	100.0%

現況と課題

- 疾病の早期発見につながる各種健診は、全体的に受診率が上昇傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度には顕著に低下しています。健康教室・健康相談事業とともに、市民生活の質の維持・向上と健康寿命※の延伸のために受診率・受講率を高める工夫が必要です。健診の結果や国保データベース（KDB）システム等の情報を活用し、健康づくりを推進します。
- 健康づくりへの動機づけとして、本市では18歳以上の市民を対象に健康づくりチャレンジポイント事業（はにぼんチャレンジ）を実施しており、今後も市民が主体的に健康づくりを行っていただけるよう動機づけや情報提供等の充実が求められます。
- 発達に不安のある子どもが、健やかに地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、発達教育支援センター「すきっぷ」を核として、子どもや保護者及び周囲で関わる人々への支援を、家庭だけでなく保育所や学校へ出向いて実施しています。今後も子どもを支える各関係機関との連携体制の充実を図っていきます。
- 我が国において自殺は深刻な社会問題であり、本市では、本庄市自殺対策計画を策定し、若年者からの心の健康づくりを実施しています。引き続き、教室・講座等による普及啓発に努め、心の健康づくりを図っていくことが必要です。
- 新型コロナウイルス等、新たな感染症への対応の必要性が高まっています。迅速な感染症対策や予防接種による感染予防を実施することが必要です。

取組内容（施策中項目）

1. 健診・検診体制の充実

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査・保健指導と後期高齢者医療保険被保険者を対象とした健康診査、「健康増進法」に基づく健康診査やがん検

診・健康教育・健康相談などを実施します。

- 健診の無料化や複数健診の同時実施などで、受診率の向上を図り、生活習慣病の予防と疾病の早期発見を目指し、健康的な質の高い生活を実現します。
- 市民自ら健康管理ができるよう、健診・検診についての知識の普及啓発を行います。特に若者へのがん予防や生活習慣病予防のための普及啓発を行い、自発的な健康づくりを促します。
- 健診の結果や国保データベース（KDB）システム等の情報を活用し、高齢者の特性に合わせた保健事業と介護予防の一体的な取組も行っていきます。

2. 体の健康づくりの推進

- 効果が認められている健康長寿埼玉モデル※推奨プログラム「マイトレ教室」の継続実施や動機づけ事業を活用し、市民の健康づくりを推進します。また、生活習慣病の重症化を予防するための支援を行います。
- 全てのライフステージにおいて、いきいきと健康な毎日を過ごすため、望ましい食生活を実践できるよう、食育の推進に取り組みます。

3. 予防接種の推進

- 「予防接種法」に基づく定期の予防接種を実施しています。予防接種未接種者への勧奨方法の見直しを行い、接種率の向上を図り感染症対策に取り組みます。

4. 母子保健の推進

- 乳幼児健康診査・健康相談・教室の充実により、疾病の早期発見や心身の健やかな発育・発達を支援します。また、妊娠期からの切れ目のない支援により、安心して子育てができる環境の整備を目指します。

5. 健診・検診体制の充実

- 発達に不安のある子どもとその保護者に保健師、言語聴覚士、作業療法士、公認心理師等の専門職が個別相談や指導を行い、保護者や周囲で関わる大人が子どもの特性に気づき、その子に合った関わり方ができるよう継続した支援を行い、子どもの健やかな成長を支えます。

6. 心の健康づくりの推進

- 子どもからお年寄りまで各ライフステージに応じた、心の健康づくりの正しい知識の普及・啓発や支援・サポート体制の整備に努めます。
- 保健・医療・福祉・教育・労働等関係機関との連携・協力を強化し、総合的な自殺対策を推進します。

協働による取組

- 各地域における、健康づくりの取組と相互に連携し、地域の特性を活かした健康づくりや、住民主体の健康づくりを行っていきます。
- 地域住民に対して健康づくりに係る情報提供を行う健幸アンバサダーや食生活改善推進員の育成を通して、地域の主体との協働による健康づくりを推進します。

施策大項目3 医療体制の充実

めざす姿

- ・休日や夜間の初期救急医療※体制や相談機能が充実しています。
- ・高度な医療をはじめ地域医療体制が充実しています。
- ・市民がかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ち、自ら健康管理を行っています。

成果指標	現状値	目標値
病院群輪番病院受診者に占める軽症患者率〔夜間や休日の輪番病院を受診する人のうち軽症患者の割合〕	77.3%	75.0%

現況と課題

- 本市は、埼玉県地域保健医療計画で定めた本庄市、児玉郡を一体とする児玉医療圏に属し、救急医療体制を組んでいます。
- 初期救急医療※については、休日急患診療所において、休日・年末年始及び週に1日平日の夜間に内科系の診療に対応し、外科系は休日の午前中のみ在宅当番医制で対応しています。入院を必要とする重症患者等を対象とする二次救急医療※については、休日の昼間と全日の夜間、児玉都市内の6病院が年間を通じて輪番制で対応しています。一方、輪番病院には、夜間に体調を崩したときなどに受診する患者も多く、本来の二次救急病院としての機能が果たされにくい状況があることから、初期救急医療※体制の充実を図ることが必要です。
- 高度な医療を必要とする三次救急医療※や小児の二次救急医療※については、熊谷・深谷地域を含む北部保健医療圏に属し対応しています。当医療圏は、地域医療を担っている医療機関の協力のもと救急体制を組んでいますが、対応できる医療機関が少ないため医療圏内だけでの対応は難しく、他の医療圏域や、搬送時間が短い群馬県の病院への搬送も行われています。高度な医療をはじめ地域医療の充実に向け、北部保健医療圏の充実を県に要望するとともに、県境を越えた体制整備についても県への働きかけを行い、また、他の方策についても研究していきます。
- 市民一人一人がかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことは、自分の体に責任を持つことであり、適切な医療により健康を守るために有効であるだけでなく、健全な医療保険財政の運営のためにも重要です。こうした観点から、できるだけ多くの市民に、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持っていただけるように周知啓発していく必要があります。

取組内容（施策中項目）

1. 初期救急医療※の充実

- 在宅当番医制により休日の午前中に外科系の診療を行っています。また、本庄市休日急患診療所において、休日・年末年始の昼間、夜間及び週に1日平日の夜間に内科系の診療を行っています。今後も本体制が維持できるよう、関係機関と連携を図ります。

2. 地域医療の充実

- 児玉郡市内の6病院において、内科系・外科系の休日・夜間救急搬送受入を輪番制にて対応しています。いつでも受け入れができるよう、体制の整備・充実に努めます。
- 小児二次救急医療※は熊谷・深谷・児玉地区の北部保健医療圏において県と連携し整備を進めています。また、休日急患診療所の後方支援病院の確保も含め、群馬県の搬送可能範囲にある小児二次救急病院との連携を進めます。
- 医療資源の確保を図るとともに、病院等の誘致の調査研究も含め、高度な医療や三次救急医療※体制の充実に向けて取り組みます。

3. 市民への啓発

- かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性についての周知啓発を図るとともに、電話相談事業により病気についての不安解消に努めることで不要な救急病院への受診を減らすよう努めます。
- 国民健康保険の健全な財政運営を図るため、加入者の資格の適正化や医療費の適正給付を推進し、ジェネリック医薬品、セルフメディケーションの普及・啓発に務めます。

施策大項目 4 地域福祉の推進

めざす姿

- ・誰もが住み慣れた地域社会の中で、助け合い、支え合いながら自分らしくいきいきと暮らしています。
- ・行政と関係機関・団体、地域住民等が共に協働しながら、地域の諸問題を解決する体制が整っています。

成果指標

市民後見人候補者の登録者数

現状値

8人

目標値

30人

現況と課題

- 急速に進む少子高齢化や社会経済情勢の変化を背景に、人のつながりの希薄化などが進み、既存の福祉制度だけでは対応できない、孤立・孤独、ひきこもり、自殺、貧困、虐待またケアラー・ヤングケアラーなどの様々な課題が生じています。これらの多岐にわたる課題を解決するためには、地域住民、自治会、学校、NPO法人、福祉関係団体、ボランティア、民生委員・児童委員、行政などの地域で暮らすすべての人々がつながり合う、自助、互助、公助の仕組（ネットワーク）を作ることが必要です。
- 地域の複雑化・複合化したニーズに対応するため、国では、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について一体的に行うこと、また、地域での主体的な支え合いの活動を支援し、これらを連携させ、支援をつないでいく体制を整えるために、重層的支援体制整備事業を創設しました。今後地域の様々な課題に対応していくためには、重層的支援体制整備事業の実施に向け、現行の地域福祉計画における地域課題と一体的に推進する必要があります。
- 権利擁護が必要な状態にある人が、地域で自分らしく生活を送るためには、家族を含め本人を取りまく地域の人々の理解と協力が必要不可欠です。本市では、本庄市成年後見サポートセンターにおいて、成年後見制度の周知と適切な利用の促進を図っており、今後も関係機関等と連携しながら権利擁護を推進していくことが重要です。

取組内容（施策中項目）

1. 地域福祉の推進体制づくり

- 本庄市社会福祉協議会の活動の支援を通じて、子育て、障害者、高齢者福祉やボランティア、結婚に向けた支援など様々な地域福祉事業の実施を図ります。また、地域福祉の担い手となる事業者、関係機関・団体を支援するとともに、主体的に地域活動を行う人材育成と、団体間の連携強化に努めます。
- 保健、医療、福祉等のサービスを有機的に組み合わせ、課題の発見から解決までの一連の相談支援体制を構築します。
- 地域住民や関係機関・団体、行政等が一体となった地域福祉ネットワークづくりを推進します。

2. 地域福祉意識の醸成と活動の促進

- 学校教育や社会教育を通じた福祉教育を推進する中で、地域課題に関する学習会の開催等、地域福祉活動に参加するきっかけづくりを進めるとともに、地域福祉活動への関心を高め、地域住民の主体的な参加を促すための取組を行います。
- 地域における課題を地域住民が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、地域住民や自治会に加え、まちづくりに関係する事業者に対しても、意識醸成や福祉のまちづくりに必要な働きかけを行います。

3. 権利擁護の推進

- 権利擁護が必要な状態にある人が、地域で自分らしく生活を送るためには家族を含め、本人を取りまく地域の人々の理解と協力が必要不可欠です。本市では、本庄市成年後見サポートセンターにおいて、成年後見制度の周知と適切な利用の促進を図っており、今後も関係機関等と連携しながら権利擁護を推進していきます。
- 権利擁護を推進するために、障害や認知症等により判断の能力が不十分な人への支援、家族等に対する支援（ケアラー・ヤングケアラー支援）、本人や家族等を取り巻く周囲の理解の促進、地域づくりへの支援も同時に進めていきます。

協働による取組

- 地域共生社会の実現に向け、地域福祉意識の醸成を図り地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる環境を整え、行政と地域住民等の協働による地域福祉を推進します。

施策大項目5 高齢者福祉の充実

めざす姿

- ・多くの高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らしています。
- ・介護予防の取組が充実し、高齢者の健康寿命が延伸しています。
- ・高齢者が積極的に社会参加をし、自らの能力や経験を発揮しています。
- ・高齢者が地域ぐるみで支えられ、その権利が擁護されています。

成果指標	現状値	目標値
シルバー人材センターの会員数	481人	530人
はにぼん筋力トレーニング教室（介護予防事業）参加者数 [65歳以上の高齢者を対象に開催するはにぼん筋力トレーニング教室への参加者数]	2,037人	2,500人

現況と課題

- 高齢化率※の継続的な上昇が見込まれる中で、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化を推進する必要があります。
- 高齢化の進行に伴い、要介護者が増大し、介護保険給付や高齢者福祉サービスの需要が大きくなる一方、少子化の進行で介護・福祉サービスを支える現役世代の減少が見込まれます。高齢者が可能な限り要介護状態にならないようにするため、健康づくりや介護予防を推進して、高齢者の心身の健康の増進を図る必要があります。
- 高齢者の中にはボランティア活動や就労等を通じて、社会参加への意欲を持つ方も増えてきています。高齢者の自己実現の要求に応えるため、生きがいづくりとして、地域活動、ボランティア活動への参加を支援するとともに、就労機会の拡大など、元気な高齢者が、生涯現役として活躍できる体制を整えていくことが必要です。
- 高齢化の進行と同時に、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加しています。地域において自立した日常生活を営むことができるように、地域社会と高齢者のつながりを強めて高齢者の孤立を防ぐなど、共に支え合う地域共生社会の実現を目指すことが必要です。また、高齢者の権利擁護を推進するため、高齢者虐待への速やかな対応や成年後見制度の周知・啓発、利用促進を図る必要があります。

取組内容（施策中項目）

1. 介護予防の推進

- 市民と行政が協働して、高齢者の健康づくりと介護予防を一体的に推進し、地域でできる限り自立した日常生活を営めるよう、要介護状態の発生や悪化をできる限り防ぐとともに、その軽減を目指しま

す。

- 国民健康保険データベース（KDB）システム等を活用し、地域の健康課題の分析と対象者の把握、高齢者に対する個別的支援と通いの場等への積極的な関与を行い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みます。

2. 介護・福祉のサービスの連携と充実

- 地域包括支援センターの機能の充実を図るなど、地域包括ケアシステムの更なる深化を進めます。

3. 社会参加・生きがいづくりの促進

- 老人クラブ、高齢者サロン等の参加につなげる支援や活動支援、生涯学習の充実を図ることで高齢者の生きがいを増進します。
- 見守りや外出支援などの生活支援サービスを整備し、地域の支え合い活動を推進していきます。
- 高齢者が地域活動、ボランティア活動等の担い手として活躍できる場の創出と充実に努めます。また就労機会の拡大を図るなど、高齢者の社会参加を促進します。

4. とともに生きる豊かな地域社会づくり

- 市民の理解と協力のもと、地域の活動者やボランティアなどと連携し、高齢者が住み慣れた地域で、お互いに支え合いながら安心して自立した生活を送ることができるよう、社会的にも、心理的にも障壁の無いバリアフリーのまちづくりに努めます。
- 高齢者虐待への対応や成年後見制度の周知・啓発、利用促進を図り、高齢者の権利擁護を推進します。
- 認知症サポーターの養成や、チームオレンジ※の整備、認知症カフェの設置促進など、地域において認知症の人とその家族を支える取組を推進します。

協働による取組

- 地域住民同士の支え合い等について協議する生活支援体制整備事業※における協議体の運営推進、介護予防や生活支援、認知症サポーターの養成等を通し、市民との協働による地域ぐるみの健康づくりと介護予防に取り組みます。
- 認知症の人の見守り、高齢者虐待、高齢者の孤立、トラブルの防止など、高齢者を総合的に見守るネットワークを市民や地域の様々な組織や団体と協働して構築します。
- 関係団体と連携し、児童の登下校の見守り活動など高齢者の社会参加を促進します。

施策大項目 6 障害者福祉の推進

めざす姿

・障害のある人が、地域において等しく権利を享有して、日常生活や社会生活の中で個人として尊重された暮らしをしています。

成果指標

現状値

目標値

障害者雇用率 [ハローワーク本庄管内の雇用者のうち障害のある人を雇用している率]	2.29%	2.30%
--	-------	-------

現況と課題

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の施行後8年が経過し、本市においても障害福祉サービス等の需要は年々増えています。また、特に障害児に対する通所支援サービス等の利用が大きく増加している中、良質なサービスを確保するとともに、関係機関による支援体制の整備が急務です。
- 障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域でともに暮らしていくことのできる地域共生社会を構築するためには、障害のある人への理解を促進し、すべての市民が一個人として尊重されるとともに、バリアフリー化を推進するなど安心して暮らしやすい生活環境の整備を図る必要があります。
- 本市は特に、視覚に障害を抱えながらも「群書類従」の編纂という偉業を成し遂げた塙保己一の生誕の地として、その偉業に関わり、惜しみない力添えをした人々にも深く思いを寄せつつ、ノーマライゼーション※を推し進める必要があります。
- 精神障害や知的障害に関わる相談が多く、また高齢者や子どもとの関わりなど複合的な課題を抱えた案件が増加傾向にあります。医療や生活支援を行う関係機関や地域との連携・協力を進めていく必要があります。
- 関係機関で連携し障害のある人の就労支援を推進していますが、障害のある人の適性に応じた就労支援体制を更に充実していく必要があります。

取組内容（施策中項目）

1. 社会参加と交流の推進

- 障がい者就労支援センターの活動等により障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害者就労施設からの物品購入等を進め、その自立を支援します。
- 生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動への参加支援や、「ふれ愛祭」や「老人・障害者スポーツ大会」の開催など、地域での交流を積極的に推進します。また、障害や障害のある人への理解を促進します。

2. 自立支援給付等の充実

- サービスを利用するための計画相談支援、自宅や施設で介護の支援を受ける介護給付、リハビリテーションや就労に向けた訓練等給付、心身の障害や医療費の自己負担を軽減するための自立支援医療、補装具支給の充実を図るとともに、需要に見合った事業所の確保に努め、日常生活や社会生活の充実に取り組みます。
- 障害のある児童の発達を支援する障害児通所支援サービスの充実を図るとともに、支援体制の整備を推進します。

3. 地域生活支援の充実

- 相談支援や意思疎通支援、日常生活用具の給付、成年後見制度利用支援など、地域の状況に応じたサービスを提供するとともにバリアフリー化を推進するなど障害のある人が住み慣れた地域でいきいきと生活ができるよう生活環境の整備を図ります。
- 相談支援の中核となる障害者基幹相談支援センターを設立し、円滑な相談支援を推進するとともに、緊急時への対応や地域移行への支援を行う地域生活支援拠点等の整備を推進します。

4. 関係機関等との連携

- 障害者自立支援協議会の活動をとおり、障害者団体、事業者、行政などの関係機関間で情報共有を図り、協働により障害のある人を支援する体制の強化を図ります。
- 精神障害者が地域の一員として安心して暮らせるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

協働による取組

- 障害者自立支援協議会を引き続き運営し、社会福祉法人やNPO法人等の民間団体との間に構築された協力関係のもとに、虐待・差別も含めた個別ケースの問題解決に取り組むとともに、障害のある人の社会参加の促進に努めます。また、「ふれ愛祭」などの交流事業を団体や事業所等との協働により実施し、障害の有無を超えたつながりを深めます。

施策大項目 7 生活困窮者等の支援

めざす姿

- ・生活困窮者等の自立に向け、行政と関係機関、地域住民等が協働して支え合っています。
- ・市民が抱えている福祉に関する様々な困りごとについて、総合相談窓口で適切な相談・支援を実施しています。

成果指標	現状値	目標値
生活保護自立推進率〔就労年齢層（概ね 15 歳～65 歳）のいる保護世帯のうち、就労等により自立（保護廃止）した世帯数の率〕	2.6%	4.6%
生活困窮者自立推進率〔就労支援を実施している生活困窮者のうち、新たに就労した人の率〕	65.3%	70.0%

現況と課題

- 生活困窮等に至る要因は、複合的でその課題が多分野にわたっていることから、課題の解決に向けては、行政だけではなく、専門的ケアを含めた様々な主体の関わりが一層求められます。本市では、令和 4 年度に福祉分野の複合的な課題や制度の狭間（はざま）のニーズに対し、組織的連携や支援を行うため、総合相談窓口を新たに設置し、生活困窮、ひきこもり等も含めて、縦割りではない分野横断的な対応、関係する機関や地域社会と連携した支援を図っています。
- 生活困窮やひきこもり等といった課題に関して、自立と安定した生活の実現に向けた施策の的確な実施を図るとともに、生活困窮者等を含めた誰もが、生活の様々な場面で地域とのつながりを持ちつつ安心して生活を送ることができるよう、地域づくりを進める必要があります。このため、自ら声を上げられないような潜在的に支援を必要とする人への早期発見はより重要になります。支援を必要とする人の生活に寄り添った継続的・日常的な支援には、行政のみならず保健、医療、教育、福祉等の関係機関とともに、地域の民生委員・児童委員をはじめとする市民やボランティア団体などと連携体制の構築が求められます。また、市民の理解を得つつ協働して、生活に困窮されている方も、ともに暮らしやすい地域づくりを進めることが求められます。

取組内容（施策中項目）

1. 生活困窮者等への支援

- 生活に困窮する人や困窮するおそれのある人の相談をワンストップで受け付けるとともに、潜在的な支援対象者の早期発見に努め、関係する機関等と連携してきめ細かな支援を行います。特に、貧困の連鎖を予防するため、支援対象世帯の子どもには将来の自立に向けた学力・基礎能力の習得や自己肯定感を育むことができるよう支援します。

- 生活保護世帯に対しては、生活状況を把握しつつ就労支援や社会参加等の支援を行い、自立を促進します。
- こうした取組をひとつの受け皿として、地域社会と連携し、若者のみならず、中高年も含めたひきこもりなどの課題への対応を進めます。

2. 支援への理解を深める取組と支援ネットワークづくり

- 支援制度への理解を深める取組として、あらゆる機会を捉え、制度や現状を丁寧に説明し、協働を働きかける取組を進め、それぞれが生活困窮者を支える当事者意識を持った、横断的な支援のネットワークの形成に取り組みます。

協働による取組

- 行政と地域住民等の協働による生活困窮者支援の体制づくりを進め、生活困窮者が安心して生活できる地域共生社会の実現を目指します。

第2章 教育文化分野

施策大項目1 確かな学力と自立する力の育成

めざす姿

- ・自ら学び主体的に判断・行動し、よりよく問題解決できる、「確かな学力」が身についています。
- ・学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組んでいます。

成果指標	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率を100とした時の本市の平均正答率・小学校6年国語	95.8%	100.0%
同上・小学校6年算数	95.4%	100.0%
同上・中学校3年国語	91.3%	100.0%
同上・中学校3年数学	87.4%	100.0%

現況と課題

- グローバル化や技術革新の進展、人口減少や経済規模の縮小など、社会の変化が激しくなっており、今後その変化は一層激しくなると見込まれる中、経験したことのない未知なる課題に対応できる力を児童生徒が身につけていくことが求められます。
- 本市では、「本庄型授業スタンダード」を柱とした授業改善や学力向上策に全市をあげて取り組んでおり、学力は向上傾向にあります。今後も、成果が見られる取組を市全体で共有し、引き続き確かな学力の育成を推進していく必要があります。また、児童生徒が自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造できる力を伸ばせるよう、主体的・対話的で深い学びを実現していく必要があります。
- 本市では市内全16小中学校がコミュニティ・スクール※となっています。少子高齢化や地域社会の構造変化など児童生徒を取り巻く環境が大きく変わっている中、家庭や地域の力を活用しながら、連携・協働により「地域とともにある学校づくり」に取り組んでいくことが重要です。

取組内容（施策中項目）

1. 指導方法の工夫改善と確かな学力の育成

- 指導方法の工夫改善を進め、学ぶ意欲を高め、基礎基本の徹底を図るとともに、思考力・判断力・表現力の育成に取り組み、学力の向上を図ります。
- 小中学校の連携を推進し、9年間を見通した教育を推進します。
- 児童生徒を支援する補助教員の配置や学習の機会の充実を図り、個に応じた指導を推進します。

- ICT※を活用した指導方法の工夫改善を進めます。
- 英語教育のさらなる充実など、今日的な教育課題への対応を図っていきます。

2. 家庭や地域と連携し、地域とともにある学校づくりの推進

- 学校の経営方針を明示するなど、家庭や地域の人々へ積極的に情報の発信を行います。また、家庭や地域との連携や協働をさらに進め、地域とともにある学校づくりを進めます。

3. 進路指導・キャリア教育の推進

- 児童生徒一人一人が進路に対する目的意識を高めるとともに、児童生徒一人一人に夢や志を育てる教育活動を進めます。
- キャリアに関する学習や各教科の学習等を通して、勤労観や職業観を育てます。

4. 教員の資質能力の向上

- 学校の課題研究等の研修会に積極的に指導者等を派遣するなどの支援をしていきます。
- 学力向上をはじめとする様々な教育課題解決に結びつく研修を実施し、教員の資質の向上を図ります。

5. 特別支援教育の推進

- 児童生徒一人一人が、社会で自立できる自信と力を育むことができるよう、合理的配慮に基づく特別支援教育的手法を取り入れた教育活動を推進します。
- 児童生徒の障害に合わせた特別支援教育を推進するとともに、きめ細やかな就学支援を推進します。

協働による取組

- 地域に開かれた学校づくりを推進し、学校の教育力を向上させるため、地域ボランティアや地域の各種団体、関係機関等を加え組織された「学校応援団」の活動（学校ファーム・PTA読み聞かせ・ゲストティーチャー・登下校の見守りなど）を継続するとともに、さらに充実を図ります。また、コミュニティ・スクール※の運営等を通し、家庭や地域との連携・協働による「地域とともにある学校づくり」を推進していきます。

施策大項目2 豊かな心と健やかな体の育成

めざす姿

- ・人権意識が育まれ、明るくいいきと学校生活を送っています。
- ・体力の向上が図られ、健やかな体が育まれています。
- ・児童生徒一人一人が自分らしさを発揮し、「明日また行きたい」と思える学校となっています。

成果指標	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査で、「学校へ行くのが楽しい」と答えた児童生徒の割合 小学校6年	86.3%	90.0%
同上・中学校3年	84.5%	85.0%
体力テストにおいて、5段階評価の上位3段階（A+B+C段階）の児童生徒の割合・小学校5年男女	77.2%	85.0%
同上・中学校2年男女	79.3%	90.0%

現況と課題

- 本市においては、児童生徒の学校生活に対する満足度は比較的高い水準にあり、落ち着いた学校生活を送っている状況が伺えます。一方で、インターネット上での誹謗中傷などが社会問題となっており、いじめや不登校の問題は深刻化・複雑化の傾向が見られ、本市においても対応が求められる重要な課題です。
- 本市では、埴保己一の市独自の教材を用いた道徳教育や、児童生徒だけでなく保護者も相談できる体制の整備等を行っています。今後も、他者の痛みがわかる子どもたちを育成し、「いじめをしない・させない・見逃さない」意識を醸成するとともに、児童生徒に寄り添い、支援ができるよう教育相談や生徒指導体制の充実を図ることが必要です。
- また、全国体力・運動能力等調査において体力合計点を5段階に分けた結果では、上位3段階の割合は概ね8割台で推移しているものの、まだ体力が十分についていない児童生徒も見受けられ、「運動の二極化」の問題が懸念されます。今後更なる体力の向上を図り、運動に親しむ児童生徒を育成するため、体育の授業や体育的活動の充実、健康教育の充実が必要となります。
- 新型コロナウイルスは、児童生徒にストレスや運動不足による心身の不調、多様な学習機会や交流機会の喪失、コミュニケーション阻害などのマイナスの影響があるのではないかと考えられています。学校では今後、感染症対策と児童生徒の健やかな学びを保障することとの両立を図ることが必要です。各学校では、地域や学校の実情を踏まえ、保護者の協力を得ながら児童生徒の状況を丁寧に把握し、学びを止めないよう指導、支援します。

取組内容（施策中項目）

1. 生命の尊さを自覚し、他者の痛みがわかる児童生徒の育成

- 学校間の連携・交流、ボランティア活動などの社会体験、自然体験、高齢者や障害のある人等との交流活動など、豊かな体験活動を通じて、自他の生命を尊重し、他者の痛みを共有できる心を醸成し、豊かな人間性を育みます。

2. 学校教育相談体制の充実

- 各学校に配置された「さわやか相談員」、「スクールカウンセラー」、「スクールソーシャルワーカー」を活用し、小中学校が連携した教育相談体制の充実を図ります。また、「子どもの心の相談員」を継続配置し、相談に行けない児童生徒及び保護者の電話相談を実施します。
- 「学校生活アンケート（学級集団アセスメント）」等を実施し、より良い学校生活やあたたかい人間関係づくりを進め、いじめ・不登校の未然防止や解消を目指します。

3. 人権教育の推進

- 学校の全教育活動を通して、人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育てます。
- 児童生徒が、自他の生命や人権を尊重し、他者の痛みがわかる人権感覚を育む教育を進めていきます。
- 児童生徒の教育上及び人権教育上の配慮として、性は多様なものであるという視点を大切にし、性の多様性を尊重する教育を推進していきます。

4. 道徳教育の充実

- 特別の教科「道徳」の時間を核として、全教育活動を通して、道徳教育の推進を図り、豊かな心を育みます。
- 無言膝つき清掃やボランティア活動などを意図的、継続的に実施し、教師をはじめ、児童生徒が互いに認め合い、たたえ合う、自己有用感※を高める教育活動を進めます。
- 埴保己一の生き方に学ぶ学習を推進します。

5. 生徒指導体制の充実

- 校内生徒指導体制を確立するとともに、あらゆる教育活動を通して、積極的な生徒指導を推進するとともに、学校・家庭・地域や関係機関が一体となって、非行・問題行動の防止に取り組みます。

6. 体力向上と健康づくりの推進

- 運動の楽しさや喜びを味わうことのできる授業を実践し、運動に親しむ児童生徒を育むとともに、体育的活動の充実を図り、体力の向上を図ります。
- 健康・安全に関する学習や家庭と連携した基本的な生活習慣の定着により、生涯にわたる健康づくりを進めます。

施策大項目3 教育環境の整備

めざす姿

- ・児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、適切な支援員等の配置や登下校の安全対策が行われています。
- ・安全・安心で明るい教育環境が整備されています。
- ・ICT※機器が様々な学習の場面において、効果的に活用され、誰もがICT※教育を受けられる環境づくりが進んでいます。

成果指標	現状値	目標値
学校の支援員等の人数〔学習補助教員、さわやか相談員、ふれあい教室相談員、学校図書館支援員、ICT支援員、部活動指導員等〕	93人	96人
学校の大規模改修の進捗（実施割合）	—	20%

現況と課題

- 多様化した教育課題に対応し、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、支援員や相談員などの配置により学校を支援する体制の整備が求められています。本市では、実態に合わせて各種支援員を増員し、学習環境の充実を推進していますが、継続的な人材の確保が課題となっています。また、児童生徒の登下校時の安全を守るために、自治会・PTA等と連携した市民協働による安全対策を推進することが求められます。
- 学校施設の整備については、トイレ環境改善のための改修工事が完了するなど、施設の環境改善を進めてきました。今後は、これからの学びに対応すると共に、健やかな学習・生活空間を実現するための施設整備を計画的に進める必要があります。
- 急速に社会のICT※化が進む中で、児童生徒の情報活用能力の育成や、ICT※活用による授業の質の向上が求められています。本市では、GIGAスクール構想に基づき、児童生徒一人一台端末、大型提示装置等の教育機器を整備しました。また、児童生徒によるグループ学習や教師と児童生徒間の双方向型学習の推進のため、ネットワーク環境等増強を図りました。今後、SINET※への参加を目指し、より児童生徒の学習の深化を図れるよう支援していくことが求められます。
- 放課後の児童生徒の過ごし方に関する課題やニーズは、複雑化、多様化しています。今後は、児童生徒・保護者・学校・地域などがそれぞれの立場から、児童生徒の「放課後の過ごし方」について調査・研究する必要があります。

取組内容（施策中項目）

1. 各種支援員の充実

- 多様化した教育内容や教育方法、教育課題等に対応するため、支援員等を各学校の実態に応じて配置し、学習環境の充実を図ります。（学習補助教員、さわやか相談員、ふれあい教室相談員、学校図書館

支援員、ICT支援員、部活動指導員等)

2. 児童生徒の安全確保

- 児童生徒の登下校における安全を確保するため、学校・自治会・PTA等との連携・協力を推進し、地域全体で児童生徒の安全を確保する取組を行います。また、通学路の安全点検や見守りボランティアによる登下校の見守りを推進します。
- 遠距離通学の児童生徒にはスクールバスやデマンドバス※、あるいはタクシーの利用などにより登下校の安全確保を図ります。

3. 学校施設の整備充実

- 児童・生徒だけでなく全ての利用者にとって安全・安心で、これからの学びに対応した健やかで明るい教育環境の整備を目指し、老朽化した学校施設の改修を計画的に推進します。

4. 教育機器の整備充実

- 教育内容の充実や教育効果を高めるため、実情に則した教材・教具などの整備に努めます。また、よりスムーズなグループ学習や双方向型学習を推進するため、ネットワーク環境の管理、増強を図り、SINETへの参加を検討していきます。

協働による取組

- 児童生徒の登下校時の安全を守るために、自治会・PTA・地域の皆様等と連携した見守り活動や通学路安全点検など、安全対策を推進します。
- 令和5年度から3年間で「改革集中期間」として行う予定である、中学校の休日の部活動指導を地域にゆだねる「地域移行」に対応するため、地域との連携を深めるとともに、実施方法について研究、検討を行います。

施策大項目 4 生涯学習の活発化

めざす姿

- ・魅力的な学習プログラムや、参加しやすい週末等の講座が増えるとともに世代間交流が活発化し、生涯学習に参加する市民が増えています。
- ・市民の生涯学習を支える知の拠点として、図書館が活発に利用されるとともに若い世代が学習・交流の場として活用しています。

成果指標	現状値	目標値
市民総合大学の受講者数	4,463 人	8,200 人
図書館利用者数 [本館と児玉分館の図書資料の利用者数、催し物参加者数、施設の利用者数の合計 (年間)]	71,018 人	128,000 人

現況と課題

- 本市では、各種講座の開催や学びの場の提供を通し、芸術文化の振興、青少年の健全育成、家庭教育等を推進してきました。個人の価値観やニーズの多様化を踏まえ、生涯学習活動の機会の充実を引き続き推進するとともに、学びたい人に、より多くの情報提供等を行うことで、世代や性別に関わらず市民が個性を活かして活躍できる仕組みづくりが求められています。そのためには、民間団体やNPO法人の協力や、基本協定を締結している早稲田大学との連携などを含め、本市における関連主体との協働により取組を進めていく観点が重要です。
- 家庭の教育力向上のため中心となって活動している本庄市親の学習推進委員が減少していることから、委員の確保や育成が必要となっています。
- 芸術文化の発表や鑑賞の機会を提供する文化会館は、地域の芸術文化を振興し、新たな学びへの機会づくりに重要な役割を果たしています。引き続き市民に有効活用してもらうため、計画的な施設の改修や機能の充実が必要となっています。また、市民のニーズを踏まえた発表や鑑賞の機会の提供方策について検討していくことが求められます。
- 図書館については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、近年利用者数が低迷しています。市民の知的要求に応え、生涯学習を支える知の拠点として、蔵書やサービスを引き続き充実させ、中高生を含めた幅広い年代の市民の利用を促進する必要があります。また、各種講座や故郷の歴史を紐解く郷土資料の充実も重要です。

取組内容 (施策中項目)

1. 生涯学習の推進

- 幅広い世代の市民が満足できるよう、工夫を凝らした魅力ある講座を開催します。
- 生涯学習の拠点となる公民館を適正に維持管理するとともに、クラブ活動等利用の活発化を図ります。

2. 早稲田大学との連携強化

- 早稲田大学との連携を推進し、市民総合大学をはじめとする各種講座において市民に学びの場を提供し、生涯学習講座への参加の拡大・充実及び地域の活性化を図ります。
- 子ども大学ほんじょうでは実行委員会を組織し、子どもの知的好奇心を刺激する学びの場を提供します。

3. 芸術文化活動の推進

- 市民の芸術文化活動の活発化を図るため、芸術文化を発表・鑑賞・創作できる機会の充実を図ります。
- 芸術文化活動に積極的に取り組む地域人材の活用を図ります。

4. 青少年教育の充実

- 家庭や地域、青少年育成関係団体と連携し、安全で安心な環境整備に努め、青少年が健やかに成長できる社会づくりを推進します。また、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設けて、学習や様々な体験や交流活動の支援を行います。
- 青少年が生きることのすばらしさを実感できる教育プログラムの実施を進めます。

5. 家庭教育の推進

- 子育て団体や関係機関と連携し、親の学習推進委員の確保や育成を行い、家庭での教育力、指導力の向上を図る親の学習事業を推進します。

6. 図書館の充実

- 蔵書の充実、読書講座・おはなし会・企画展等の開催、窓口・レファレンスサービス※の充実により、魅力ある環境を整えるとともに、利用の少ない中高生の利用促進に取り組みます。
- 本市出身の社会思想家石川三四郎の関連資料を保全・展示するとともに、埴保己一や絹産業遺産関連資料など幅広く収集し、活用を図ります。また、貴重な資料をデジタル化し、利便性の向上を図ります。
- 読書機会の拡大と利便性の向上を図るために、電子図書館の整備について、調査研究に努めます。

協働による取組

- 子どもの知的好奇心を刺激する「子ども大学ほんじょう」や、親の力を高め、家庭での教育力の向上を目指す「親の学習」事業、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け学習や様々な体験や交流活動の支援を行う小学生学習支援事業、読書活動の推進を図るおはなし会・ブックスタート※等の事業において、産・学・公・地域などの幅広い連携により充実を図ります。
- 芸術文化を発表・鑑賞・創作できる機会の充実に向けて市民との協働を図り、積極的に取り組む地域人材の活用を推進します。

施策大項目 5 文化財の保護と活用の推進

めざす姿

- ・文化財が大切に保護され、継承されています。
- ・文化財が学校教育や生涯学習の場で活用され、理解が深まっています。
- ・文化財が活用され、地域の活性化や本市のPRに貢献しています。

成果指標	現状値	目標値
文化財施設等への入館者数 [本庄早稲田の杜ミュージアム※・塙保己一記念館・競進社模範蚕室の入館者数の合計（年間）]	26,651 人	27,200 人

現況と課題

- 本市においては、指定文化財等のほか、郷土資料や考古資料を多数保存しており、500か所以上の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）があります。これらの貴重な財産を保護し未来へと継承していくとともに、広く一般に公開し、活用していくことが必要です。
- 令和2年には本庄早稲田の杜ミュージアムを開館しており、市内文化財施設等への入館者数は増加傾向にあります。見学可能な3施設の魅力を発信し、多くの人に見学を訪れてもらうとともに、郷土の偉人の功績や本市の歴史について理解を深めてもらう取組や、安全に安心して見学できる環境の維持に向けた建物・設備の整備を図ることも重要です。
- また、公民館や学校等との連携のもと、市民と地域文化との接点を確保し、興味の喚起と理解促進を図る取組や、各地域で行われている伝統文化を保護・継承する取組も必要です。
- 本市においても少子高齢化などによる担い手（後継者）不足を背景に文化財の滅失や散逸等が問題となっています。文化財の保存・活用の枠組みとなる文化財保存活用計画を作成し、まちづくりに活かしつつ地域社会総がかりで保存・活用を図っていく必要があります。

取組内容（施策中項目）

1. 指定文化財等の整備と活用

- 国指定史跡塙保己一旧宅をはじめ、市内にある県・市指定文化財や、国登録有形文化財等を適切に保護するとともに、それら貴重な財産を広く紹介し、地域の中で活用するための整備を行います。また、価値のある文化財は、積極的に指定をしていきます。

2. 文化財施設等の充実と活用

- 塙保己一記念館、本庄早稲田の杜ミュージアム、競進社模範蚕室等の文化財施設とともに郷土の偉人の功績を市内外に広く発信し、入館者の増加と地域の活性化を図ります。歴史的建造物である旧本庄警察署と競進社模範蚕室については、建物の維持保全のために必要な対策を講じます。

3. 郷土資料の保存と活用

- 市内に残された古文書や行政文書等の歴史的な資料を適切な環境で保存するとともに、それらの整理分類、デジタル化を進めます。また、その成果を「本庄市郷土叢(そう)書」等の冊子として刊行するなど、郷土への理解を深めるための活用を図ります。

4. 埋蔵文化財の保護と活用

- 市内にある埋蔵文化財包蔵地の保存に努め、開発者と調整を図ります。やむを得ず取り壊す場合は発掘調査を行い、報告書として刊行します。
- 出土遺物については、展示・発表の機会を増やし、より多くの人が観賞できるよう取り組みます。また、収蔵場所の集約化と適切なスペースの確保を図ります。

5. 地域文化の理解と普及

- 公民館との連携による歴史講座や、学校との連携による出前授業などを行い、地域文化の理解と普及を促進します。また、古い民具や農具に触れたり、実際に使ってみる機会を提供し、昔の生活への理解と郷土愛の醸成を図ります。

6. 伝統文化の保護と継承

- 市内各地域で行われている祭りや伝統行事をはじめとする、地域の中で育まれた伝統文化を保護し、これらの継承活動を支援します。また、実演機会の増加等により後継者の育成を支援するなど、地域の文化遺産として未来へ継承できるよう取り組みます。

協働による取組

- 地元NPO法人との協働で昔の農具を使った農作業の実演をします。
- 文化財施設等での市民による解説ボランティアを育成・活用します。
- 伝統文化を保護・継承するため、伝統文化保存団体による市民への周知機会の創出を図ります。

施策大項目6 生涯スポーツ・レクリエーションの促進

めざす姿

- ・市民一人1スポーツが定着し、健康で生きがいを持った市民が増えています。
- ・スポーツ・レクリエーションに取り組む市民が満足できる施設整備が行われています。

成果指標	現状値	目標値
体育施設を利用した市民の数	466,613 人	527,000 人
スポーツクラブ数 [本庄市体育協会・本庄市レクリエーション協会・本庄市スポーツ少年団に加入している団体数及び体育施設利用団体数 (登録団体数・年間)]	298 団体	337 団体

現況と課題

- スポーツ・レクリエーションは、誰もが体力や年齢に応じて取り組むことができるものであり、健全な心と体を維持する上で重要なものです。市民一人一人が健康で生きがいを持って暮らせるよう、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりが重要です。
- 本市ではこれまで、「市民一人1スポーツ」を目標に掲げ、各種体育施設の整備や、市民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション教室や大会の開催等を行ってきました。一方、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、体育施設を利用した市民の数は減少傾向にあります。世代を超えて多くの市民が気軽に参加して健康の増進を図れるよう、各競技団体等との連携により幅広い機会提供を図るなど、内容や運営について工夫をしていく必要があります。
- スポーツ・レクリエーション活動の推進のためには、団体への支援のほか、指導者の養成等が重要です。また、カミケンシルクドームをはじめとした各種体育施設の計画的な改修・修繕や、学校体育施設の有効活用など、身近な場所で気軽に利用できる施設等の整備・充実が求められています。加えて、スポーツへの興味や関心を高めて裾野を広げるために、一流選手によるプレーを間近で観戦する機会や、教室などで技術指導を受ける機会を提供することも重要です。
- 体育施設に対する多種多様なスポーツ・レクリエーションの利用要望があり、既存の体育施設を利用して行えるスポーツ・レクリエーションを増やしていくことも必要です。

取組内容（施策中項目）

1. スポーツ・レクリエーション事業による心身の健康の保持増進

- 「市民一人1スポーツ」を目標に掲げ、早稲田大学との連携を進めるとともに、全ての市民が、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しむことができるよう、気軽に参加できる各種スポーツ・レクリエーション教室及び大会等を充実し、心身の健康の保持増進を図ります。

2. スポーツ・レクリエーション団体の支援

- 本庄市スポーツ協会、本庄市レクリエーション協会、本庄市スポーツ少年団の活動を促進するため、必要な支援を行い、組織の育成、強化を支援していきます。また、総合型地域スポーツクラブについて支援を図ります。

3. スポーツ・レクリエーション指導者の養成・確保

- スポーツ・レクリエーションの推進を図るため、本庄市スポーツ協会等の各種団体と連携し、競技団体指導資格の取得の研修会、講習会等への参加を促進するほか、早稲田大学の協力のもと指導者講習会等を開催し、指導者の資質向上に努めていきます。また、スポーツ推進委員活動の充実を図ります。

4. 体育施設の維持管理と利用の促進

- 市民が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、体育施設の安全確保に努めるとともに、計画的な修繕による維持管理を図り、改修等を行う場合は、実施可能なスポーツ・レクリエーションが増えるよう、施設の整備内容を検討します。また、指定管理者と連携を図り、一流選手のプレーを間近で体感できるよう、スポーツ大会や教室の開催に努めます。

5. 学校体育施設開放の充実

- 市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、市内の公立小中学校体育館・武道場及びグラウンドを学校教育に支障のない範囲で貸し出すとともに、学校と連携し適切な維持管理を行います。

協働による取組

- 「市民一人1スポーツ」を推進していくには、幅広い範囲の教室を開いていく必要があります。そのため、市でスポーツ・レクリエーション教室を実施するだけでなく、各競技団体と連携し教室等を開催してもらおうよう、支援します。また、スポーツの実技指導や助言を行ってもらおうスポーツ推進委員と連携し、だれでも気軽に参加できるウォーキングのほか、ニュースポーツ教室等を実施していきます。

第 3 章 経済環境分野

施策大項目 1 農林業の振興

めざす姿

- ・農地の利用集積が進むことで、安定的・効率的な農業経営の農家が増加し、農家 1 戸あたりの生産性の向上が図られています。
- ・環境にやさしい農業に取り組む農業者が増加し、安全安心で高品質な農産物の産地育成が図られています。
- ・農業用水路・農道・農地等の地域資源が地域協働活動で適正に維持管理され、良好な農村環境や営農の継続が図られています。

成果指標	現状値	目標値
農地中間管理事業の集積面積（累計）	21,541a	100,000a
環境保全型農業の取組面積（年間）	4,113a	5,600a
農村環境保全活動参加人数（年間）	2,704 人	5,600 人

現況と課題

- 本市は、年間を通じて晴天率が非常に高く、気候に恵まれた肥沃な土地を有し、「本庄で作れない野菜はない」と言われるほど多彩で安全安心な農産物が栽培されています。
- 本市では、農業者の高齢化や後継者不足により農家戸数が減少する中、効率的かつ安定的農業経営の推進に向け、農地利用集積の拡大及び優良農地の確保、有害鳥獣対策を進めてきたほか、農地の見守り活動等による遊休農地の発生防止・解消、有効活用を推進してきており、今後も継続的な取組が求められます。また、新規就農者や女性農業者に対する支援の充実など、引き続き意欲のある農業者が営農しやすい環境づくりも必要です。
- 農業者の経営所得安定化に向けては、本庄産農産物のブランド化や販路拡大の推進が求められます。本市では、環境保全型農業の推進によるブランド化を図っています。環境保全型農業の申請件数は増加しておりますが、取組面積は増加傾向にはないため、更なる取組が求められる状況です。
- 本庄市観光農業センターや本庄市ふれあいの里いずみ亭等の施設を活用しながら農業資源を観光資源とし、市内外からの訪問者が児玉地域南部の農業資源を楽しむことができるよう、農業の魅力を発信することが求められます。
- 本市には、多くの農業用水路、農道や農地等の地域資源があり、効率的な農業のため、適切な維持管理や更なる整備が必要です。
- 本市は、豊富な森林資源を有しており、森林の持つ多様な機能が発揮できる健全で活力のある林業振興を図るために、伐採・植林・保全等の森林整備やその森林資源の適正な活用を実施することが必要です。
- 農林業者、企業、市民、関係団体等が参加して、産業振興条例に基づく産業振興計画を策定し、産業の

振興を図る必要があります。

取組内容（施策中項目）

1. 農業経営基盤の強化

- 農業経営の安定化や生産性の向上を図るため、効率的かつ安定的経営を目指す農業者や経営規模の拡大を目的とする農地所有適格法人などを育成し、埼玉県や農地中間管理機構、農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合との連携により、これらの農業者へ農地利用集積・集約や規模拡大が図れるよう施策を推進します。

2. 農産物のブランド化と販路拡大の推進

- 減農薬、減化学肥料などによる環境にやさしい環境保全型農業の確立を目的とする有機100倍運動を推進することにより、本庄産農産物のブランド化を目指します。
- 安全安心で高品質な農産物の知名度アップや農産物PR活動の推進を図るとともに販路拡大を推進します。

3. 農業資源の活用

- 本庄市観光農業センターや本庄市ふれあいの里いずみ亭等、児玉地域南部の恵まれた農業資源や観光資源を活用した農産物の収穫体験や絹産業繁栄期の名残を残す養蚕農家住宅の見学や宿泊機能、里山の風情を楽しんでもらうことを目的とした場の提供など農業の魅力を発信します。
- 市民の農業への理解と関心を深めるとともに、レクリエーション需要に応じるため、市民農園の管理運営を行います。

4. 農業者の営農しやすい環境の整備

- 効率的かつ安定的経営を目指す農業者が、農業施設、農業機械等の整備を行う際に、補助事業や利子助成などの支援を行います。
- 新規就農者や女性農業者など多様な農業者に対する支援策として、補助事業の活用や各種団体の研修の実施を通して農業に参入しやすい環境づくりを図ります。
- 農作物被害を防止するため有害鳥獣対策を推進します。

5. 農業生産基盤の強化

- 農業振興地域整備計画の適正な運用により優良農地の確保に努め、農業用水路・農道・農地等の地域資源の維持管理や更なる整備を推進します。
- 遊休農地の解消と活用に向けた取組を埼玉県及び農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合と連携して行います。

6. 森林資源の有効活用の促進

- 森林組合等と連携し、森林整備計画や森林環境譲与税の積極的かつ実用的な活用により、適正な森林の保全を図るとともに、人材育成、担い手対策、地域産木材の利用等の普及・啓発を推進します。

協働による取組

- 農業の担い手の減少・高齢化に伴い、農地・農業施設等の保全管理が困難になっていることを踏まえ、農業者だけでなく、自治会、PTA等の地域住民で、農業用水路の浚渫（しゅんせつ）や草刈、花の植栽による景観づくり等に取り組めます。
- 新規資材や新しい技術等について検証する「実証圃（ほ）」等の取組を進めています。今後も協議を重ね、地元農業者の意見を反映させながら、地域農業の課題や目標を明確にしていきます。
- 各種団体が行う小学生をはじめとする地域住民への農林業体験の機会の提供などに協力し、農林業を身近に感じ理解を深める活動を推進します。
- 農業に興味のある市内外の大学生や高校生に対して、各種イベントに運営メンバーとしての参加を働きかけるなど、農業への理解を深める機会を創出します。
- 森林組合等と林業の体験イベントを行い、林業の理解を深め、普及啓発を促進します。

施策大項目 2 商業の振興

めざす姿

- ・市内の商業環境の活性化が進み、地域の商業拠点が維持されています。

成果指標	現状値	目標値
市内商店街加入事業者数 [商店街加入者数]	300 事業者	330 事業者
空き店舗を利用して営業している事業者数 [本庄市中心市街地空き店舗対策補助事業を利用して営業を開始した事業者数]	34 事業者	46 事業者

現況と課題

- 新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大により、世界規模で経済から市民生活に至るまで全ての社会活動が影響を受け、いまだ収束していない状況にあります。特に、商業活動や消費生活については影響が大きく、新たな生活様式やライフスタイルの変化に合わせたウイズコロナ、アフターコロナに向けた新しい経済活動への転換が必要です。
- にぎわいのある商店街を創出し、中長期的に発展させていくために、変化する社会情勢に事業者が対応できるよう、これまで空き店舗を利用して営業を開始した事業主に対する支援や中心市街地で開催される商店街活性化の活動支援や、専門家派遣によるICT※利活用支援、キャッシュレス決済による消費活性化など各種の支援に取り組んできており、今後も必要な支援を行うことが求められます。
- 既成市街地商店街の空洞化が進んでおり、市内商店街加入事業者数が減少傾向にあります。商業の活性化に向け、現在本庄駅北口エリアで地元商業事業者や若年層など多様な人材が連携して活性化に取り組む活動を他のエリアにも広げていくことを支援するとともに、これらの地域において創業希望者に対する支援とフォローアップの充実など創業に対する取組を重点的に実施することが求められます。
- 児玉駅周辺では地元若手事業主が集い、様々なイベントを開催し活気を取り戻しつつあるため、商店街活性化の支援が求められます。
- 観光事業など他分野との連携強化を図り、蔵のある街並みや趣のある建物などの歴史的資源と商店等の商業施設等を組み合わせた市内周遊を促進するなど、地域特性を活かした商業の振興を支援することが求められます。
- 事業者、企業、市民、関係団体等が参加して、産業振興条例に基づいた産業振興計画を策定し、産業の振興を図る必要があります。

取組内容（施策中項目）

1. 魅力のある商業ゾーンづくり

- 本庄商工会議所、児玉商工会、商店街連合会の連携に加え、地元商業事業者や若年層などの多様な連携

により、市内の商店街の活性化を図り、地域の特性を活かした商業拠点が維持できるよう支援します。また、中心市街地等の空き店舗を利用して営業を開始する事業主に対する改修費の助成を継続して行います。本庄早稲田の杜地区は、利便性の高い魅力ある商業環境の創出を継続して推進します。

2. 商店街の活性化

- 商店会等が行うイベント等の販売促進事業又は研修会・講演会や、消費者とのコミュニケーションを図るための各種事業を本庄商工会議所、児玉商工会、商店街連合会と協力し、商店街の活性化を支援します。

3. 商業経営の強化と創業の支援

- 中小企業の経営力の安定と向上を図るため、本庄商工会議所や児玉商工会との連携により、商業診断、経営相談指導、経営革新支援、創業支援を行います。また、中小企業の安定と設備の近代化を促進するために、各種融資制度の拡充に努めます。
- デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会情勢の変化を踏まえつつ、そうした変化に事業者が対応できるよう、引き続き必要に応じた支援を行います。
- 創業希望者に対し、経済的支援にとどまらず、創業に関する講座や、実際に創業する際に活用可能な事業メニューの紹介などを総体的に行い、軌道に乗ることができるよう伴走型支援を行います。

4. 他分野との連携による商業の振興

- 観光事業などとの連携を図り、集客力のある回遊ルートの開発を行い、歴史、文化など地域の特性を活かした商業の振興を目指します。
- 本市の魅力ある食べ物や企業を知り、地域への愛着を持ってもらうため、「産業フェスタ」を開催し、交流人口の増加にもつながるイベントとして実施します。

協働による取組

- 既成市街地商店街等の活性化を目指し、本庄商工会議所、児玉商工会等の関係機関や、地元商業事業者や若年層など多様な人材との連携により、空き店舗の利用、創業支援、販促イベントの開催、観光事業等との連携を促進するとともに、オリジナルなふるさと土産などの魅力と付加価値のある商品の開発を進めます。
- 来訪者へのおもてなしの場である「まちの駅※」等との協働により、既成市街地ならではのきめの細かい地域コミュニティ商店街を目指します。
- 「彩の国本庄拠点フィルムコミッション※」を基盤として、映画のロケ誘致などを支援し、映像関連の活動を通じた地域おこしを継続します。

施策大項目 3 工業の振興

めざす姿

- ・新たな産業が誘致・集積され多数の雇用が確保されることで、生産能力を向上させるための定住人口が増加しています。また、職住が調和した地域社会が醸成されています。
- ・新たな産業が集積し、同業並びに異業種の企業交流や連携等が図られ、起業へ向けた発展しやすい地域づくりが進んでいます。

成果指標

現状値

目標値

企業の立地件数〔市外からの立地及び市内企業の増設（平成 17 年度以降の累計）〕	63 件	75 件
--	------	------

現況と課題

- 本市は、新幹線、高速道路といった高速交通網の要衝としての優位性や、産・学・官・地域の連携による公益財団法人本庄早稲田国際リサーチパークなど地域産業の振興を担う高いポテンシャルを有しています。こうした優位性について、新たな工場等の建設を計画している企業に対してPRしてきたことで、企業の立地件数は増加している状況です。
- 今後一層の工業振興を図るためには、こうした優位性を活かし、国が進めるデジタル社会に適応した革新的な産業の育成や県の先端産業プロジェクトなど、新たな施策に注視しつつ、生産人口や雇用の増加、市内産業全体の振興に資する取組として、既存企業の近代化や省エネ化等の設備投資や事業拡大を支援する施策の推進、優良企業の更なる誘致や工業用地の確保がこれまで以上に求められています。
- 事業者、企業、市民、関係団体等が参加して、産業振興条例に基づいた産業振興計画を策定し、産業の振興を図る必要があります。

取組内容（施策中項目）

1. 優良企業の誘致

- 上越・北陸新幹線や関越自動車道をはじめとする交通の利便性や操業に適した環境を有する地域の特長を活かし、本庄千本桜周辺地区産業団地※ 等をはじめとした工業用地への優良企業の誘致並びに地元雇用の創出を促進していきます。

2. 工業用地の確保

- 新たな産業拠点の創造に向けて、高速交通へのアクセス性や企業ニーズが高い関越自動車道本庄児玉インターチェンジや国道 17 号本庄道路に近接する地域を中心に、立地の可能性について検討を進め、あわせて国・県の協力や支援を求めながら早期実現を目指します。

3. 工場の適正配置

- 新たな企業の立地や移転については、企業誘致優遇制度などを活用しながら、住工混在地区の工場を移転・集約化させることによって、市街地の住環境の向上を図るとともに、工場の安定的な操業環境を確保します。

4. 企業経営の強化

- 中小企業が経済環境の変動に対応しつつ健全な発展を図れるよう、各種融資制度の拡充に努め、企業経営の基盤強化を図る取組を支援します。
- 既存の市内中小企業の近代化や技術革新等の強化を図るために本庄商工会議所・児玉商工会等が実施するセミナー、相談会、説明会等の事業を支援します。

施策大項目 4 観光の振興

めざす姿

- ・本市の地域資源を媒介に訪れる人たちと市民の交流が深まり、「また来たい」と思われる観光地となっています。
- ・農業・工業など、地域の産業と結びつけた観光活性化策が繰り広げられています。

成果指標	現状値	目標値
観光入込客数（年間）	39.8 万人	80.0 万人
推奨土産品認定数 [本庄市観光協会が中心となって認定している推奨土産品数（累計）]	64 品	90 品

現況と課題

- 本市は、中山道の宿場町、明治時代の産業の繁栄を伝える産業遺産、埼玉ゆかりの三偉人塙保己一、各種の祭りや豊かな自然など、観光面での魅力が豊富であり、観光入込客数も近年増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年度には半減しています。新しい観光スタイルへの対応も視野に入れながら、引き続き観光の振興を図ることが必要です。
- 観光の振興を図る上では、伝統ある郷土芸能や祭りの継承、歴史的建造物などの観光資源を活かした回遊型観光の充実、農業体験や工場見学など体験型観光の推進、自治体の圏域を越えた連携の強化など、幅広く、かつ継続的な取組が必要となります。観光振興計画を基に、一過性でない息の長い観光施策を計画的に推進し、本市にまた来たいと思っていただけるリピーターの増加を目指すことが重要です。
- 推奨土産品認定数は減少傾向にあることを踏まえ、農業などの他分野や関係機関と連携し、特産品の開発・普及を推進していくことが求められます。
- 事業者、企業、市民、関係団体等が参加して、産業振興条例に基づいた産業振興計画を策定し、産業の振興を図る必要があります。

取組内容（施策中項目）

1. 伝統継承の支援

- 山車や獅子舞に代表される、特色があり、地域の文化を感じることでできる伝統ある祭り、行事、郷土芸能などの保存を図るため、維持管理や後継者の育成など、祭りの品格を高めるための研究などを支援します。

2. 観光資源の活用

- 日本庄商業銀行煉瓦倉庫、競進社模範蚕室、高窓の里などの歴史的建造物、こだま千本桜やあじさいの小路をはじめとする花の名所など観光資源の活用を図ります。

- 工場見学や体験参加型を活用した観光ルートの開設や観光資源の活用を図るほか、本庄ブランド発信のための施設として、道の駅等の整備などを検討します。
- 観光振興の一つとして、交流人口の増加につなげるため「産業フェスタ」を開催し、本市の魅力ある食べ物や産業を紹介しながら、地域の伝統や文化に触れる機会を創出します。
- 児玉地域南部で盛り上がりを見せている施設の観光情報の発信を強化し、さらなる観光客の増加に努めます。

3. 観光の PR・受入体制の整備

- ポスター、パンフレット、市ホームページ、ケーブルテレビ等各種媒体を通じて積極的に観光PRを図ります。また、本庄名物「つみっこ」の普及を図ります。さらに、訪日外国人へのPRの推進とともに、受入体制の整備を行います。
- 観光客の受入体制の整備として、観光案内板の設置や駐車場の確保を図ります。

4. 特産品の開発・普及

- 関係機関と連携し、推奨土産品制度の促進による優良な特産品の開発、安全安心な農産物のブランド化を進め、あわせて積極的に広報することによって販路拡大を図ります。
- 本市マスコット「はにぼん」のキャラクターグッズの開発及び販売を本庄市観光協会、本庄商工会議所、児玉商工会とともに推進します。

5. 広域観光の推進

- 本庄地域広域観光振興協議会※や北武蔵地区観光連絡会※を活用し、本市及び近隣市町の観光情報の共有化と観光ルートの開発、PRを図ります。また、上武絹の道運営協議会※を活用し、魅力的な観光資源を有機的に結び付け、広域連携による観光振興を図ります。

協働による取組

- 本庄商工会議所、児玉商工会、本庄市観光協会、埼玉ひびきの農業協同組合の関係機関や、地元商業事業者や若年層など多様な人材との連携により、特色あるふるさと土産品などの魅力と付加価値のある商品の開発を進めます。
- 市内の店舗や事業所、NPO法人等との連携のもと、引き続き体験型観光事業を実施します。
- JR東日本と連携し、観光キャンペーンや駅からハイキング等、市外からの誘客イベントを引き続き実施します。
- 来訪者へのおもてなしの場である「まちの駅※」等との協働により、既成市街地ならではのきめ細かい地域コミュニティ商店街を目指します。
- 世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」と連携して、「上武絹の道運営協議会」を推進していくため、関係7市町と連携した地域おこしを推進します。
- 「彩の国本庄拠点フィルムコミッション※」を基盤として、映画のロケ誘致などを支援し、映像関連の活動を通じた地域おこしを継続します。

施策大項目5 いきいき働ける環境づくりと消費者の安全と利益の確保

めざす姿

- ・ 関連制度が充実し、中小事業所の勤労者福祉が改善しています。
- ・ 消費者トラブルを未然に防ぐとともに、消費者がトラブルに遭った際に、迅速に対応できる体制が整備されています。

成果指標	現状値	目標値
労働力人口 [国勢調査による労働力人口（就業者と完全失業者を合わせた人口）]	39,724 人	40,000 人
消費生活相談により相談者が納得のいく結果となった率	99%	100%

現況と課題

- 先行き不透明な社会経済情勢の中、雇用形態は、正社員だけでなく、派遣社員やパートタイム労働者など、多様化が進んでいます。また、ICT※を活用したテレワークなど、新しいスタイルの働き方も見られます。このような状況の中で、就労を希望する人たちの多様なニーズに応えるためには、能力開発や正社員化に対する支援を行うほか、事業所に対する雇用促進協力の呼びかけや、多様な働き方についての周知啓発を進めることにより、誰もがいきいきと働き続けられる環境づくりを推進する必要があります。
- 近年、高齢者等の社会的弱者を標的にした詐欺や悪質商法、未成年のインターネット利用によるトラブルなど、消費者被害や相談は多様化・複雑化しています。消費者被害を未然に防止するためには、消費生活サポーターと連携を図り、学校・地域・職場等で情報提供や啓発活動を積極的に行い、消費者の自立を促すことが重要です。また、実際の消費者トラブルに対しては、「相談者が納得のいく結果となった率」が近年目標値を上回る高い値で推移しているため、引き続き適切な措置に向けた消費生活相談等が求められます。
- 企業、市民、関係機関等が参加して、産業振興条例に基づいた産業振興計画を策定し、就労環境の向上を図る必要があります。

取組内容（施策中項目）

1. 誰もが安心して働ける環境づくりと雇用の促進

- 労使間のトラブル等、労働諸問題に対処するため、弁護士による労働法律相談を実施します。
- 男女ともに育児休業を取得していくことを更に促進する等、誰もが働きやすい環境づくりのための啓発を行います。
- ハローワーク本庄や埼玉県、本庄地区雇用対策協議会等と連携し、就職面接会や企業説明会等の開催や支援を行い、雇用の促進を図ります。

- 埼玉県北部地域地方創生推進協議会が行う高校生のための企業説明会により地元企業を知ってもらい、地元就職を促進します。

2. 多様な働き方の推進

- 多様な働き方実践企業の認定を通して、多様な働き方が可能な環境づくりを推進します。
- 誰もが多様な働き方を選択できるよう、起業等に関する女性向けセミナーやイベントの開催などの支援を行います。
- 在宅ワーカーとしての働き方の周知や、市内のテレワークスペースについての情報発信等を通して、新しいスタイルの働き方も選択できる環境づくりを推進します。

3. 消費生活相談の充実

- 消費生活相談員が、商品購入や契約に関するトラブル等の相談に対応します。

4. 消費者意識の向上

- 消費者が被害に遭わないために消費生活サポーターによる消費生活講座、リーフレット・パンフレット・広報ほんじょう等を活用し、消費者の意識啓発を積極的に行い、消費者が安心して暮らしていけるよう必要な情報を提供します。

協働による取組

- 本庄市消費生活サポーターと連携し、情報共有や啓発物品の配布、サロンへの出前講座を行っています。今後も協働することで消費者被害の未然・拡大防止を図っていきます。

施策大項目 6 環境対策の充実

めざす姿

- ・市・市民・事業者が、地球温暖化・気候変動を抑制する取組を実施し、脱炭素社会が実現しています。
- ・市内を流れる河川との共生や保全活動の取組により、市内の全ての河川で環境基準を達成しています。
- ・環境に配慮した市民・事業者の活動スタイルが定着し、省エネルギー社会が実現しています。

成果指標	現状値	目標値
温室効果ガス（CO2）総排出量削減率[市の事業のみ、2013（H25）年度比]	18.0%	37.9%
住宅の省エネ・創エネ設備の普及率 [本庄市エコタウン補助金交付件数と世帯数から算出]	5.6%	15.0%
環境基準（BOD※）を達成した河川の割合	50.0%	100.0%

現況と課題

- 本市では、平成20年に「本庄市環境宣言」を行い、市民・事業者・市が一体となって環境を守るための取組を行っているほか、令和3年度には「電気自動車を活用したSDGs連携協定」の締結や「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、各種の取組を進めています。本市が環境分野における「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成を目指し、生活環境を保全していくためには、市民一人一人や各事業者等が環境について考え、改善に向けて取り組んでいけるよう、啓発していくことが求められます。そのため、市民や事業者とともにゼロカーボンシティを実現するための具体的施策を策定する必要があります。
- 市民生活上の環境を巡る問題については、多様な働き方の普及で在宅時間が長くなっていることも起因し、相談内容も多様化してきており、大気汚染や悪臭、騒音や野焼き、空き家・空き地の雑草など、相談件数が依然として多い状況です。また、元小山川をはじめ市内の河川の水質汚濁は、様々な取組の結果、改善傾向にあるものの、全ての河川における環境基準の達成には至っておりません。このほか放置自転車問題への対策が引き続き求められています。
- 特定外来生物クビアカツヤカミキリなどの外来種が確認されており、在来種への影響が懸念されている。そのため、本市本来の生態系を保つために、外来種に関する対策が求められています。

取組内容（施策中項目）

1. 地球温暖化防止対策

- 市が、市民や事業者とともに、環境分野における「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成を目指し、生活の質の向上を図りながらゼロカーボンシティの実現に向け、具体的施策を含む地球温暖化対策実

行計画※の策定に取り組みます。

- 温室効果ガスを排出する行動を控えながら、再生可能エネルギー※等の活用による創エネ※や省エネ設備等の導入促進により、エネルギーの自給自足を見据えたエネルギー消費の少ない環境共生都市を目指します。

2. 環境マネジメントシステム※の推進

- 環境配慮活動を率先して推進するため、市の事務事業における独自の環境マネジメントシステム※を継続的に改善し、環境負荷の低減や環境汚染の防止に努めます。また、市民・事業者などへ環境に配慮した活動の啓発を行います。

3. 健全な環境の保全

- 騒音、振動、悪臭、空き家・空き地の雑草、野焼き等の問題解決に取り組みます。
- 公共下水道及び農業集落排水の整備区域外で浄化槽※の整備促進を実施することで、公共用水域の水質を改善します。
- 特定外来生物クビアカツヤカミキリによる被害の拡大を防止するため、幼虫の駆除及び成虫の防除を実施する者に対し、必要な薬剤・資材の配付を行うとともに、その他外来種の防除対策についても取り組みます。

4. 環境汚染の防止

- 自然環境の保全のため、水質・土壌などの調査分析を実施し、環境汚染の防止に努めます。

5. 放置自転車対策

- 公共の場で、放置自転車の防止を図り、良好な生活空間を保持します。

協働による取組

- 環境問題の解決に向けては、市、市民、事業者の協働が欠かせないため、各種の講座や緑のカーテンコンテストの開催等を通じた啓発活動の充実を図ります。
- 健全な環境の保全と創出において、自治会長を中心に設立された元小山川浄化活動推進実行委員会を通して、市民の代表者と協働で川の水質向上に向けた啓発を行っています。
- 放置自転車対策事業において、放置された自転車に対する市民からの撤去依頼についての連絡や、所有者情報の照会、放置自転車クリーンキャンペーンでの街頭指導等、警察署と協働で取り組んでいます。

施策大項目7 廃棄物の処理とリサイクル

めざす姿

- ・廃棄物の処理体制の整備・充実が図られ、廃棄物の適正処理が行われています。
- ・3R※を基調とした生活様式や事業活動への転換が図られ、再資源化に対する市民の意識が高まるとともに、廃棄物処理に係る環境負荷が低減された循環型地域社会が構築されています。

成果指標	現状値	目標値
家庭系ごみ排出量/人・日 [分別回収による資源ごみを除いた可燃・不燃・有害・粗大ごみ]	714g/人・日	668g/人・日
事業系ごみ排出量/年 [事業所から排出された廃棄物量]	9,277t	8,521t

現況と課題

- 本市の1人1日あたりのごみ排出量は現在、埼玉県平均と比較して著しく多い状況です。そのうち家庭系ごみの1人1日あたりの排出量は、近年若干の減少傾向がみられたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で家庭での滞在時間が増加したと考えられる令和2年度には、前年度比で約5%増加しているほか、廃棄物の不適正処理も引き続き発生している状況です。廃棄物の減量化と適正処理を推進するため、ごみ出しパンフレットやごみ分別アプリ等を活用した情報提供等を引き続き行い、市民一人一人の意識の向上を図るほか、水切り袋等のさらなる活用を図り減量化を推進する必要があります。また、事業系ごみの適正排出を促進し、分別・再資源化の徹底を図る必要があります。
- 限りある資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な循環型社会を構築するため、引き続き「3R※政策」を推進し、資源ごみ常設回収場所の増設を図るほか、リサイクルに取り組む民間事業者と協働し、行政主導による多様な資源化ルートを確保するなど、市民がリサイクルしやすい体制を整備する必要があります。

取組内容（施策中項目）

1. 廃棄物の減量化の推進

- ごみの発生抑制について、市民に対する啓発活動の充実を図るとともに、水切り袋やダンボールコンポスト、生ごみ処理容器等のさらなる普及、活用を通じて、家庭系ごみの減量化を推進します。また、事業者に対する事業系ごみの適正排出に向けた取組として、ガイドブックの配布や事業系古紙回収協力店の周知などを実施することで、ごみの減量化を推進します。

2. 廃棄物の適正処理

- 収集、回収体制の見直しや分別情報の発信など、ごみの適正排出に向けた取組を推進します。また、一般廃棄物（し尿及び浄化槽※汚泥を含む）処理にかかる社会経済情勢の動向等に注視し、適正な処理体

制の構築に努めます。さらに不適正処理を行う事業者に対しては、関係機関と連携し、改善に向けた指導等を実施します。

3. リサイクルの推進

- 自治会の協力により資源ごみの分別回収を実施するとともに、子ども会やPTA、自治会等の集団資源回収を実施する団体を支援するなど、地域と協力しながら廃棄物のリサイクルを推進します。
- 市民の利便性を考慮し、市民負担の軽減を図りつつ、循環型社会の形成を目指して、紙類及びプラスチック資源の分別回収並びに再資源化について調査研究を行い、分別排出しやすい環境整備を進めます。

協働による取組

- 効率的かつ安定的な廃棄物処理を行うため、自治会や地域住民、各種団体と連携し、ごみの適正処理を推進するとともに、民間活力の活用も視野に入れた新たなリサイクルルートの構築を進めます。また、県や近隣市町等と連携した災害廃棄物処理体制の構築に努めます。
- 廃棄物の減量化や適正処理、リサイクルに関し、市民及び事業者と協働して取り組んでいけるよう、理解を深めるための周知啓発や必要に応じた適切な指導等を実施します。

第4章 都市基盤分野

施策大項目1 計画的なまちづくり

めざす姿

- ・基本構想で示す5つのゾーンの土地利用構想に基づき、それぞれの地域の特色を活かして秩序ある良好な土地利用が図られています。
- ・本庄駅及び児玉駅周辺地区では、公民連携によるまちなかの魅力を高める都市機能が誘導され、居住環境の改善が進み、暮らしやすい街並みが形成されています。
- ・本庄早稲田の杜地区では、豊かな自然と人の営みとが調和した風景や街並みが保全・形成されています。

成果指標	現状値	目標値
居住誘導区域※内に居住している人口の占める割合	26.9%	29.1%
居住誘導区域※内の住宅新築件数（年間）	133件	113件

現況と課題

- 本市では、都市づくりの基本的な方針となる都市計画マスタープランを策定し、計画的にまちづくりを進めています。引き続き、それぞれの地域が持つ特性や多様なライフスタイル・働き方に応じた魅力あるまちづくりを推進することで、集約型都市構造を構築し持続可能な都市であり続けることが求められます。
- 本庄駅や児玉駅周辺の市街地では、人口の減少に伴って空き家や空き店舗が増加し、まちの空洞化や活力の低下が懸念されています。また、多くの通勤通学者や観光客が利用する本庄駅の北口や児玉駅では駅前広場の利便性が低く、まちの玄関口としての魅力が感じられない状況です。こうした中、本庄駅北口周辺地域にかかる整備方針を示した本庄駅北口周辺整備基本計画を策定したことや無人化した児玉駅舎の活用についてJR東日本と協議を開始したことから、今後はDX等のデジタル化による技術革新を見据え、公民連携による定住促進やにぎわいの創出に向けた取組を通じ、新たな魅力と活力の創出によるまちなか再生を図ることが必要です。
- 本庄早稲田の杜地区では、都市基盤の整った良好な市街地が形成され、住宅等の建設が進み人口も増加する中、今後さらに発展させていくためには、住民や民間事業者等と連携しながら、地域の特色や実情に応じた、魅力と活力のあるまちづくりを進めることが必要です。
- 持続可能な都市の実現に向け、関越自動車道本庄児玉インターチェンジ周辺や国道17号本庄道路周辺の新たな土地利用ニーズの高い地域については、農業施策との調整を図りつつ、雇用の確保や地場産業の育成等の課題にも対応した新たな活用を検討することが重要です。
- 頻発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害リスクの高いエリアにおける開発抑制や居住者の安全対策等、安全なまちづくりを推進することが必要です。

取組内容（施策中項目）

1. 都市計画マスタープランの推進

- 持続可能な都市であり続けるために、人口減少等の社会経済状況の変化に対応した土地利用を図るとともに、低未利用土地※の利活用を促進するなど、都市計画マスタープランに掲げる市内3つの駅を中心とした集約型都市構造を構築することで、移住定住の推進やゼロカーボンシティの実現を図ります。
- 都市計画制度を活用し、市民参加による地区の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを進めます。
- 新たな土地利用のニーズが高いエリアについては、民間活力の導入も視野に入れ、利活用の可能性について調査研究を重ねながら適切な時期に地権者や関係機関との協議・調整を行います。
- 開発行為を誘導し、適正な土地利用を促進します。

2. 中心市街地整備の推進

- 本庄駅周辺については、北口の新たな基本計画に基づき、公民連携のもと、まちの持続可能性向上に資するデジタル技術の活用を推進しつつ、移住・定住促進に向けた基盤整備や、賑わいの創出を図りながら、本市の顔にふさわしいまちづくりを進めます。
- 本庄早稲田駅周辺については、自然環境と人の営みとを調和させつつ、良好な居住環境の保全・形成を図りながら、次代につながるまちづくりを進めます。
- 児玉駅周辺については、少子高齢化に伴う人口減少を見据え、必要な都市基盤や交通基盤を整備するとともに、豊富な歴史的・文化的資源や身近な自然を活用したまちづくりを進めます。

3. 災害に強い都市づくりの推進

- 市民・事業者・行政が一体となり、より安全で住みやすく、災害が発生しても都市機能や人々の生活が速やかに復旧・復興できる災害に強い都市づくりを進めます。
- 近年、頻発・激甚化する異常気象に対して、河川管理者が主体となり進める、あらゆる関係者が協働して流域全体で対策を行う「流域治水」を推進します。

協働による取組

- 本庄駅周辺地区、児玉駅周辺地区及び本庄早稲田の杜地区のまちづくりに資する活動を行う団体等と協働し、市街地の活性化等に向けた取組を進めます。
- 本庄早稲田の杜づくりにおいて、地域住民や事業者が主体となるエリアマネジメント組織の自主的な活動を推進します。
- 本庄早稲田の杜地区のうち、地域整備計画が策定されていない地区（栗崎地区）については、その策定に向け、まちづくり協議会や関係住民とともに進めていきます。
- 本庄駅北口周辺整備計画の策定及び推進にあたっては、社会実験の実施や関係地権者等と情報を共有しながら進めていきます。

施策大項目 2 居住環境の整備

めざす姿

- ・生活道路の歩道整備、バリアフリー※化により、市民がより安全に移動できるようになっています。
- ・本建物の耐震化が進み災害に強いまちが形成されています。
- ・空き家・空き地が適切に管理され、良好な居住環境が保たれています。
- ・住宅セーフティネットに基づいた住宅供給が図られています。

成果指標	現状値	目標値
道路後退部分及び隅切りの整備面積	33,535 m ²	40,000 m ²
市道の歩道整備延長 [市道に歩道が整備されている総距離]	81,568m	84,030m
管理不全な空き家・空き地に対する近隣住民からの相談に伴う指導件数	67 件	70 件

現況と課題

- 市内には、車両の通行が困難な狭あい道路が存在しており、市民の協力を得ながら解消を図ることが求められます。また、歩道のない通学路や段差の大きい歩道については、ユニバーサルデザイン※に配慮しつつ歩道の整備やバリアフリー※化を進める必要があります。
- 近年、人口の減少等に伴って空き家や空き地が増加しています。これらの中には、建物の老朽化が進み倒壊の危険があるものや、草木が繁茂し周辺的生活環境を悪化させているものがあり、適正な管理が必要です。本市では、空き家の実態調査や除却補助金の交付啓発リーフレットの配布、条例に基づく行政指導等を通し、空き家を正確に把握するとともに、管理不全な空き家の発生抑制と改善を、状態の良い空き家はその利活用について引き続き取り組んでいくことが求められます。
- 市内には、地震により倒壊するおそれのある老朽化した建物が数多くあります。震災から市民の生命と財産を守るために、建物の耐震改修等を促進して災害に強いまちづくりを進める必要があります。
- 市営住宅の中には、耐用年数を経過した建物や、設備等が生活水準の向上に対応できていないものがあり、改修や修繕に多大な費用が生じています。住宅に困窮する高齢者や障害者、子育て世帯の住まいの確保に資するよう、家賃を低廉に抑えつつ住まいの環境を改善し、効率的で計画的な管理、運営を行うことが必要です。
- 本市は、中山道最大の宿場町として栄えた歴史があり、旧本庄商業銀行煉瓦倉庫や競進社模範蚕室などの貴重な建造物や街並み、伝統文化等が多く残されています。こうした歴史的な資源について、観光資源として活用するほか、特色あるまちづくりや、地域への愛着・誇りの醸成につなげていくことが必要です。

取組内容（施策中項目）

1. 狭あい道路の解消

- 災害活動の迅速性の確保や日常生活の利便性、安全性の向上などといった居住環境の向上を図るため、緊急車両等の通行が困難な狭あい道路の解消を進めます。

2. 安全な歩行空間の確保の推進

- 交通量の多い通学路等には、歩行者が安全に通行できるよう歩道の整備やたまり空間となる隅切りの設置を進めます。また、駅周辺等を中心に、歩道のバリアフリー※化、無電柱化、自転車レーンの設置等を推進します。

3. 空き家・空き地の対策

- 既成市街地を中心に市内全域に点在している空き家や空き地の所有者に対する適正管理に関する啓発や不動産事業者等との連携、管理不全な物件への指導など、適正な管理や活用を促します。

4. 耐震改修等の促進

- 地震による被害から市民の生命及び財産を保護するため、建築物等の耐震改修等を促進します。

5. 市営住宅の管理

- 高齢者や障害者等の社会的弱者や子育て世帯の人々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう市営住宅の改善を進めるとともに、効率的で効果的な管理、運営に努めます。

6. 都市景観の形成

- 地区計画等の都市計画制度を活用し、地域住民の理解を得ながら各地域の特性に応じた魅力ある都市景観の形成を推進します。
- 道路の無電柱化に加え、地域住民や関係団体等と連携し歴史的な景観や郷土を特徴づける眺望の保存、活用に取り組み、魅力ある良好な街並みの形成と地域への愛着・誇りを醸成します。
- 幹線道路の景観の保全、建築物及び屋外広告物等については、周辺の景観との調和に配慮しつつ地域の特性を活かした景観形成を進めます。

協働による取組

- 本市では、空き家・空き地の管理を担う市内事業者を登録する制度や、空き家を地域コミュニティに資する目的で改修する場合に工事費の一部を補助する制度（空き家利活用補助金）を設けており、引き続き事業者やNPOなど様々な担い手と協働して、管理不全な空き家等の発生の抑制を図ります。
- 本市では9月30日から10月31日までを市民協働による「クサゼ口運動期間」として定めており、家庭や職場周辺、空き地など身近なところでの除草活動を引き続き推進します。

施策大項目3 道路・河川の整備と維持管理

めざす姿

- ・幹線道路等の整備が進み、交通渋滞のないスムーズな移動が可能となっています。
- ・川の改修整備や水路整備が進み、水害等に対し安心な生活ができるようになっていきます。
- ・道路施設などの管理が電子化で一元管理され、維持管理水準の保持ができ快適な通行ができるようになっていきます。

成果指標	現状値	目標値
都市計画道路整備率 [整備済道路÷計画道路]	65.00%	67.26%
市道の道路改良延長 [舗装や拡幅等により整備した市道の総距離]	470,367m	472,830m

現況と課題

- 市内には、関越自動車道本庄児玉インターチェンジや、国道17号等の地域経済の発展や災害時の緊急輸送機能を担う広域的な幹線道路があり、首都圏と上信越方面を結ぶ交通の要衝となっています。しかし、これらの道路では、慢性的な交通渋滞や痛ましい事故が発生しています。市民の安全や安心を確保し地域を発展させていくためには、国道17号本庄道路をはじめとする幹線道路の整備を促進することが必要です。
- 市街地の骨格を形成する都市計画道路の整備率は6割台半ばであり、地域の幹線となる市道についても、十分な幅員がないため円滑な交通に支障をきたしている道路が数多くあります。安全で円滑な交通を確保するためには、都市計画道路や幹線市道等の整備を推進する必要があります。
- 本市では、約1,100 kmの市道を管理しています。市民生活の基盤となる道路を安全で快適に利用できるようにするためには、舗装の傷み具合など道路の状況を日常的に点検し、危険箇所の早期発見に努めるとともに、損傷箇所の修繕など維持管理を適切に行うことが必要です。また、老朽化する橋等については、計画的に修繕や更新を図るための取組が必要です。
- 大雨による住宅の浸水被害や道路冠水等の被害がたびたび発生しています。浸水被害から市民の暮らしを守るため、河川の改修や排水路の整備を推進するとともに、機能が十分に発揮できるよう適切に維持管理を行う必要があります。同時に、雨水の流出を抑制するため、雨水浸透施設の設置についても推進する必要があります。

取組内容（施策中項目）

1. 幹線道路網の整備や安全・安心な道づくりの推進

- 国や県と調整しながら、国道17号本庄道路の整備や、十間通り線を国道17号本庄道路まで延伸する事業を促進します。また、国道462号や国道254号バイパス、県道花園本庄線等の主要な道路の整備を促進します。

- 国道17号本庄道路の整備状況も踏まえ、沿線における地域の活性化にもつなげる「道の駅」等の設置について検討します。

2. 都市計画道路の整備及び見直し

- 都市の重要な基盤となる都市計画道路36路線（総延長約68km）のうち、未整備区間のある20路線について計画的に整備を進めるとともに、長期未整備路線については必要な見直しを行います。

3. 市道の整備

- 地域の幹線となる市道や生活道路の拡幅整備を行い、安全で円滑な交通を確保します。

4. 市道の適切な維持管理

- 道路や橋 梁等の点検や維持管理を適切に行い、安全で快適な道路空間を確保します。また、道路台帳の電子化により道路境界等を適正に管理し、窓口業務の迅速化を図ります。

5. 河川・水路等の整備の促進

- 水害から住民の安全を守るため、一級河川女堀川や備前渠川、御陣場川の早期改修を促進します。市管理の排水路や雨水管路等について、順次、浸水被害の解消に向けた整備を進めます。また、開発許可制度の活用等により雨水浸透施設の設置についても推進します。

協働による取組

- ロードサポート制度は、道路環境の向上を図るために民間の団体等と提携して、道路の清掃・除草・花等の植栽等を民間の団体等が行い、行政がサポート者名の看板設置や清掃用品の一部を提供して、良好な道路環境を目指して取り組んでいます。また、屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例の規定に基づき、違反簡易広告物除却推進員と行政が連携して、張り紙、張り札、広告旗及び立て看板等の違反広告物の除却を行っています。

施策大項目 4 交通サービスの充実

めざす姿

- ・公共交通網の維持・確保と利便性の向上により、誰もが出歩きやすいまちになります。
- ・高齢者などの交通弱者も、公共交通により安心して移動できるようになっています。
- ・公共交通網の維持・確保と利便性の向上により、自家用車から公共交通機関へと移動手段の転換が進むことで二酸化炭素の排出量が減少し、持続可能なゼロカーボンシティの実現に近づいています。

成果指標	現状値	目標値
本庄駅及び本庄早稲田駅の利用者数（年間）	3,218,570 人	3,218,570 人
路線バス・デマンドバス※・シャトルバス※利用者数〔市内を運行する全民間路線バス及びデマンドバス※・シャトルバス※利用者数計（年間）〕	728,312 人	773,000 人

現況と課題

●本市には、鉄道網としてJR高崎線、八高線、上越・北陸新幹線の3駅があるほか、民間事業者による路線バスやタクシー、また、これらの補完を担うものとして、デマンドバス※（はにぼん号・もといずみ号）、シャトルバス※（はにぼんシャトル）があります。こうした市内交通サービスの維持・充実に加え、市域を越えた公共交通網の形成や、地域で公共交通機関を支える意識の向上など、総合的に交通政策を推進していく必要があります。

●公共交通は、交通弱者への対応や環境負荷の低減、集約型都市構造への転換、観光振興、運転手などの人材確保等の観点から、利便性・快適性の向上や各公共交通機関の連携強化、先端技術の導入が求められています。

●年齢や国籍を問わず、誰もが快適に利用できる公共交通を実現するために、鉄道駅をはじめとした公共交通環境のバリアフリー※化やユニバーサルデザイン※の視点による整備も重要です。

●環境負荷の低減や健康増進の面で利点のある自転車は、観光振興や地域活性化にもつながりうるものであり、利用の促進を図ることが求められます。

取組内容（施策中項目）

1. 鉄道輸送サービスの充実

●JR高崎線、八高線、上越・北陸新幹線の輸送力を活用し、地域経済の発展と市民の利便性・快適性の向上を目指します。他市町等と連携しながら、JR等への要望活動を実施します。

2. 市内公共交通網の維持・確保と利便性の向上

●交通の結節点である各鉄道駅（本庄駅、本庄早稲田駅、児玉駅）の利用環境の整備を推進します。

- 民間バス事業者が運行する既存のバス路線を地域の幹線交通として位置付け、維持・確保を図るとともに、地域の実情に応じて利便性の向上を推進します。
- 幹線交通の沿線以外の地域をカバーするデマンドバス※、シャトルバス※等について、集約型都市構造の構築や観光分野での活用も視野に入れながら、市内を快適・円滑に移動できる移動手段の1つとして効率的かつ効果的に運行することで、利用者の拡大を図ります。

3. 地域公共交通網の形成

- バス路線と市内交通のネットワークの充実を図り、本市周辺地域の人の交流促進を図る視点から近隣自治体との公共交通網の形成を目指します。

4. バリアフリー※・ユニバーサルデザイン※の推進

- 自動車運転免許証を返納するなど、自家用車での移動が困難な高齢者や障害のある人等の交通弱者の移動手段の確保を図ります。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく駅の多機能トイレの設置、民間路線バスのノンステップバス※化等、関係機関と連携してバリアフリー※化を推進します。
- 全ての人々が利用しやすい環境づくりのため案内表示等へのユニバーサルデザイン※の使用を推進します。

5. 自転車の活用推進

- 健康増進、観光振興、地域活性化、環境負荷の低減などの自転車交通の役割拡大に伴い、自転車活用推進計画を策定し、「世界最古の自転車機能発祥のまち」を広く情報発信するとともに、既設のサイクリングロードの活用や鉄道との連携、走行しやすい環境の整備など、分野を横断した自転車活用施策を展開することで、まちの活性化と良好な都市環境の形成を推進します。

協働による取組

- デマンドバスの利用者拡大を目的として、自治会やNPO法人等で組織する「本庄まるごと応援団」と連携し作成した利用手順のチラシを移動手段に困っている高齢者や免許返納者等に配布するなど、交通弱者に対する支援に取り組んでいます。

施策大項目5 水道水の安定供給

めざす姿

- ・良質で安全な水道水の供給により、市民が安心して水道水を使用しています。
- ・効率的で健全な事業経営により、水道水が安定的に供給され、市民が安心して水道水を使用しています。

成果指標	現状値	目標値
有収率（水道料金に換算された水量÷供給した配水量）	88.5%	93.0%
水道管の耐震化率	15.0%	18.0%

現況と課題

●本市の上水道の普及率はほぼ100%となっておりますが、水道施設の老朽化対策が課題となっており、漏水や老朽管更新に伴う濁り水の解消作業等で生じる無収水量※が多いため、有収率の低下にも影響しています。また、水道施設の更新にあたっては将来需要を的確に把握し、アセットマネジメント※の活用などにより計画的に進めていくことが必要です。

●近年は、「安全でおいしい水」へのニーズなど水道の水質への関心が高まっており、今後も安全で安心な水道水を安定的に供給していくため、引き続き水質管理の徹底が求められています。

●上水道は、市民生活や都市活動に欠かすことのできないライフラインのひとつであり、今後も安全で安心な水道水を安定的に供給していくため、災害に強い配水道管や浄水場等の施設の整備を引き続き進めていく必要があります。

●今後、人口減少に伴う水道事業収益の減少や、施設の更新に多額の費用が必要になってくることも見込まれています。将来にわたって持続可能な水道事業を運営していくために、健全で安定した経営を継続させていくことが課題となっています。

取組内容（施策中項目）

1. 安全な水道水の供給

●安全で安心して飲むことができる水道水を供給するため、平成30年度に策定した水安全計画を基に取水から浄水処理、配水に至るまでの水質管理を適正に行います。

2. 水道施設の整備

●水道水を安定的に供給するため、取水から浄水処理、配水に至るまでの水道施設の点検や維持管理を行うとともに、効率的な更新等に努めます。

●運転監視システムの自動化や施設点検管理システムの導入など、ICT※技術の活用により、施設の維持管理の効率化を推進します。

●災害等に強い水道施設の構築に努めます。

3. 健全な水道経営

- 健全で将来にわたり持続可能な水道事業を運営するため、業務の効率化、合理化を推進するとともに、水道料金収入の確保に努め、安定した経営基盤の構築に努めます。

施策大項目 6 下水道施設等の充実

めざす姿

- ・下水道等の整備が進み、快適な市民生活が送れるとともに、河川等の水質改善が図られています。
- ・雨水幹線の整備による市街地の浸水防除が図られています。

成果指標	現状値	目標値
汚水処理人口普及率〔総人口に対する公共下水道整備人口、農業集落排水整備人口、浄化槽※設置人口の合計の割合〕	89.90%	94.79%
公共下水道の水洗化人口〔整備区域内人口のうち公共下水道に接続している人口〕	41,795 人	48,580 人

現況と課題

- 公共下水道の水洗化人口は増加傾向にありますが、更なる増加が求められる状況であり、公共下水道へ接続する意義についての啓発活動や、戸別訪問等による水洗化（接続）普及促進を引き続き行っていくことが必要です。また、未整備地区では水路や側溝等に雑排水が流入することで悪臭や害虫が発生しているところがあります。公衆衛生の向上と河川等の水質改善に向けて、地域の特性に応じた汚水処理が必要であり、計画的な整備を進めています。
- 雨水幹線等が未整備の地域では集中豪雨や台風により浸水被害に見舞われる場所があり、道路冠水や家屋等の浸水防除のため、雨水排水施設について関係機関と連携し、計画的な整備を進めていく必要があります。
- 利根川右岸流域下水道として埼玉県が汚水処理場と流域下水道幹線を、市が利根川右岸流域関連公共下水道の管渠等について、それぞれに役割を分担して整備と維持管理を行っています。安全で快適な生活環境の維持を図るため、今後も引き続き協力しながら未整備地区の整備と既存施設の維持管理を効率的かつ計画的に進めていきます。
- 農業集落排水は6処理区の整備が完了しており、農村集落地域の1地区（都島）を公共下水道に編入し、残りの農業集落排水整備区域についても公共下水道や隣接処理地区への接続を行い、統廃合を計画的に進め、効率的な管理運営とコスト縮減を図る必要があります。
- 公共下水道区域及び農業集落排水区域以外では浄化槽※等によって排水処理がされています。今後も浄化槽※の普及と区域ごとの適正な排水処理について、新たな整備手法の検討を図るとともに啓発活動等の推進に努めていきます。

取組内容（施策中項目）

1. 公共下水道の整備

- 市民が良好な居住環境の下で安全で快適な生活が送れるよう、公共下水道の整備を計画的に進めます。
- 污水管渠の整備による公衆衛生の向上、河川等の水質改善、雨水幹線の整備による市街地の浸水防除に努めます。

2. 流域下水道の推進

- 利根川右岸流域下水道事業として、污水幹線・污水处理場の維持管理や更新について埼玉県と関係町とともに推進します。

3. 下水道施設等の維持管理

- 公共下水道、農業集落排水の施設を良好かつ適切に維持していくため、管渠や污水处理施設の効率的な管理に努めます。
- 農業集落排水の一部の処理区については、処理施設の老朽化対策として公共下水道や隣接処理区への統廃合を計画的に推進します。

4. 公共下水道等の水洗化の普及促進

- 公共下水道と農業集落排水の供用開始区域内における水洗化（接続）普及のため、啓発活動に努めます。

5. 浄化槽※の普及促進

- 河川等の保全や水質改善を図るため、公共下水道、農業集落排水の区域外においては、浄化槽※の普及促進に努めます。

施策大項目7 都市公園の整備と緑の保全

めざす姿

- ・市民のニーズに応じた、安全で安心して利用できる都市公園が整備されています。
- ・人と環境にやさしい貴重な自然や緑が保全されています。

成果指標	現状値	目標値
市民参加型で整備等を実施した公園数 [ワークショップの開催など市民の意見を反映して整備等を実施した公園数(累計)]	16 か所	20 か所
市街地に残る段丘斜面林の保全している割合 [段丘斜面林が存する面積のうち、市が保全を実施している面積の割合]	51%	53%

現況と課題

- 本市では、都市緑地法に基づく都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画で、本市にふさわしい緑のあるべき姿やその実現のための施策の方針である本庄市緑の基本計画を策定し、この計画を推進しています。
- 本市では、140箇所、面積約77haの公園を管理しており、運動や散策、交流の場等として多くの人に利用されています。また、これらの公園は災害時の避難場所としての機能や、貴重な緑の空間として重要な役割も担っています。今後、公園利用者の多様化するニーズに対応し、子育て支援や定住促進にも資するものとしていくためには、市民の協力を得ながら計画的に公園の整備を進めていく必要があります。
- 公園数の増加に伴って維持管理に要するコストが増え、運動施設や遊具等の老朽化が進んでいます。誰もが安全に安心して利用するためには、施設の修繕や更新を計画的に進め、また日常の維持管理についても、利用しやすい環境の整備を図りながら経費の節減に努めていく必要があります。
- 森林や平地林といった緑は、豊かな生活環境の創出のほか、自然環境の保持や防災の面でも大切な役割を担っています。貴重な緑や自然を守るため、引き続き市民の協力を得ながら緑を保全し、計画的に緑化を推進していくことが求められます。

取組内容（施策中項目）

1. 都市公園の整備

- 多様な市民ニーズに応える公園機能の充実を図るため、魅力的な公園づくりを進めます。また、コストを抑えながら市民ニーズに応える公園再生の推進を図るため、公園ごとの機能分担や連携利用の視点、市民の意見を伺いながら地域の身近な公園の再整備を進めていきます。

2. 都市公園の維持管理

- 誰もが安全に安心して公園を利用できるよう公園施設長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化やコス

トの平準化を図りながら、計画的に修繕や更新を進めます。また、指定管理者制度※の活用や住民参加により、利用しやすい環境を整備するとともにコスト縮減にも努めます。

3. 緑の保全と緑化の推進

- 貴重な自然や緑を守り、失われた緑を回復していくための取組を検討し、緑の基本計画に基づき、緑の保全と緑化の推進を行います。

協働による取組

- 公園に関する情報発信等により、公園利用を促進するとともに、市民の身近な公園への愛着を深め維持管理への参加を推進します。
- 民間事業者等との連携により、魅力ある公園づくりを推進します。
- 公園の清掃活動など維持管理を行う団体に対して、活動を支援します。
- 緑を「まもり、つくり、そだてる」担い手の育成を推進します。

第 5 章 市民生活分野

施策大項目 1 市民との協働によるまちづくりの推進

めざす姿	<ul style="list-style-type: none">・地域コミュニティの中心である自治会への加入率が上昇し自治会活動が活発化しています。・地域のニーズや課題に対して、年齢や性別、組織を問わず市民の活動が活発化しています。・市民の提案がまちづくりに活かれています。
------	---

成果指標	現状値	目標値
自治会の加入率 [全世帯のうち自治会に加入している世帯の割合]	82.31%	85.00%
NPO 法人登録数 [県に登録された市内にある NPO 法人の数]	43 団体	50 団体
市民提案型事業数[市民活動団体等が企画・立案し、行政と協働で行う事業数]	—	2 件

現況と課題

- 社会経済情勢の変化や、市民のニーズ・ライフスタイルの多様化等を背景に、解決が求められる社会課題も多様かつ複雑になり、行政だけではなく様々な主体が協働していくことが必要となっています。そのため本市では、自治会やボランティア団体、NPO法人等と協働して、福祉や教育、防犯・防災をはじめとした地域課題の解決や、地域の特性を活かした事業などに取り組んでいます。
- 地域コミュニティの希薄化によるコミュニティ活動への参加者の減少、また主体となってきた人材の高齢化などが課題となっています。このような中でも、今後一層の協働を進めていくため、協働の取組への意向を有する市民を含め多くの方へ、適切な情報提供や活動機会の提供等を通し、多様な市民活動を促進していくことが求められています。
- 自治会、ボランティア団体、NPO法人や企業等は、行政にとってまちづくりの重要なパートナーです。それらの団体や市民と更なる協働を推進するため、本庄市市民協働のまちづくり指針の策定、また本庄市市民協働のまちづくり条例を制定しました。条例等の趣旨に則り、今後、誰一人取り残されることのない本庄市を創り上げるために、市民活動団体等がそれぞれの特性を活かした役割を担えるよう支援していくことが求められています。

取組内容（施策中項目）

1. 自治会の支援

- 地域コミュニティの中心であり、行政の重要なパートナーである自治会による地域における様々な活動や、また、その集合体である自治会連合会の活動を支援します。

2. コミュニティ活動団体の支援

- 地域活動を行う自治会以外のコミュニティ団体との協働によるまちづくりの推進のため、活動の場の提供や事業活動を支援します。

3. ボランティア団体・NPO 法人等との協働

- ボランティア団体やNPO法人等との協働により、各種イベントや研修会等を開催するとともに、積極的にまちづくりへ参画する様々な市民活動を活発化させるための支援を行います。

4. 市民・企業との協働

- 地域の課題解決や公共サービスの更なる充実、地域コミュニティの推進に寄与する市民提案型事業の周知を行い、市民や企業からの提案を受け、協働で事業を行うことにより、市民協働のまちづくりを推進していきます。

協働による取組

- 自治会及び自治会連合会の活動を支援し、地域コミュニティの醸成と地域の課題の解決を図ります。
- 地域の課題や行政課題を自ら解決しようとする市民活動団体等による、専門性・柔軟性等を活かした公益的な活動について、協働して取り組みます。
- 市民活動団体等や高校生・大学生など、地域の多様な主体が共に協働してまちづくりに取り組むことにより、豊かで活力ある地域社会の実現を図ります。

施策大項目 2 人権を尊重する社会の実現

めざす姿

- ・人権尊重の精神が正しく身につくこと、市民一人一人の人権が尊重されています。
- ・人権問題についての悩みを持った市民が気軽に相談できる環境が整っています。
- ・性別、国籍や障害の有無に関係なく、全ての市民の個性と能力が発揮されています。
- ・DVなどに苦しむ市民の人権が尊重され、行政や関係機関の連携のもと、相談や支援の体制が機能しています。
- ・国籍、文化や言葉などの違いを認め合い、理解することで多文化共生の社会が実現しています。

成果指標	現状値	目標値
人権教育研修会への参加者数(年間)	843 人	1,900 人
審議会等における女性委員の割合 [法律・条例で設置されている附属機関の委員総数のうちの女性委員の占める割合]	23.3%	30.0%
国際交流事業への参加者数 [本庄市国際交流協会で行っている事業に参加している年間延べ人数]	545 人	2,000 人

現況と課題

- 女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題等に関係する人権問題は依然として存在し、また、LGBTQ（性的マイノリティ）への差別や偏見により生活上の困難を感じている方もいます。近年では、ICT※社会の進展に伴うインターネットへの差別的な書き込みの増加や、ヘイトスピーチ※による人権侵害の発生など、問題が複雑かつ多岐にわたっています。市民一人一人が人権を尊重し、ともにいきいきと暮らすことのできる豊かなまちづくりを実現するために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、教育及び啓発を中心とした取組を進める必要があります。
- 固定的な性別役割分担意識は、変化はしているもののいまだ根強く残っており、男女間や世代間による意識の差も大きく、多様な生き方の選択を妨げています。性別にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、尊厳を持って個性と能力を発揮しながら個人が生きられる、多様性に富んだ活力ある社会とするために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や女性のキャリア形成支援、意識改革などを一体的に行う必要があります。
- 近年グローバル化が一層進んでおり、本市にも様々な国籍の人が居住している現状から、生活習慣等の相互理解を促進するとともに、互いの言語や文化等を知る交流機会の創出等を図り、多文化共生社会を実現していくことが求められています。

取組内容（施策中項目）

1. 人権教育・人権啓発の推進

- 全ての人々の人権が尊重された社会を目指し、市民の人権意識を高め、人権尊重の精神が正しく身に付くよう、様々な場を通じ人権教育研修会等を開催するとともに、人権啓発活動を行います。

2. 市民の人権擁護

- 市民の日常生活において生じる人権に関する様々な悩みに対して、気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、市民の間に広く人権尊重の思想が普及するよう啓発に努めます。

3. 男女共同参画の推進

- 誰もが性別にかかわらず家庭生活と社会生活を両立できる社会を目指し、男女平等教育の推進や男女共同参画意識の啓発を図ります。

4. 配偶者等からの暴力（DV）防止及び被害者支援

- 被害者の早期発見や適切な保護に努め、自立支援の充実を図るとともに、市民一人一人がDVは身近にある重大な人権侵害であることを理解し、DVを許さない社会の実現を目指します。

5. 男女共同参画の推進

- 多文化共生社会の実現のため、在住外国人と市民との交流事業や、市民の国際理解を高めるための事業や公共刊行物等の多言語化の取組を推進します。

協働による取組

- あらゆる人権問題の解決のため、地域に密着した自治会や老人会、PTA、企業などと連携して研修会を開催し、人権が尊重される社会を目指します。
- 多文化共生社会の実現に向けて、本庄市国際交流協会及び外国人コミュニティとの協働により、市民の国際理解向上を図ります。

施策大項目3 危機管理体制の強化

めざす姿

- ・市民の防災意識が高揚し、日常的に災害に対する備えができています。
- ・行政と市民が協力して危機管理体制を整え、万一の災害時には迅速な対応が取れるようになっています。

成果指標	現状値	目標値
備蓄食料 [災害発生時に備えて蓄えておく食料]	48,340 食	60,000 食
自主防災組織率 [自主的に地域の防災活動を行う組織が各自治会に組織化されている割合]	95%	100%

現況と課題

- 地震、台風等による豪雨など、毎年全国各地で大きな被害をもたらす災害が発生しており、本市においても台風等による被害が発生しています。万一に備え、各種ハザードマップ※や、避難行動要支援者の避難支援プラン、防災マニュアルの作成・活用、総合防災訓練や土砂災害情報伝達訓練などを行っていますが、今後も、災害時の行動等についての市民への周知や、防災に関する研修会等を通して、市民の自主的な災害準備の更なる促進や、災害時の助け合い体制の更なる強化を図ることが求められます。また、市民の防災意識の高揚により防災関連講座の需要が高まっており、ニーズに対応していけるよう実施方法の検討が求められます。
- 山間地域では、土砂災害などにより道路が途絶する可能性があることから、避難路の安全確保や指定避難所の確保が必要となります。
- 避難生活に必要な物資を確保できるよう、食料や生活必需品、防災用資機材の備蓄のほか、災害時において迅速かつ確実に物資を調達する体制の確保、強化を図る必要があります。
- 指定避難所内での新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため、衛生環境対策用品やパーティション等の備蓄資材を整備してきましたが、今後も災害時に感染症の不安無く避難できる環境整備に努めていく必要があります。

取組内容（施策中項目）

1. 防災体制の推進

- 市民の生命及び財産を守るため、本庄市地域防災計画による防災訓練を行います。
- 防災情報の伝達手段として、市ホームページ・SNSや防災行政無線、メール配信等を充実するとともに、食料や仮設トイレなどの防災用資機材等の備蓄を計画的に進めます。

2. 防災意識の高揚

- 迅速な避難行動が行えるよう地震・風水害等のハザードマップ※を活用した研修会、防災訓練などを

通じて、市民の防災意識の高揚を図ります。また、家庭での食料、飲料水等の備蓄や家具の転倒防止などの自助意識の啓発に努めます。

3. 自主防災組織の育成

- 主防災組織の活動費等の助成や、出前講座などを通じた自助・共助意識の普及啓発を実施することで、その活動を支援します。

4. 消防団活動と地域防災力の向上

- 消防団員の定年を延長することで団員数の維持を図ります。また、入団促進を図るために、消防車の運転に必要な準中型自動車免許の取得に補助金を交付するなど、さまざまな方法で団員の確保に努めます。
- 消防団が活動しやすい環境を整えるとともに、地域の人々と連携して地域防災力向上のための活動や体制の整備に努めます。

5. 防災・減災のための施設整備

- 防災・減災のために、防災拠点の計画的な整備の推進や指定避難所における非常電源等の確保など備蓄品の充実や非常通信手段の確保を図ります。

6. 避難行動要支援者対策の推進

- 避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、防災情報の伝達手段や避難誘導等の支援体制の充実を図ります。

協働による取組

- 災害時等に迅速な行動が行えるよう、防災訓練や啓発活動などを通じて市民の危機管理意識の高揚を図るとともに、市全域にわたって自主防災組織の育成及び活動の支援を行い、日頃から地域の住民同士の顔の見える関係づくりを推進することで防災体制の強化を図ります。

施策大項目 4 防犯対策の推進

めざす姿

- ・防犯パトロールなど、地域の自主的な防犯活動が進み、犯罪が発生しにくいまちとなっています。
- ・防犯組織活動の活発化に伴い、住民相互のコミュニティが確立された住みよいまちとなっています。

成果指標	現状値	目標値
刑法犯認知件数[刑法に定められている窃盗などの犯罪行為による被害届件数(年間)]	475 件	470 件
全自治会の防犯ボランティア組織率[自主的に防犯活動に取り組む組織が各自治会に組織化されている割合]	95%	100%

現況と課題

- 本市では、犯罪を未然に防ぐことを目的として、地域で自主的に活動を行うパトロール隊や防犯ボランティアの結成・組織化を呼びかけてきました。その結果、自治会における防犯ボランティア組織率は、令和3年度時点で95%に達しており、刑法犯認知件数についても近年減少傾向にあります。一方で、高齢者等を狙った特殊詐欺の巧妙化・特殊化がみられるなど、引き続き防犯対策が求められる状況です。
- 今後も、本庄警察署、児玉警察署、本庄地方防犯協会、本庄地方暴力排除推進協議会等の関係機関・団体と連携し、さらに強力な防犯体制を構築するために、自主的な防犯パトロール隊等の活動支援と、組織化が済んでいない自治会の解消を図るとともに、防犯に関する環境整備を推進し、市民と行政が連携して犯罪のないまちづくりを進める必要があります。

取組内容（施策中項目）

1. 防犯活動団体の組織の強化

- 地域で自主的に防犯活動を行う団体は、団体組織化の推進により令和3年度末時点で106団体が登録されています。引き続き未組織自治会などの防犯ボランティアの組織化に努めるとともに、団体の育成と連携を図ります。

2. 地域防犯体制の充実

- 犯罪を未然に防ぐため、自治会を主体とした市民や企業（事務所）に向けた防犯研修会を積極的に展開します。
- 犯罪被害の実態の把握や身を守るための方法の学習などや、地域における防犯体制の見直しとコミュニケーションを図ることで、防犯体制を充実させます。

3. 犯罪の起きにくいまちづくり

- 自主防犯組織の充実強化、地域の施設ごとの防犯設備の充実と防犯に配慮した施設づくりを推進し、犯罪の減少を図り、犯罪の起きにくいまちづくりを進めます。

4. 暴力団排除活動の推進

- 警察と地域住民・企業・行政が協力して暴力団等の排除活動を推進します。

協働による取組

- 市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA等関係団体や地域防犯推進委員等による児童生徒の見守り活動や防犯パトロールなどを通じて、犯罪に対する認識を地域で共有し、犯罪の撲滅に向けた活動を充実させるなど、犯罪の起きにくいまちづくりを進めます。また、令和4年1月より開始したジョギング・ウォーキングパトロールなど、個人でも防犯活動に参加できる仕組みを通じて、協働による防犯対策を一層推進します。

施策大項目 5 交通安全対策の推進

めざす姿

- ・交通安全施設が適切に設置され、市民が安心して生活できる交通環境が整備されています。
- ・交通安全に対する意識が高まり、高齢者や障害のある人、子どもなどの交通弱者への配慮がなされています。

成果指標	現状値	目標値
市内における交通人身事故発生件数（年間）	184 件	180 件
上記のうち高齢者が関係した事故発生件数〔65 歳以上の人当事者となった件数（年間）〕	36 件	30 件

現況と課題

- 本市の交通人身事故発生件数は減少傾向にあり、平成28年からの4年でおおよそ半減しているものの、人口千人あたりの交通人身事故発生件数で見ると、非常に多い状況が続いておりましたが、令和3年になり、これまでより改善されてきています。本市の特徴としては、事故死者数に占める高齢者の割合が高く、今後の高齢化の進行により、高齢者が関係する事故の割合がさらに高まると予測されます。そのため、引き続き、運転に不安を感じる高齢者に運転免許証の自主返納を促す啓発活動等や、そのための移動手段の確保、また、安全で円滑な運行の確保に向けた道路交通環境の一層の整備を行う必要があるほか、高齢者が交通安全教育を受ける機会の拡充等が求められます。
- また、自動車運転者のみならず、歩行者や自転車利用者などを含む、道路利用者全体の交通安全の確保のため、学校、家庭、企業及び地域における交通安全意識の高揚のほか、交通安全施設などの道路交通環境の一層の整備が求められます。

取組内容（施策中項目）

1. 交通安全施設などの道路交通環境の整備

- 安全で円滑な道路交通の確保のため、カーブミラー、区画線、道路照明灯などの交通安全施設の整備を図るとともに、適正な管理を行います。また、ゾーン30やグリーンベルトといった交通安全のための道路の環境整備を順次行い、交通事故の防止を図ります。

2. 交通安全意識の高揚

- 高齢者や子どもなど交通弱者の交通事故防止及び自転車の安全利用の促進を重点施策として、運転に不安を感じる高齢者の自動車運転免許証の返納を促していくとともに、幼児・児童生徒に対する交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚を図ります。

協働による取組

- 市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA等関係団体や交通指導員等による児童生徒の見守り活動などを通じて、地域における交通事故への認識の共有を推進し、地域の交通安全教育や交通安全思想の普及啓発などに取り組みます。

施策大項目6 市民サービスの向上

めざす姿

- ・市民のライフスタイルに合わせ、時間や場所に制約されない市民サービスが提供されています。
- ・市民サービスのデジタル化等の推進により効率化を図り、市民が快適なサービスを受けることができます。

成果指標	現状値	目標値
証明書コンビニ交付サービスの交付数	3,602件	5,500件
オンラインによる交付手続利用件数	1件	520件

現況と課題

- 窓口サービスについては、社会経済情勢の変化や市民のライフスタイルの多様化に対応し、日曜開庁により住民票の写しや、戸籍謄抄本、印鑑証明書、パスポートの交付などを行っています。そのほか、電話予約による住民票の写し、印鑑証明書、税務証明書の休日交付や、郵送請求による各種証明書の交付、証明書コンビニ交付サービスも行っており、今後も市民サービス向上のため、窓口業務のあり方やICT※の活用などについて、費用対効果も勘案しつつ市民のニーズに対応していく必要があります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、近年は窓口利用者の増加は見られない状況です。
- 市民相談は、事前予約制で、法律相談、行政相談、不動産相談、税務相談、年金・労働相談を行っており、特に法律相談は希望者が多く相談日を増やして対応していますが、それでも希望に応じられないケースも見られます。そのため、受付時に内容を聞き取り、福祉分野における総合相談や社会福祉協議会など、他部門の相談業務との連携も図っていく必要があります。
- 市公共施設においては、市民ニーズの多様化に対応するため、より市民の立場に立った使いやすい施設にすることが求められています。

取組内容（施策中項目）

1. 窓口サービスの向上

- 市民の利便性を高めるため、日曜開庁や電話予約による証明書の休日交付、コンビニ交付、電子申請などのサービスを提供します。また、市民ニーズの変化に対応した窓口業務等の改善に努めます。

2. 市民相談の充実

- 会経済情勢の変化に伴い、複雑・多様化した市民の相談に対応します。多様な相談希望者に対応できるよう他部門の相談業務との連携を図ります。

3. 市民ニーズに合った使いやすい市庁舎等の実現

- 来庁される市民にとって使いやすい市庁舎等の実現に努めます。

第 6 章 行財政経営分野

施策大項目 1 市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進

めざす姿	<ul style="list-style-type: none">・全ての市民に開かれた行政となり、意見や意向を述べられる市民参加型の行政経営が行われています。・市政情報が公開され、計画策定や施策の実施に市民が積極的に参加しています。・公文書等の情報提供が一層充実し、市政の公正な執行と市民の信頼の確保が図られています。
------	---

成果指標	現状値	目標値
市ホームページへのアクセス数	2,927,767 件	3,351,000 件
市ホームページ更新件数	3,826 件	4,545 件
市民の意見を聴く場の実施回数[対話集会・ワークショップ等]	105 回	110 回

現況と課題

- 広報紙（広報ほんじょう・広報ほんじょうおしらせ版）、市ホームページ、SNS※など様々な媒体を通じて、市政に関する情報発信を行っています。市ホームページへのアクセス数は、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響で大幅に増加しましたが、平時においても目標値を上回り続けるよう、今後も有効で分かりやすい情報発信を心がけるとともに、SNS※から市ホームページへの誘導等の効果的な運用を図るなど、市民にとって情報を入手しやすい環境の整備に努めていく必要があります。また、若者から高齢者まで誰もが必要な情報を簡単に入手できるよう、多角的な情報発信に努めていく必要があります。
- 「市長への手紙」や「市民と市長との対話集会」により、市民からの意見・提言を広く求め、市政に反映させています。また、市の政策等の策定過程において、各種審議会委員等の公募や市民アンケート調査、パブリックコメント※、ワークショップなどを行い、市民意見の聴取、市民ニーズの把握を行っています。市民からの意見を聴く機会の充実を通し、市民からの理解と信頼を深め、開かれた市政を推進し、公正の確保と透明性の向上を図ることが重要です。
- 行政が行う業務の根拠や手続等の情報を市民がいつでも容易に把握できるよう、市民の利便性向上に向けた情報化に取り組んでいます。市民に向けて、幅広い分野で情報を積極的に発信していくことが重要です。

取組内容（施策中項目）

1. 広報広聴活動の充実

- 広報紙、市ホームページ、SNS※など様々な媒体を活用し、有効で分かりやすい情報発信を積極的に行

います。

- 「市長への手紙」や「市民と市長との対話集会」などを通じて、市政に対する要望や意見などを広く聴取します。
- 広報紙・市ホームページは、文字やレイアウトに配慮して誰もが見やすい紙面・画面構成に努めます。

2. 市民参加の促進

- 全ての市民に開かれた行政となり、本市の未来の舵取りを市民と共に進んでいく市民参加型の行政経営に努めます。
- 市の政策等の策定にあたっては、各種審議会等の委員公募、ワークショップ、パブリックコメント※等を充実させ、市政への市民参加を促進させます。

3. 情報公開・情報提供の推進

- 電子データを含めた公文書の管理（保管、保存及び廃棄）を適正に実施するとともに、市政に対する理解と信頼を高めるため、市民への情報提供を積極的に推進します。

協働による取組

- 広報ほんじょうの読者に対し、紙面構成や内容に関する「広報アンケート」を実施し、いただいたご意見を紙面に反映させることで、より市民に伝わる広報紙の制作に努めていきます。
- 広報紙、市ホームページ等で市民が自ら情報発信できる場の提供を進めていきます。
- 広報紙、市ホームページ、SNS※など様々な媒体の活用により、各種審議会委員等の公募、パブリックコメント※、市民説明会、ワークショップ等を一層推進し、市民の意見を市政に反映させていきます。

施策大項目2 効率的・効果的な行政経営の推進

めざす姿

- ・住民に分かりやすい組織が構築されています。
- ・全職員が性別にかかわらず能力を発揮し、いきいきと活躍する職場環境が整備され、市内事業所のモデルとなっています。
- ・近隣の自治体や民間との相互連携により、効率的かつ効果的な行政経営が行われています。

成果指標	現状値	目標値
職員提案制度※件数(年間)	5件	15件
高ストレス※と判定される職員の割合 [厚生労働省の判定基準10%]	11.0%	10.0%

現況と課題

- 多様化する市民ニーズや生産年齢人口の減少などが招く厳しい財政状況に備え、効率的・効果的な行政経営による健全な財政基盤の確立が、今まで以上に強く求められています。
- 時代の変化に的確に対応していくため、行政改革の推進、事務手法の見直し・改善、費用対効果等の検証、行政が行うことの妥当性の点検等をデータの活用を図りながら行うとともに、民間の考え方等を適宜取り入れながら、民間委託や広域行政の推進などによる経費の削減や市民サービスの向上を図る必要があります。
- 事務処理や意思決定の迅速化、決定後の即時対応、部局間の連携の強化などを継続的に行うとともに、職員が能力を十分に発揮して健康でいきいきと活躍できる職場環境づくりを推進していくことが重要です。

取組内容（施策中項目）

1. 行政改革の推進

- 本庄市行政改革大綱及び本庄市行政改革大綱実施計画により、行政改革を推進します。計画の推進期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

2. 民間委託等の推進

- 事務事業について、妥当性・必要性・有効性等を総点検し、経費の削減やサービスの向上が図られるものは積極的に民間委託を図ります。
- 公共施設の管理運営について、指定管理者制度の活用等を図るとともに、PPP/PFI※等、施設に合わせた維持管理を推進するなど、サービスの向上及び経費の削減を図り、利用者の満足度向上に努めます。

3. 組織、機構の見直し

- 刻々と変化する社会経済情勢や市民ニーズの多様化に対し、迅速かつ柔軟に対応できる組織を目指し、スクラップ・アンド・ビルド※を基本にスリム化された組織編成を行います。また、意思決定の迅速化と責任の明確化のため、市長権限の事務委任や事務決裁規程については、必要に応じ見直しを図ることにより庁内分権を推進します。

4. 広域行政の推進

- 多様化する市民ニーズへの対応や財源の効果的な活用に努めるため、広域連携や企業等との連携を推進します。
- 消防・救急やごみ処理をはじめとした市民生活に身近な取組の充実を図ります。
- 本庄地域定住自立圏の中心市として、圏域市町の相互発展を目指します。

5. 適正な人事管理

- 職員が職務を行うにあたり発揮した能力や挙げた業績を適正かつ客観的に評価し、任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用します。
- 女性管理職登用率の向上に、目標を持って取り組みます。
- 定年の段階的引上げにより、60歳以降の職員の多様な働き方へのニーズが高まると考えられます。こうした職員の働き方、退職者数の動向、業務量の推移、年齢構成を勘案した新規採用のあり方などの検討結果を踏まえ、適正な定員管理を推進します。

6. 職員の意識改革と人材育成

- 職員の意識改革を促すとともに専門的な知識を習得させるため、外部団体が開催する専門性の高い研修に参加させるなど様々な機会を捉えて職員研修を行い、人材の育成を図ります。
- 定年退職者を再任用することで、職員が長年培った知識、経験、能力などを組織の中で有効に活用します。
- 業務の改善や効率化などについて職員自ら提案することで、業務に対する意識を高め、提案を実施することにより、市行政の一層の充実を図ります。

7. 職員の健康管理と良好な職場環境の整備

- 質の高い安定した行政サービスを継続的に提供するために、職員が健康で安心して業務が行えるようストレスチェックやオンライン個別相談を継続して実施するなど、心身の健康増進を図ります。
- 在宅勤務や時差出勤をはじめとした多様な働き方に対応することにより、職員のワーク・ライフ・バランスの改善に努めます。

8. データの集積と活用の推進

- 各種統計や本市の各種事業のデータを集積・可視化・共有化することで、様々な分野の業務において、課題の把握、事業の企画立案等に活用できるよう取り組みます。

施策大項目3 早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進

めざす姿

- ・早稲田大学とのまちづくりに関する連携事業によって、活力と魅力あるまちづくりが進められています。
- ・早稲田大学との人材育成に関する連携事業によって、次代を担う人材が育成されています。
- ・早稲田大学との連携により、「知的資源に恵まれた都市」というブランドイメージが構築され、移住・定住者が増加しています。

成果指標	現状値	目標値
市内小学生が早稲田大学との人材育成連携事業に参加した割合(年間)	19.6%	40.0%
早稲田大学との協働事業数	33 事業	60 事業

現況と課題

- 早稲田大学と本市は、昭和30年代から今日まで長年にわたり、様々な分野において連携・協働によるまちづくりを行ってきました。平成17年には、双方の保有する資源を使って新たな関係を構築し、広く地域社会の発展に資することを目的とした基本協定を締結しました。
- 本市の活力ある地域づくりや人材育成を図り、地域社会発展のため、早稲田大学の持つ多分野にわたる知的資源や研究者・学生等の人的資源を本市の地域資源と組み合わせ、協働連携による魅力的なまちづくりや人材育成、文化の育成・発展、研究・開発に関し、相互に必要な支援と協力を行っていくことが必要です。

取組内容（施策中項目）

1. 協働連携によるまちづくり

- 大学の保有する知的資源と市の地域資源を組み合わせることで、活力と魅力あるまちづくりを進めます。

2. 協働連携による人材育成

- 小学生を対象とした環境学習への支援、市民総合大学や子ども大学ほんじょうでの協力講座の実施、市職員を対象とした研修などを通して、多様化する社会的課題の解決に貢献できる、次代を担う人材の育成に取り組みます。

3. 協働連携による文化の育成・発展

- 留学生と小学生による文化交流や文化教室への講師派遣等を通じて、大学と地域の人々がお互いの理解を深めながら、文化水準の向上と市民の知的好奇心の充足を図ります。
- 本庄早稲田の杜ミュージアムの共同運営を通じて、市民に本市の歴史や文化のみならず、早稲田大学

が所蔵する貴重な文化財が市内において公開される機会を創出するとともに、世界の文化に触れる機会を提供することで、文化水準の向上を図ります。

4. 協働連携による研究支援

- 地域資源を活かした教育研究への支援により、先端的な研究成果の創出と新たな地域資源の発掘に取り組めます。

協働による取組

- 継続して取り組んでいる各種の事業は、本市の文化水準の向上や人材育成に寄与しています。今後は、知的資源・人的資源の更なる活用に向けた機会の創出を推進し、幅広い層の市民が早稲田大学との協働に関われるよう努めます。また、市内外への本施策のPRを通し、本市のまちづくりへの関心を集め、市民のまちづくりへの意識の向上やまちの魅力の創出につながるよう努めます。

施策大項目 4 行政のデジタル化の推進

めざす姿

- ・ICT※を活用した行政サービスが充実しています。
- ・情報の保護や保全のためのセキュリティ対策がより強化されています。
- ・デジタル技術の利用が市民に身近なものになっています。

成果指標	現状値	目標値
オンラインによる各種手続数	40 手続	100 手続
マイナンバーカードの交付率	36.1%	100.0%

現況と課題

- ICT※が飛躍的に進展している中、市民の利便性の向上や効率的・安定的な行政事務の推進のために、本市でも各種手続等のオンライン化、システムのクラウド利用等を進めています。今後も、AIやRPA等の導入を含めてICT※環境の充実を図っていく必要があります。さらに、ICT※環境を幅広い市民が活用していけるよう、必要な情報提供や支援のあり方を検討し、実施していくことが求められます。
- 情報セキュリティに対する脅威が増大している中、市民の個人情報を保護するとともに適切な行政事務を運営していくために、情報セキュリティ対策をさらに強化していく必要があります。
- 大規模災害が発生した際には、電子メールの不達やインターネットの障害、情報システム及びデータの消失などにより、市民生活に深刻な影響が生じる可能性が想定されることから、大規模災害に備えた対策を強化し、ICT※環境の利用確保や早期復旧の体制整備を行うことが必要です。

取組内容（施策中項目）

1. ICT※の利活用による市民の利便性の向上

- インターネットやマイナンバーカードをはじめとしたICT※の利活用により市民のニーズに対応した行政サービスを推進し、市民の利便性の向上を図ります。
- 誰もがデジタル機器を活用できるよう、必要とする方に対する支援を行います。

2. ICT※の利活用による効率的・安定的な行政事務の推進

- AIやRPA等の新たなICT※を積極的に活用し、より効率的・安定的な行政事務の推進を図っていきます。
- 行政事務の決裁行為のシステム化や内部の会議資料のデータ化をすることにより、引き続き紙資源の削減や、職員の事務負担の軽減を図ります。
- 統合型GIS※の更なる活用により、庁内各部署が保有する空間情報を共有し、①地図データ作成の重複投資削減、②地図を利用する業務の効率化、③利便性の高い住民向けサービスへの活用、④政策判断などへの活用を図っていきます。

3. 情報セキュリティ対策の強化

- 最新のICT※の動向の把握・分析に努めるとともに、「本庄市情報セキュリティポリシー」に則して、物理的・技術的・人的な情報セキュリティ対策と情報セキュリティ監査を引き続き実施し、情報セキュリティマネジメントの強化を図ります。

4. 行政システムにおける大規模災害に対する対策の強化

- 大規模災害に対して、行政システムの業務継続性を確保するための対策の強化を図ります。

施策大項目5 自主性・自立性の高い財政運営の確立

めざす姿

- ・多様な手段による自主財源の確保と適切な予算執行により、健全な財政運営が行われています。
- ・各種サービスにおける受益者負担の見直しが行われ、負担の適正化が図られています。
- ・公共施設等について総量の削減や長寿命化を推進し、維持管理・運営の効率化等に計画的に取り組むことで財政負担を縮減し、安全で持続可能な施設整備が行われています。

成果指標	現状値	目標値
経常収支比率※〔財政運営の弾力性を示す指標（比率が高いほど、財政運営の硬直化が進んでいることを表す）〕	89.3%	92.7%以内
実質公債費比率※〔公債費のうち交付税により措置されるものを除いた正味の公債費の占める割合〕	3.7%	3.7%以内
将来負担比率※〔標準的な収入に対して、一般会計等が抱える実質的な負債の占める割合〕	0.0%	0.0%
20代・30代の転入超過人口〔転入人口－転出人口〕	108人	0人(移動均衡)

現況と課題

- 本市の財政状況は、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少により、経済活動の縮小・停滞が懸念され、市税収入の大幅な伸びが見込めない一方で、社会保障経費の増大や公共施設の更新・修繕等の歳出の増加が見込まれており、厳しい状況が続くことが予想されています。
- 持続可能なまちづくりのために、財政健全化の根幹である自主財源を確保するとともに、重点的な資源配分（メリハリ付け）により、効率的・効果的な行財政経営の推進に努める必要があります。
- 健全な財政運営を図るため、公平で適正な課税に基づく安定した税収の確保や、受益者負担の適正化に継続的に取り組んでいます。また、ふるさと納税制度の活用やネーミングライツの導入により、自主財源を確保する取組を推進しています。今後も、本市の地域資源を、まちの魅力として発信することにより、市内外の人や企業から「選ばれるまち」となる取組を推進していく必要があります。

取組内容（施策中項目）

1. 自主財源の確保

- 適正な課税と納税・納付への意識啓発を促進し、納税・納付秩序の維持を図るとともに収納率の向上を目指し、安定的な自主財源の確保に努めます。
- 優良な企業の誘致や地元雇用の創出、クラウドファンディングを含めたふるさと納税制度等による寄

附者の増加を図るとともに、広告収入やネーミングライツなどの多様な財源の確保に取り組みます。

2. 計画的な財政運営

- 中長期的な視点に立ち、市財政の健全性を確保するよう、財政収支の見通しを作成し、計画的・効率的な財政運営に努めます。
- 地方公会計による財務諸表など市民に分かりやすい財政状況の公開、入札・契約事務の透明化に努めるとともに、財政運営の適正化を図ります。

3. 財産管理の効率化

- 公共施設の効率的、効果的な運営ができるよう適正な施設管理を行います。
- 未利用地について、今後利用の計画がないものは、積極的に公売するなど、自主財源を確保するとともに、適正な財産管理に努めます。

4. 事業コストの縮減

- 市民のニーズに即した「選択と集中」による事業を実施し、計画的な行政経営を図ります。
- 事務事業評価※により、事業の有効性や効率性を継続的に検証し、事業のスクラップ・アンド・ビルドを図ります。

5. 公共施設等の適正な配置

- 市の保有する全ての公共施設等について、中長期的な視点から施設総量の削減や長寿命化の推進、維持管理・運営の効率化等に取り組み、財政負担を縮減するとともに安全安心な施設を通じた行政サービスを提供します。
- 社会情勢や財政状況を踏まえた上で、各施設が有する課題の解決に向けて、市民との合意形成を図りつつ、長期を見据えた公共施設マネジメントのビジョンを構築することで、公共施設の適正な配置を実現します。

6. まちの魅力創造と移住定住促進

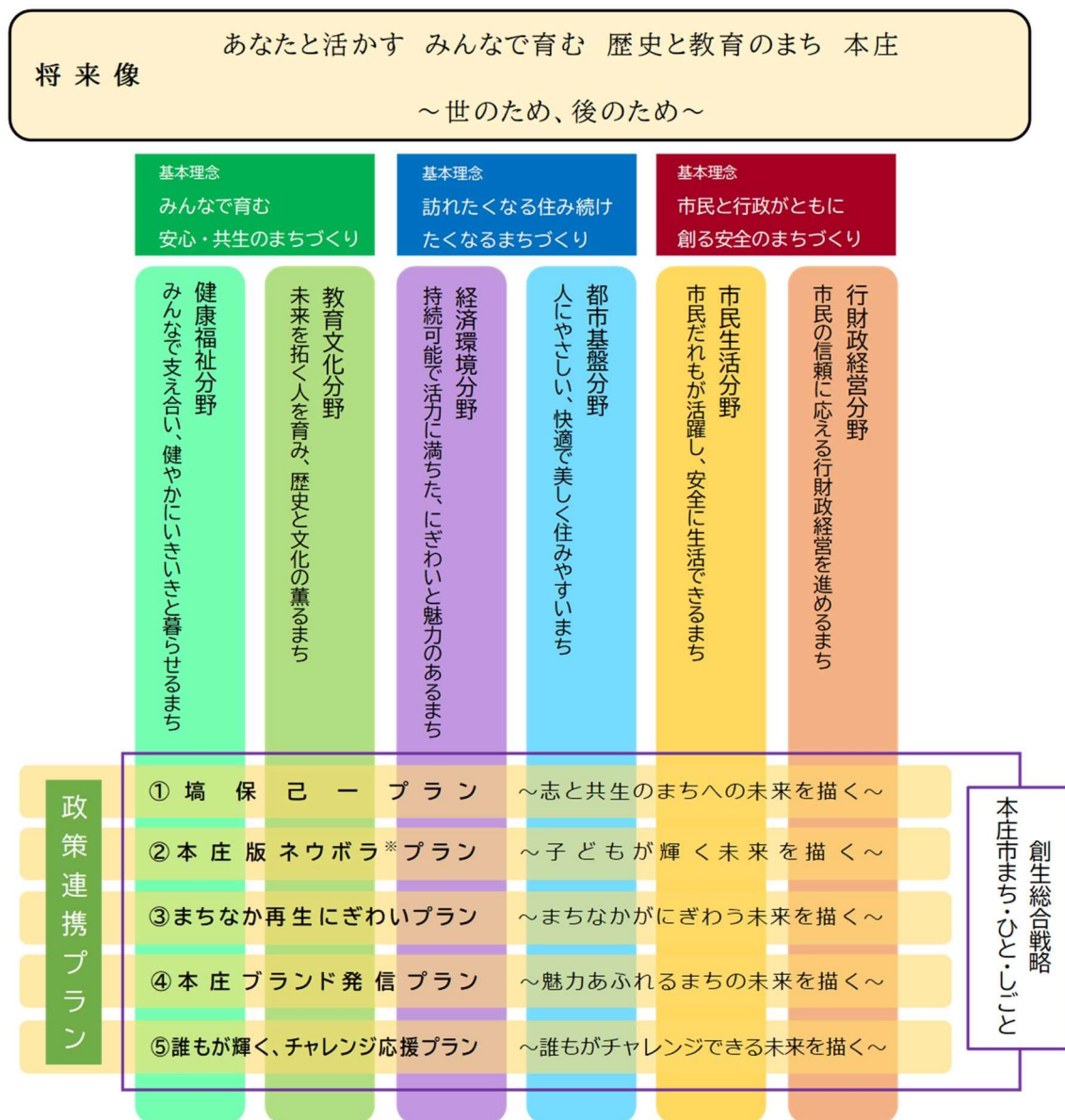
- まちの魅力が向上し、市内外の人や企業に「選ばれるまち」になることが必要です。魅力ある地域資源を掘り起こし、積極的な情報発信に取り組みます。
- 本市におけるシティプロモーション戦略である「選ばれるまちとなり、定住人口が増加することで持続的に発展すること」の実現に向けて、「①認知度の向上、②関係人口※の創出、③移住・定住者の増加」に取り組み、移住定住の促進につなげます。

協働による取組

- 高校生等を含めた幅広い市民自らが、地域への愛着と誇りを高めていけるよう、ワークショップ等によるまちづくりへの積極的な参加を促し、「選ばれるまち」となるため、市民と協働でシティプロモーションに取り組みます。

第 7 章 政策連携プラン

政策連携プランは、各政策大綱分野内の施策の推進だけでは解決が難しい分野横断的な課題に対し、その課題意識を明示するとともに、課題解決に資する個別の取組を体系的にまとめたものです。本計画においては、前期基本計画からの課題に引き続き取り組むため、基本的な枠組みは踏襲しつつ、状況の変化や新たなニーズ等も踏まえて再編しました。



●政策連携プランと本庄市まち・ひと・しごと創生総合戦略

本庄市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」といいます。）は、人口減少や少子高齢化、経済の縮小や社会の減退といった課題に対する具体的な施策や目標をまとめたものです。本計画においては、政策連携プランと総合戦略の一体的な運用を図ることにより、これらの課題解決に向けた取組を効果的かつ効率的に推進していきます。なお、各プランの推進に向けた具体的な取組は、総合戦略に体系的に取りまとめたうえで、定期的な見直しを行いながら推進していきます。

1 塙保己一プラン ～志と共生のまちへの未来を描く～

本市出身の盲目の国学者・塙保己一は、「世のため、後のため」という思いから、様々な困難を乗り越え、「群書類従」の編纂や「和学講談所」の創設などの偉業を成し遂げました。こうした塙保己一の思いや生き方に学び、誰もが夢や志を持って生きられる社会の実現を図るとともに、様々な立場の方が支え合って暮らすことができる共生のまちづくりを推進します。

推進のための取組

●塙保己一の生き方に学ぶ

塙保己一の生き方は、夢や志を持ち、困難にくじけずにたゆまぬ努力を重ねる大切さを、今を生きる我々に指し示してくれています。本市の児童生徒に対するキャリア教育を通し、就労観や職業観を育てるとともに、塙保己一を題材にした教材を用いた道徳教育を行い、豊かな心の育成を図ります。また、年齢を問わず学び続けることを通して、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習活動の機会の充実を図ります。

【施策大項目】

2-1 確かな学力と自立する力の育成

2-2 豊かな心と健やかな体の育成

2-4 生涯学習の活発化

●互いに支え合い、誰もが安心して生活できる社会を実現する

盲目という障害のあった塙保己一は、支えてくれた人々への感謝や「世のため、後のため」という思いから、様々な困難を乗り越えて偉業を成し遂げました。このことを踏まえ、地域で共に支え合い、障害の有無や経済状況にかかわらず安心していきいきと生活できる社会の実現を目指します。福祉総合相談窓口の運営を通し、福祉分野の複合的な課題や制度の狭間のニーズに対し、縦割りではない分野横断的な対応、関係する機関や地域社会と連携した支援を図るほか、まちづくりにおけるユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進し、誰もが安心して生活できる基盤の整備も進めます。また、障害者スポーツの普及・啓発等を通じ、共生社会の実現を図ります。

【施策大項目】

1-6 障害者福祉の推進

1-7 生活困窮者等の支援

2-6 生涯スポーツ・レクリエーションの促進

4-4 交通サービスの充実

●塙保己一の精神を今に活かす

塙保己一が編纂を成し遂げた「群書類従」は、現在、日本の文学・歴史等を研究する上で欠くことのできない重要な資料となっています。この精神を今に活かし、市政情報の提供の充実や情報公開・情報提供の推進を図るとともに、デジタル化を全庁的に進め、さらなる市民サービスの利便性向上を図ります。また、生涯学習のシンボルでもある塙保己一の事績を顕彰する活動を支援し、その精神と事績の普及推進を図ります。

【施策大項目】

2-4 生涯学習の活発化

5-6 市民サービスの向上

6-1 市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進

6-4 行政のデジタル化の推進

数値目標

障害者への支援体制・地域の支え合いに係る市民満足度、市民総合大学参加者数、オンラインによる手続数

2 本庄版ネウボラ※プラン ～子どもが輝く未来を描く～

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に加え、出会いの機会の創出や、地域における子育てしやすい環境の整備、早稲田大学等との連携による教育の充実等を進め、子どもが輝くまちづくりを推進します。

推進のための取組

● 出会い・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

結婚へとつながる出会いの機会を創出し、妊娠・出産から子育てにわたる切れ目のない支援を行うことで、本市の未来を拓く子どもを安心して産み育てる環境を整えます。また、貧困、虐待、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く様々な課題に対し、関係する機関や地域社会と連携した支援を図ります。

【施策大項目】

1-1 子ども・子育て支援

1-2 健康づくりの推進

1-4 地域福祉の推進

1-7 生活困窮者等の支援

● 地域における安全安心の子育て環境の整備

子どもたちが安心して利用できる遊びの場・学びの場を提供するとともに、子育て支援グループ、NPO法人、ボランティア団体等との協働により、親子の交流の場の提供や子育て相談、見守り活動等を実施し、地域における安全安心の子育て環境を整えます。

【施策大項目】

1-1 子ども・子育て支援

1-2 健康づくりの推進

1-4 地域福祉の推進

1-7 生活困窮者等の支援

2-4 生涯学習の活発化

4-7 都市公園の整備と緑の保全

● 地域資源を活かした学びの機会の充実

子どもが地域の産業や歴史・文化資源、早稲田大学の知的資源等に触れる機会を設けることで、本市ならではの学びの機会の充実や地域への愛着の醸成につなげます。

【施策大項目】

2-1 豊かな学力と自立する力の育成

2-5 文化財の保護と活用の推進

3-1 農林業の振興

6-3 早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進

数値目標

合計特殊出生率、子育て支援に係る市民満足度

3 まちなか再生にぎわいプラン ～まちなかがにぎわう未来を描く～

まちなかの再生、にぎわいの創出に向けて、本庄駅北口周辺整備や空き店舗活用等、にぎわいを呼び込むまちづくりを多方面から進めるとともに、快適な生活環境の整備を図り、市民が誇りを持てる、また市外の人を訪れたいまちづくりを進めます。

推進のための取組

●にぎわいのあるまちなかづくり

本庄駅や児玉駅周辺を中心とした既成市街地のにぎわいの創出に向けては、都市計画に沿ったハード面での整備に加え、にぎわい創出の担い手への支援等のソフト面での施策も求められることから、両者の連携を図っていくとともに、学生等の若者を含めた多様な主体が参画するにぎわいづくりを推進します。

【施策大項目】

3-2 商業の振興

3-4 観光の振興

4-1 計画的なまちづくり

●快適な生活環境の整備

快適な生活環境を整備する上では、都市景観、道路整備、公共交通、環境保全・緑化など多分野にわたる取組が必要です。実際に生活する市民の声を反映させるとともに、コミュニティ活動団体やボランティア団体など、市民との協働による取組を進めます。

【施策大項目】

3-6 環境対策の充実

4-2 居住環境の整備

4-3 道路・河川の整備と維持管理

4-4 交通サービスの充実

4-7 都市公園の整備と緑の保全

5-1 市民との協働によるまちづくりの推進

数値目標

居住誘導区域内に居住している人口の占める割合、計画的なまちづくりに係る市民満足度

4 本庄ブランド発信プラン ～魅力あふれるまちの未来を描く～

本市の様々な地域資源について、魅力の磨き上げと市内外に向けた発信を推進し、「本庄ブランド」の構築を図るとともに、移住・定住の促進につながるよう各施策の一体的な展開を図ります。

推進のための取組

●本庄ブランドの構築

本市の豊かな自然、歴史・文化、早稲田大学や各高校、産業等の地域資源を活かし、観光や特産品の魅

力及び都市イメージの向上を図り、市民が愛着や誇りを持つことができる本庄ブランド確立に向けた取組を推進します。

【施策大項目】

3-1 農林業の振興 3-4 観光の振興 6-3 早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進

6-5 自主性・自立性の高い財政運営の確立

●魅力発信と移住・定住促進

本市の農産物等についてさらなる発信強化を図るとともに、魅力の発信拠点として「道の駅」の整備等について、その可能性や方針を各分野間での協働により検討を進めます。また、交通アクセスの利便性の高さや自然の豊かさ等、住環境としての魅力発信に加え、移住支援施策を一体的に実施することにより、本市への移住・定住促進を図ります。

【施策大項目】

3-1 農林業の振興 3-4 観光の振興 4-3 道路・河川の整備と維持管理 4-4 交通サービスの充実

6-5 自主性・自立性の高い財政運営の確立

数値目標

市民の定住意向、観光入込客数

5 誰もが輝く、チャレンジ応援プラン ～誰もがチャレンジできる未来を描く～

人口減少を抑制するうえで重要となる雇用の創出や確保を進めるとともに、就労に限らず社会参加や市民活動など、誰もがそれぞれの状況に応じて活躍できるチャレンジを応援します。

推進のための取組

●多様な人材の活躍機会の創出

産業の誘致・集積等による雇用の創出や、経済的支援にとどまらない伴走型の創業支援を行うほか、就労支援や高齢者の社会参加の促進、市民団体等への活動支援など、誰もがそれぞれの状況に応じて活躍できる機会の創出を図ります。

【施策大項目】

1-5 高齢者福祉の充実 3-2 商業の振興 3-3 工業の振興

3-5 いきいき働ける環境づくりと消費者の安全と利益の確保 5-1 市民との協働によるまちづくりの推進

●多様な人材が安心して活躍できる環境の整備

子育てと仕事が両立できる環境の実現に向けた支援を行うほか、障害のある人の就労機会の拡大を図るなど、誰もが安心して活躍できる環境の整備を推進します。

【施策大項目】

1-1 子ども・子育て支援

1-6 障害者福祉の推進

3-5 いきいき働ける環境づくりと消費者の安全と利益の確保

数値目標

誰もがいきいきと働き続けられる環境づくりに係る市民満足度、障害者雇用率

※各プランの「推進のための取組」において示しているそれぞれの施策大項目は、策定時点において各プランとの関連が特に強いと想定されるものを示しているものです。各プランの推進にあたっては、ここで示す施策大項目に限定することなく、状況の変化に応じて、必要な連携を図っていきます。

本庄市総合振興計画

発行：本庄市

編集：企画財政部企画課

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3

TEL：0495-25-1111（代表）

FAX：0495-21-8499

URL：<https://www.city.honjo.lg.jp>